

第一百四十四回

参議院環境特別委員会議録第五号

		平成九年四月二日(水曜日)	
午前十時二分開会			
委員の異動			
三月二十七日		四月一日	
辞任	常田 享詳君	辞任	常田 享詳君
足立 良平君	補欠選任	足立 良平君	補欠選任
渡辺 四郎君	加藤 修一君	渡辺 四郎君	加藤 修一君
狩野 安君	広中和歌子君	狩野 安君	広中和歌子君
成瀬 守重君		成瀬 守重君	
山下 栄一君		山下 栄一君	
大渕 純子君		大渕 純子君	
景山俊太郎君		景山俊太郎君	
河本 英典君		河本 英典君	
小山 孝雄君		小山 孝雄君	
谷川 秀善君		谷川 秀善君	
駆 幸男君		駆 幸男君	
平田 一太君		平田 一太君	
山本 加藤 修一君		山本 加藤 修一君	
寺澤 芳男君		寺澤 芳男君	
長谷川 清君		長谷川 清君	
広中和歌子君		広中和歌子君	
小川 勝也君		小川 勝也君	
竹村 泰子君		竹村 泰子君	
有働 正治君		有働 正治君	
末広真樹子君		末広真樹子君	
委員長	理 事	委員長	理 事
渡辺 四郎君	渡辺 四郎君	渡辺 四郎君	渡辺 四郎君
狩野 安君	狩野 安君	狩野 安君	狩野 安君
成瀬 守重君	成瀬 守重君	成瀬 守重君	成瀬 守重君
山下 栄一君	山下 栄一君	山下 栄一君	山下 栄一君
大渕 純子君	大渕 純子君	大渕 純子君	大渕 純子君
景山俊太郎君	景山俊太郎君	景山俊太郎君	景山俊太郎君
河本 英典君	河本 英典君	河本 英典君	河本 英典君
小山 孝雄君	小山 孝雄君	小山 孝雄君	小山 孝雄君
谷川 秀善君	谷川 秀善君	谷川 秀善君	谷川 秀善君
駆 幸男君	駆 幸男君	駆 幸男君	駆 幸男君
平田 一太君	平田 一太君	平田 一太君	平田 一太君
山本 加藤 修一君	山本 加藤 修一君	山本 加藤 修一君	山本 加藤 修一君
寺澤 芳男君	寺澤 芳男君	寺澤 芳男君	寺澤 芳男君
長谷川 清君	長谷川 清君	長谷川 清君	長谷川 清君
広中和歌子君	広中和歌子君	広中和歌子君	広中和歌子君
小川 勝也君	小川 勝也君	小川 勝也君	小川 勝也君
竹村 泰子君	竹村 泰子君	竹村 泰子君	竹村 泰子君
有働 正治君	有働 正治君	有働 正治君	有働 正治君
末広真樹子君	末広真樹子君	末広真樹子君	末広真樹子君
委員		委員	
渡辺 四郎君	渡辺 四郎君	渡辺 四郎君	渡辺 四郎君
狩野 安君	狩野 安君	狩野 安君	狩野 安君
成瀬 守重君	成瀬 守重君	成瀬 守重君	成瀬 守重君
山下 栄一君	山下 栄一君	山下 栄一君	山下 栄一君
大渕 純子君	大渕 純子君	大渕 純子君	大渕 純子君
景山俊太郎君	景山俊太郎君	景山俊太郎君	景山俊太郎君
河本 英典君	河本 英典君	河本 英典君	河本 英典君
小山 孝雄君	小山 孝雄君	小山 孝雄君	小山 孝雄君
谷川 秀善君	谷川 秀善君	谷川 秀善君	谷川 秀善君
駆 幸男君	駆 幸男君	駆 幸男君	駆 幸男君
平田 一太君	平田 一太君	平田 一太君	平田 一太君
山本 加藤 修一君	山本 加藤 修一君	山本 加藤 修一君	山本 加藤 修一君
寺澤 芳男君	寺澤 芳男君	寺澤 芳男君	寺澤 芳男君
長谷川 清君	長谷川 清君	長谷川 清君	長谷川 清君
広中和歌子君	広中和歌子君	広中和歌子君	広中和歌子君
小川 勝也君	小川 勝也君	小川 勝也君	小川 勝也君
竹村 泰子君	竹村 泰子君	竹村 泰子君	竹村 泰子君
有働 正治君	有働 正治君	有働 正治君	有働 正治君
末広真樹子君	末広真樹子君	末広真樹子君	末広真樹子君
事務局側	事務局側	事務局側	事務局側
長 第二特別調査室	長 第二特別調査室	長 第二特別調査室	長 第二特別調査室
局長 環境庁水質保全	局長 環境庁水質保全	局長 環境庁水質保全	局長 環境庁水質保全
環境庁企画調整	環境庁企画調整	環境庁企画調整	環境庁企画調整
環境庁環境部調整	環境庁環境部調整	環境庁環境部調整	環境庁環境部調整
環境庁自然保護	環境庁自然保護	環境庁自然保護	環境庁自然保護
環境庁大気保全	環境庁大気保全	環境庁大気保全	環境庁大気保全
環境庁長官官房	環境庁長官官房	環境庁長官官房	環境庁長官官房
長官 岡田 康彦君	長官 岡田 康彦君	長官 岡田 康彦君	長官 岡田 康彦君
田中 健次君	田中 健次君	田中 健次君	田中 健次君
浜中 裕徳君	浜中 裕徳君	浜中 裕徳君	浜中 裕徳君
澤村 宏君	澤村 宏君	澤村 宏君	澤村 宏君
野村 瞭君	野村 瞭君	野村 瞭君	野村 瞭君
渡辺 好明君	渡辺 好明君	渡辺 好明君	渡辺 好明君
林 五津夫君	林 五津夫君	林 五津夫君	林 五津夫君
津曲 俊英君	津曲 俊英君	津曲 俊英君	津曲 俊英君
説明員	説明員	説明員	説明員
外務省総合外交政策局長官	外務省総合外交政策局長官	外務省総合外交政策局長官	外務省総合外交政策局長官
協力部地球規模会議課長官	協力部地球規模会議課長官	協力部地球規模会議課長官	協力部地球規模会議課長官
文部大臣官房審議官	文部大臣官房審議官	文部大臣官房審議官	文部大臣官房審議官
農林水産省構造部長官	農林水産省構造部長官	農林水産省構造部長官	農林水産省構造部長官
資源エネルギー部計画課長官	資源エネルギー部計画課長官	資源エネルギー部計画課長官	資源エネルギー部計画課長官
市川 江頭 内田 中西 鈴治君			
祐三君	祐三君	祐三君	祐三君
政府委員	政府委員	政府委員	政府委員
國務大臣(環境庁長官) 石井 道子君	國務大臣(環境庁長官) 石井 道子君	國務大臣(環境庁長官) 石井 道子君	國務大臣(環境庁長官) 石井 道子君
運輸省運輸政策課長 武藤 浩君	運輸省運輸政策課長 武藤 浩君	運輸省運輸政策課長 武藤 浩君	運輸省運輸政策課長 武藤 浩君
運輸省運輸政策課長 武藤 浩君	運輸省運輸政策課長 武藤 浩君	運輸省運輸政策課長 武藤 浩君	運輸省運輸政策課長 武藤 浩君
運輸省運輸政策課長 武藤 浩君	運輸省運輸政策課長 武藤 浩君	運輸省運輸政策課長 武藤 浩君	運輸省運輸政策課長 武藤 浩君
○委員長(渡辺四郎君) ただいまから環境特別委員会を開会いたします。	○委員長(渡辺四郎君) ただいまから環境特別委員会を開会いたします。	○委員長(渡辺四郎君) ただいまから環境特別委員会を開会いたします。	○委員長(渡辺四郎君) ただいまから環境特別委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。	委員の異動について御報告いたします。	委員の異動について御報告いたします。	委員の異動について御報告いたします。
去る三月二十七日、常田享詳君が委員を辞任され、その補欠として広中和歌子君が選任されました。	去る三月二十七日、常田享詳君が委員を辞任され、その補欠として広中和歌子君が選任されました。	去る三月二十七日、常田享詳君が委員を辞任され、その補欠として加藤修一君が選任されました。	去る三月二十七日、常田享詳君が委員を辞任され、その補欠として加藤修一君が選任されました。
○委員長(渡辺四郎君) 南極地域の環境の保護に関する法律案(内閣提出)	○委員長(渡辺四郎君) 南極地域の環境の保護に関する法律案(内閣提出)	○委員長(渡辺四郎君) 南極地域の環境の保護に関する法律案(内閣提出)	○委員長(渡辺四郎君) 南極地域の環境の保護に関する法律案(内閣提出)
本日の会議に付した案件	本日の会議に付した案件	本日の会議に付した案件	本日の会議に付した案件
○南極地域の環境の保護に関する法律案(内閣提出)	○南極地域の環境の保護に関する法律案(内閣提出)	○南極地域の環境の保護に関する法律案(内閣提出)	○南極地域の環境の保護に関する法律案(内閣提出)
○委員長(渡辺四郎君) ただいまから環境特別委員会を開会いたします。	○委員長(渡辺四郎君) ただいまから環境特別委員会を開会いたします。	○委員長(渡辺四郎君) ただいまから環境特別委員会を開会いたします。	○委員長(渡辺四郎君) ただいまから環境特別委員会を開会いたします。
また、昨日、足立良平君が委員を辞任され、その後として広中和歌子君が選任されました。	また、昨日、足立良平君が委員を辞任され、その後として広中和歌子君が選任されました。	また、昨日、足立良平君が委員を辞任され、その後として広中和歌子君が選任されました。	また、昨日、足立良平君が委員を辞任され、その後として広中和歌子君が選任されました。
○委員長(渡辺四郎君) 南極地域の環境の保護に関する法律案を議題といたします。	○委員長(渡辺四郎君) 南極地域の環境の保護に関する法律案を議題といたします。	○委員長(渡辺四郎君) 南極地域の環境の保護に関する法律案を議題といたします。	○委員長(渡辺四郎君) 南極地域の環境の保護に関する法律案を議題といたします。
本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。	本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。	本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。	本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。	質疑のある方は順次御発言願います。	質疑のある方は順次御発言願います。	質疑のある方は順次御発言願います。
○馳浩君 おはようございます。自由民主党の馳浩でございます。よろしくお願ひいたします。	○馳浩君 おはようございます。自由民主党の馳浩でございます。よろしくお願ひいたします。	○馳浩君 おはようございます。自由民主党の馳浩でございます。よろしくお願ひいたします。	○馳浩君 おはようございます。自由民主党の馳浩でございます。よろしくお願ひいたします。
今回のこの南極環境保護法に関しましては、南極条約議定書とその附属書Iから、これを国内法的に効力を及ぼすために制定されるものと承っております。船舶の航行、航空機の飛行、結果を公表する科学的調査活動等のいわゆる特定活動を除くすべての南極地域での活動を環境庁長官による許可制により規制、制限する法律であると、いうふうに私は理解をしております。	今回のこの南極環境保護法に関しましては、南極条約議定書とその附属書Iから、これを国内法的に効力を及ぼすために制定されるものと承っております。船舶の航行、航空機の飛行、結果を公表する科学的調査活動等のいわゆる特定活動を除くすべての南極地域での活動を環境庁長官による許可制により規制、制限する法律であると、いうふうに私は理解をしております。	今回のこの南極環境保護法に関しましては、南極条約議定書とその附属書Iから、これを国内法的に効力を及ぼすために制定されるものと承っております。船舶の航行、航空機の飛行、結果を公表する科学的調査活動等のいわゆる特定活動を除くすべての南極地域での活動を環境庁長官による許可制により規制、制限する法律であると、いうふうに私は理解をしております。	今回のこの南極環境保護法に関しましては、南極条約議定書とその附属書Iから、これを国内法的に効力を及ぼすために制定されるものと承っております。船舶の航行、航空機の飛行、結果を公表する科学的調査活動等のいわゆる特定活動を除くすべての南極地域での活動を環境庁長官による許可制により規制、制限する法律であると、いうふうに私は理解をしております。
それで、この法律は国際法的に比較して三点ボ	それで、この法律は国際法的に比較して三点ボ	それで、この法律は国際法的に比較して三点ボ	それで、この法律は国際法的に比較して三点ボ
イントがあります。一つ目が届け出制ではなく確認制という名の許可制をとったこと、二つ目が許可者が外務大臣ではなく環境庁長官であるということ、三つ目がすべてではなく一部の活動、いわゆる特定活動を規制の対象から除外したこと、以上の三点につきまして、なぜこのような結論に達したか、その理由を承りたいと思います。とりわけ三点目につきまして、科学的調査に当たる南極地観測事業、いわゆる南極観測隊の活動につきましてですが、環境庁としてはどのくらい関与をしていくつもりなのかも明らかにしていただきたいと思います。	イントがあります。一つ目が届け出制ではなく確認制という名の許可制をとったこと、二つ目が許可者が外務大臣ではなく環境庁長官であるということ、三つ目がすべてではなく一部の活動、いわゆる特定活動を規制の対象から除外したこと、以上の三点につきまして、なぜこのような結論に達したか、その理由を承りたいと思います。とりわけ三点目につきまして、科学的調査に当たる南極地観測事業、いわゆる南極観測隊の活動につきましてですが、環境庁としてはどのくらい関与をしていくつもりなのかも明らかにしていただきたいと思います。	イントがあります。一つ目が届け出制ではなく確認制という名の許可制をとったこと、二つ目が許可者が外務大臣ではなく環境庁長官であるということ、三つ目がすべてではなく一部の活動、いわゆる特定活動を規制の対象から除外したこと、以上の三点につきまして、なぜこのような結論に達したか、その理由を承りたいと思います。とりわけ三点目につきまして、科学的調査に当たる南極地観測事業、いわゆる南極観測隊の活動につきましてですが、環境庁としてはどのくらい関与をしていくつもりなのかも明らかにしていただきたいと思います。	イントがあります。一つ目が届け出制ではなく確認制という名の許可制をとったこと、二つ目が許可者が外務大臣ではなく環境庁長官であるということ、三つ目がすべてではなく一部の活動、いわゆる特定活動を規制の対象から除外したこと、以上の三点につきまして、なぜこのような結論に達したか、その理由を承りたいと思います。とりわけ三点目につきまして、科学的調査に当たる南極地観測事業、いわゆる南極観測隊の活動につきましてですが、環境庁としてはどのくらい関与をしていくつもりなのかも明らかにしていただきたいと思います。
以上です。	以上です。	以上です。	以上です。
○政府委員(澤村宏君) 私からお答えを申し上げます。	○政府委員(澤村宏君) 私からお答えを申し上げます。	○政府委員(澤村宏君) 私からお答えを申し上げます。	○政府委員(澤村宏君) 私からお答えを申し上げます。
まず、最初の第一点目の、確認制をどうしてとったかということについてございますが、この法律においてましては、議定書の原則としてすべての活動について事前の環境影響に関する評価を受けるなければならないという要請を踏まえまして、環境庁長官は活動計画につきまして、まず第一に禁止されていることがないこと、第二に条件つきで認められていることがその条件を満たしていること、第三に環境に対する著しい悪影響を及ぼさないこと、これらにつきまして事前に審査をすることとしているわけでございます。	まず、最初の第一点目の、確認制をどうしてとったかということについてございますが、この法律においてましては、議定書の原則としてすべての活動について事前の環境影響に関する評価を受けるなければならないという要請を踏まえまして、環境庁長官は活動計画につきまして、まず第一に禁止されていることがないこと、第二に条件つきで認められていることがその条件を満たしていること、第三に環境に対する著しい悪影響を及ぼさないこと、これらにつきまして事前に審査をすることとしているわけでございます。	まず、最初の第一点目の、確認制をどうしてとったかということについてございますが、この法律においてましては、議定書の原則としてすべての活動について事前の環境影響に関する評価を受けるなければならないという要請を踏まえまして、環境庁長官は活動計画につきまして、まず第一に禁止されていることがないこと、第二に条件つきで認められていることがその条件を満たしていること、第三に環境に対する著しい悪影響を及ぼさないこと、これらにつきまして事前に審査をすることとしているわけでございます。	まず、最初の第一点目の、確認制をどうしてとったかということについてございますが、この法律においてましては、議定書の原則としてすべての活動について事前の環境影響に関する評価を受けるなければならないという要請を踏まえまして、環境庁長官は活動計画につきまして、まず第一に禁止されていることがないこと、第二に条件つきで認められていることがその条件を満たしていること、第三に環境に対する著しい悪影響を及ぼさないこと、これらにつきまして事前に審査をすることとしているわけでございます。
議定書により求められておりまして、議定書を受けた法の規制に適合するものであることを前提に審査することでございまして、我が国におきましては確認という形式になじむことからこのようない法形式としたところございます。	議定書により求められておりまして、議定書を受けた法の規制に適合するものであることを前提に審査することでございまして、我が国におきましては確認という形式になじむことからこのようない法形式としたところございます。	議定書により求められておりまして、議定書を受けた法の規制に適合するものであることを前提に審査することでございまして、我が国におきましては確認という形式になじむことからこのようない法形式としたところございます。	議定書により求められておりまして、議定書を受けた法の規制に適合するものであることを前提に審査することでございまして、我が国におきましては確認という形式になじむことからこのようない法形式としたところございます。
次に、第二点目の許可権者についてございまして、及び関連する生態系等を包括的に保護することを目的としております。国内法はそのような目的	次に、第二点目の許可権者についてございまして、及び関連する生態系等を包括的に保護することを目的としております。国内法はそのような目的	次に、第二点目の許可権者についてございまして、及び関連する生態系等を包括的に保護することを目的としております。国内法はそのような目的	次に、第二点目の許可権者についてございまして、及び関連する生態系等を包括的に保護することを目的としております。国内法はそのような目的

を達成するために国内措置を講ずるものであり、専ら環境保護の立場から必要な規制等を行うこととしております。

したがいまして、国内法の施行につきましては、環境の保全に関する行政を総合的に推進することを任務としております環境庁が所掌することとしたところでございまして、専ら南極の環境保護の立場から行われる確認についても環境庁長官が行つこととしたところでございます。

それから、第三点目でございますが、なぜ特定活動を規制の対象から除外したのかという御趣旨でございますが、議定書におきましては環境影響評価の対象となる事項に公海の自由に該当する活動は含めないこととしておりまして、水産動植物の採捕等につきましては、公海の自由に該当する活動であることから、国内法においては特定活動とし、確認の対象とはしていないところでございます。

なお、特定活動とされる活動につきましても、例えばPCBの持ち込み等の規制につきましては適用されているところでございます。

それから最後の、特定活動との絡みでのお尋ねでございますが、南極観測隊の活動に環境庁がどのように関与するのか、そういうお尋ねでございまして、この法は南極地域において行われる原則としてすべての活動について適用されます。したがいまして、いわゆる南極観測隊の活動についても適用されることとなり、環境庁長官は南極観測隊の活動についても確認を行つこととなります。

○馳浩君 その最後の点ですけれども、確認を行つてしまふことは、観測隊の活動ということになるということになるということは、観測隊の活動といふことはこれは文部省の所管のことになりますから、文部大臣に対しても必要なことがあれば、この法に触れるようなことがあれば、文部大臣に対してもちゃんと指導という意見を行つてくださいんでよろしいんでしょうか。

○政委員(澤村宏君) おっしゃるとおりでござります。

○馳浩君 はい、わかりました。質問を続けま

す。

この法律は外務省ではなく環境庁が主体となつて南極の環境を監視、保護していくということでございまして、非常に意義が大きいものであると思います。とりわけ、外務省が所掌しております環境の立場から行われる確認についても環境庁長官が行つこととしたところでございます。

そこで、大臣に南極地域の環境保護にかける意義深いことであると思思います。

気込みをお伺いしたいと思います。

○國務大臣(石井道子君) 南極地域は固有な動植物相がございます。また、すぐれた自然景観等の特異な自然が原生のまま残されている、維持されている大変貴重な地域でございます。また、気候変動とかあるいはオゾンホールの観測等、地球環境の解明などの科学的調査を行うためにも大変重要な地域であると考えているところでございます。

なお、特定活動とされる活動につきましても、環境の恵沢の享受や地球環境の観測結果の環境保全策への活用等を図るということを将来にわたって可能にするものであるということでありまして、我が国民はもちろんのこと、人類全体の利益に資するものであると考えております。

○馳浩君 はい、ありがとうございます。

そこで、細かく入ってまいりますが、幾つか問題点を指摘させていただきます。

この最後の点ですけれども、確認を行つてしまふことは、南極の海洋汚染防止について定めているわけでありますね。そこで、細かく入ってまいりますが、幾つか問題点を指摘させていただきます。

○馳浩君 その最後の点ですけれども、確認を行つてしまふことは、南極の海洋汚染防止について定めているわけでありますね。

○政委員(澤村宏君) おっしゃるとおりでござります。

これは環境保護の観点から環境庁が決めるにふさわしい事項も多いと思われます。

加えて、海洋汚染防止法の第四十七条一項を読みますと、環境庁は運輸大臣の要請がなければ協力ができないとあるわけですね。読ませていただきますが、これは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第四十七条の一項です。「運輸大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるとときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、海洋の汚染の防止及び海洋環境の長に対し、海洋の汚染の防止及び海洋環境の保全に関し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。」という

ことで、運輸大臣の要請がなければ対応することができないというふうになつておるということですね。あるいは、農林水産大臣ならできる廃棄物排出等の規制の要請が、これ第三項ですけれども、できないということになつております。

加えて、この議定書の附属書IVと海上災害防止法の内容が異なる点もあります。附属書IVの第六条では船舶からの未処理の污水の排出を禁止しておりますが、海洋汚染防止法の第十一条二項一号によりますと、日常生活に伴う污水排出はオーネーとし尿などの污水の排出はオーケーとなつております。大変矛盾しておるわけでありますけれども、この点、運輸省に御質問申し上げますが、運輸省としてはどのように対応をしていくのかと。これは恐らく海防法の改正に及ばなければいけないとは思いますが、その点について御説明をいただければと思いますが、よろしくお願ひいたしま

す。

それから、污水についてのお話がございました。これは廃棄物一般もそうでございますけれども、特に污水につきましては船の構造の問題とか、それから乗組員の日常生活から排出をされるといったそういうかかわりがございまして、これまで運輸省が所掌するということできたわけでございますので、今回もそのスキームにのつとりましては、まだこの部分が未発効でござりますので、今回の条約、議定書、附属書を受けましてでMARPOL条約のうち污水の排出の部分につきましては、まだこの部分が未発効でござりますので、今回もそのスキームにのつとりましては、まだこの部分が未発効でござりますので、今回の条約、議定書、附属書を受けましてより強い措置が政令その他で定められるというこ

ます。

したがいまして、こうした状況を踏まえて、今回の附属書IVにつきましても海防法の世界で対応するというふうにしたところでございます。

それから、今先生から所掌の問題につきましては、環境庁が設定をすれば所掌は環境庁とということになつております。したがいまして、今回のこの法律の目的を達成するため必要があると認めるとときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、海洋の汚染の防止及び海洋環境の保全に関し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。」という

ことで、運輸大臣の要請がなければ対応することができないというふうになつておるということですね。あるいは、農林水産大臣ならできる廃棄物排出等の規制の要請が、これ第三項ですけれども、できないということになつております。

加えて、この議定書の附属書IVと海上災害防止法の内容が異なる点もあります。附属書IVの第六条では船舶からの未処理の污水の排出を禁止しておりますが、海洋汚染防止法の第十一条二項一号によりますと、日常生活に伴う污水排出はオーネーとし尿などの污水の排出はオーケーとなつております。大変矛盾しておるわけでありますけれども、この点、運輸省に御質問申し上げますが、運輸省としてはどのように対応をしていくのかと。これは恐らく海防法の改正に及ばなければいけないとは思いますが、その点について御説明をいただければと思いますが、よろしくお願ひいたしま

す。

それから、污水についてのお話がございました。これは廃棄物一般もそうでございますけれども、特に污水につきましては船の構造の問題とか、それから乗組員の日常生活から排出をされるといったそういうかかわりがございまして、これまで運輸省が所掌するということできたわけでございますので、今回もそのスキームにのつとりましては、まだこの部分が未発効でござりますので、今回の条約、議定書、附属書を受けましてより強い措置が政令その他で定められるというこ

とになつてまいります。

いずれにいたしましても、この国内担保措置をどういうふうに確実にやつていくかということにつきましては、関係省庁集まりまして漏れのないようには話し合いを行つたところでもござります。

○政府委員(渡辺好明君) ちょっと先に、実は海防法自身も環境庁が一部を所掌しておりますので、私の方から答弁をさせていただきます。

○政委員(澤村宏君) 附属性書IVの海洋汚染の防止を定めました部分でありますけれども、これのスキームはいわばMA RPO L条約と共通するものでございます。MA RPO L条約の国内担保措置はすべて海洋汚染防止法で行われてきておりますし、その中で、既に南極地域の特性も考慮した定め方がなされており

ます。

○説明員(武藤浩君) ただいま局長の方から全部御答弁いただいたとおりでございますので、私どもとしても環境庁の方とよく相談をしながら必要な法令の措置をしていきたいというふうに考えております。

○馳浩君 私は、実は環境庁と運輸省が両方が共管の法律であるということを基本的な問題とのころで押さええておりませんでしたので、ちょっとお礼な質問になつたようになりますが、運輸省にとりまして、恐らくこの海防法の改正ということに関しましては、南極海域というわけですか、この点に関しましての少し縛りをかけなければいけなくなるのではないかと思いますが、それはそのように理解してよろしいのでしょうか。

○説明員(武藤浩君) どういった手当てをするかという点につきまして、もう既に関係省庁で御相談をいたしております。

具体的には、法律の改正というのではなくて、政令、省令、そういうレベルでの改正が必要だというふうに考えておりまして、今後その内容について対応していくきたいというふうに考えております。

○馳浩君 はい、じゃわかりました。環境庁とも連携をとりましてよろしくお願ひいたします。

次に移ります。

この環境保護に関する南極条約議定書は、南極の環境保護にとりまして画期的な内容であります。しかし周知のことく、協議国二十六カ国すべての国が締結して初めて効力を生じるのに、日本はいまだに締結をせず、未締結国三カ国の一になりました。アメリカはもう既に締結の方向にあるというふうな情報をいただいておりますので、ロシアと日本だけだということでありまして、なぜこの締結がここまで日本はおくれてしまつたのか、その原因をお伺いしたいと思います。

これは外務省にお伺いした方がいいのか、環境庁にお伺いした方がいいのか、私は外務省にも環境庁にもお答えいただいた方がいいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

○政府委員(澤村宏君) まず私の方からお答えを申し上げます。

南極の環境保護のための議定書の迅速な締結が国際的に求められていることは私もとともに十分に認識をしているところでございます。環境庁

○馳浩君 私は、実は環境庁と運輸省が両方が共管の法律であるということを基本的な問題とのところで押さえさせておりませんでしたので、ちょっとと失礼な質問になつたように思いますが、運輸省にとりまして、恐らくこの海防法の改正ということに関しましては、南極海域というわけですか、この点に関しましての少し縛りをかけなければいけなくなるのではないかと思いますが、それはそのよう理解してよろしいのでしょうか。

○説明員(武藤浩君) どのような手当をされるか

という点につきまして、もう既に関係省庁で御相談をいたしております。

具体的には、法律の改正というのは必要がなくして、政令、省令、そういうレベルでの改正が必要だというふうに考えておりまして、今後その内容について対応していくかというふうに考えております。

この環境保護に関する南極条約草定書は、南極の環境保護にとりまして画期的な内容であります。しかし周知のごとく、協議国二十六カ国すべての国が締結して初めて効力を生じるのに、日本はいまだに締結をせず、未締結国三カ国の一となりました。アメリカはもろ既に締結の方向にあります。というふうな情報をいただいておりますので、ロシアと日本だけだということでありまして、なぜこの締結がここまで日本はおくれてしまつたのか、その原因をお伺いしたいと思います。

これは外務省にお伺いした方がいいのか、環境庁にお伺いした方がいいのか、私は外務省にも環境庁にもお答えいただいた方がいいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○政府委員澤村宏君 まず私の方からお答えを申し上げます。

年もかかる必要があるのかな? 私は疑念を持つのですが、この外務省いかがなんでしょうか? 何かほかに事情があってこんな六年もおくれてしまったのでしょうか。

これは環境問題に関して、余りにも日本の環境行政、あるいは外務省にしてもこの条約に対する取り組みが甘いのではないかと私は思われてもいたし方のではないかと。そういう意味では、事情があるならば事情をお伝えいただきたい、明らかにしていただきたいと思います。

○説明員(津曲俊英君) 従来より、地球環境問題は、我が国が国際貢献を果たしていくべき最重要分野であるということは十分認識しておりますが、国際約束を含め、地球環境保全に向けた国際的な枠組みの強化について積極的に協力してきましたところでございます。

この南極条約議定書及び附属書のVにつきましては、その後発効の見通し、先ほど先生の御指摘ございましたように、この議定書及び附属書は二

いたしましても、早期締結のために国内担保法案の取りまとめにこれまで努力してきたところでございます。

特に、平成六年四月に京都で開催されました南北条約協議国会議の際には十七カ国が未締結の状況だったわけですが、環境庁といたしましては、早期締結に向けた取り組みを進める必要性を認識いたしまして、関係省庁に働きかけを行うとともに、事前の検討を進めてきたところでございます。

その後、外務省を中心とした政府全体の準備作業が開始されまして、議定書の義務内容が明確になってきましたので、これと並行いたしまして法律案の規定内容について具体的な検討を進めてきているものでございます。

○馳浩君 この後外務省にお答えいただくんですけれども、これは九一年に採択された条約でございまして、ことしは九七年ですから、もう六年たつておるわけであります。非常に優秀な日本

国際取引に関する条約、いわゆるワシントン条約の締結にも七年かかるおわけであります。自然の保護あるいは環境保護に対しても、条約の締結が非常におくれがちであるという指摘は、これは諸外国からの難題という声として上がっておりましますし、私たち日本人としても、日本は自然保護や環境保護に対して、経済的メリットのない条約の締結に対して非常にやはり後回しにするのだからなという、これは私のうがつた見方でしようがないというふうな考え方ができるわけであります、実際にこれだけの年数がかかつておるわけでありますから。

そういう点に関して、もう一度外務省には誠意のあるお答えをいただきたいし、と同時に、じやなぜそんな二十年もかかつたり七年もかかつたりしたのか。日本におきましては昨年は海洋法条約ですか、これの締結に向けまして非常に忙しかったのはわかりますけれども、そういう理由でおくれたなどといふふなことであってはいけないで

十六ヵ国全部が締結しなければ発効しないといふことでございまして、その発効の見通し、ほかの協議国の動向などを念頭に置きつつ、議定書及び附属書Vの内容及びその円滑な実施のための国内法の整備につきまして、十分なかつ慎重な検討を行ってきたところでございます。この結果、今般この議定書及び附属書Vの実施のための法律案が作成されたことを踏まえまして、議定書及びこの附属書Vを締結すべく、国会の御承認をお願いしているというところでございます。

○馳浩君　お答えにはなっていないわけでありますして、進めますが、これは今回だけではないわけでありまして、例えば一九六四年採択の動物相、植物相の保存に関する合意措置の承認も、これは我が国が承認したのが八二年、二十年近くかかっているわけですね。これは協議國の中では一番最後であります。あるいは、一九七一年に採択した世界遺産条約は九二年、これが二十年かかっているわけであります。あるいは、皆さん本当によくおっしゃるわけであります。

と、また先生御指摘のございました幾つかの環境に関する条約につきましても、時間がかかったのも確かになります。

ただ、私たちの基本的な認識いたしまして、先ほど申し上げましたように、地球環境問題というのは大変重要であるということで、国際貢献を果たしていく最重要分野であるという認識は十分持っておりますが、先生御指摘いただきまして約以外で、例えは気候変動枠組み条約とかそれから生物多様性の条約など、これ以外にも幾つかござりますけれども、これらにつきましては採択から一年もしくは二年ぐらいの期間のうちに締結しているものもございます。私どもいたしましては、確かにこれにつきましては御指摘のとおりおくれたことはござりますけれども、地球環境問題及び環境保護に対しましては、国際的な枠組みのもとでも積極的に今後とも対応してまいるということを考えてございます。

しようし、必要なものは、むしろ日本が国際貢献するということにおきまして、まさしく軍事的な貢献はできないわけでありますから、こういう環境、自然保護の貢献こそ率先して日本が一番先生手を挙げて締結をし、そして採択されたら締結していくという姿勢を示すことが、諸外国に対しても日本の姿勢を示していく、日本の良識を示していくことになるのではないかと思ひます。

これはまさしく石井環境庁長官にも外務大臣のしりをたたいていただきたいのはもちろんなんですが、外務省もう一度、これはなぜこんなにおくられているのか、この日本の現状というものに対する認識をお聞きしたいし、先ほどのお答えは私は納得できないし、もうちょっと私たちにわかりやすく教えていただきたい。もし、不備があればまた私たちは指摘もしていきたいと思ひますので、もう一度御答弁をお願いいたします。

○説明員(津川俊英君) 今御指摘いただきましたように、この南極環境議定書及び附属書Vの締結

守りながらとかいうお言葉がありました。そういうのではなくて、むしろ他国に私たち日本国

取り組みが影響を与えるような取り組みをしていくべきであります。この点に関して、恐らく環境庁長官も国際会議があるときに外務省のおかげで恥ずかしい思いをされると思うんですよ。

その点からも石井長官には、これはまあ石井長官は人格者ですからそういったことは我慢されかもしませんが、個人の問題ではなく、日本の国益に関する問題でもこれはございますので、今後の取り組みであるとか、あるいは外務省に対して、あるいは閣議とかでも閣僚の皆さん方の前ではつきりとこういう点をやっぱり申し上げていただきたいと私は思うのですが、その御決意とか今後の取り組み、姿勢をぜひお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(石井道子君) 最近の地球環境の保全に対する重要性が大変関心も高まってまいっております。そして、さまざまな環境関連条約というものもその重要な役割を果たしてきていると考えているところでございますが、この本議定書においては、平成六年に京都で南極条約協議国会議が開催された際に、当時の広中長官が我が国の早期締結を呼びかけていただいております。それで、今後も必要に応じて関係省庁に環境関連条約の早期締結について積極的に働きかけてまいりたいと思つております。

ちょうど五年前に地球サミットが行われまして、それ以来、日本も環境基本法ができて、この地球環境の問題は世界的な取り組みが行わ正在るところですが、日本としても、単なる国益だけではなくて、まさに地球益という立場で取り組まなければならない、そういう重要な問題であると思つておりますので、今後も一生懸命頑張つていきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○馳浩君 次の質問に移ります。
南極地域での陸域での活動はすべて第五条以下の確認の対象となりまして、確認がおりなければ

活動ができないのが原則であります。しかし、例外もありまして、第五条の二項、これ読み上げます。

「議定書の締約国たる外国の法令であつてこの法律に相当するものの規定により当該締約国において前項に規定する確認に類する許可その他の行政処分を受けてする南極地域活動又は当該処分を受けることを要しないとされている南極地域活動については、同項の規定は、適用しない。」と、

法律の文言というの是非常にわかりづらいものであります。わかりやすく言いますれば、ほかの国、ほかの締約国との相当法令で、この南極環境保護法に相当する法令で、我が国の確認制度と類似したものであれば、それにバスすれば活動できると規定しているわけでありまして、問題がここにあるわけですね。

類似しているか否かの基準を甘くすれば、本来日本では禁止される活動が許されるかもしれないわけであります。そうなればこの法律はざる法になるわけです。したがって、第五条二項の「類する」を厳格に解釈しなければならないと考えます。これが一点。どう考えますか。

さらに、なぜ日本の法律の抜け道をつくることにもなりかねない第五条二項をわざわざ規定したのか、これが二点目。この二点に関しましてお伺いをしたいと思います。

○政府委員(澤村宏君) 第五条第二項の規定についてのお尋ねでございますが、南極地域で行われる基地活動、それから観光活動等の活動は、複数名の活動として行われるもののが通常の形でござります。活動に関します環境影響につきましては、一人一人の活動を個別に審査するのではなくて、それ以来、日本も環境基本法ができて、この環境問題は世界的な取り組みが行わ正在るところですが、日本としても、単なる国益だけではなくて、まさに地球益という立場で取り組まなければならない、そういう重要な問題であると思つておりますので、今後も一生懸命頑張つていきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

いた審査が行われた活動に参加する者につきましては、その活動が既に議定書を担保している締約国政

とこでございます。

締約国は議定書の定めに従いまして国内法を制定するなどの方法によりまして議定書の内容を担保しているものであり、基本的にはこの法律と同様の規制が各締約国で行われているものと理解しているところでございます。いずれにいたしましても、法の運用に当たりましては、南極地域の環境の保護に支障がないように適切に対処してまいりたいと思います。

今この点に関しまして、ざる法になるのではないかということもお尋ねがあつたわけでございますが、ただいま申し上げましたように、各締約国におきましては、議定書の定めに従いまして国内法を制定するなどの方法によりまして議定書の内容を担保しているわけでございます。基本的ににはこの法律と同様の規制が各締約国で行われているものと我々理解していること今申し上げたとおりでございますが、今後各國におきまして南極地域における行為の規制が運用されていくことになるわけでございますが、締約国会議等の場における各

のと我々理解していること今申し上げたとおりでございますが、今後各國におきまして南極地域における行為の規制が運用されていくことになるわけでございますが、締約国会議等の場における各

人同士とか外国人同士ではなくて非常に多国間のチームを組んで活動することもあるというので、そういうものに対応した法令であるということの説明でよろしいわけですね。わかりました。その点、各国との協議を常に綿密に連絡をとりながらしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○馳浩君 それはおかしいんですね。運用に任されているというふうな話で済ませれようとしておりますが、おかしいんです、本当に。日本のこの法律で規定されているものは、やつちやいけない、しゃいけない活動だと言っているものは、外國の法令で相当するもので類するものがありますから、これが抜け道だと私は言つているわけではありませんして、だから最初からこの第五条の二項は要らないんじゃないですかということなんですね。この点についてのお答えをいただきたいと思います。

それで、もう一つ関連しますけれども、第五条二項が適用される外国の類似制度はそもそもだれが類似していると判定するのか、これは環境庁なりが事前に類似制度はこれであると公表しておべきと考えるが、いかがでしようか。

○政府委員(澤村宏君) ただいまのお尋ねでございますが、今回私ども国内法制を整備するに当たりが事前に類似制度はこれであると公表しておべきと考えるが、いかがでしようか。

○政府委員(澤村宏君) ただいまのお尋ねでございますが、今回私ども国内法制を整備するに当たりが事前に類似制度はこれであると公表しておべきと考えるが、いかがでしようか。

○政府委員(澤村宏君) ただいまのお尋ねでございますが、今回私ども国内法制を整備するに当たりが事前に類似制度はこれであると公表しておべきと考えるが、いかがでしようか。

○馳浩君 しつこいようですが、続きまして、このような立派な法律ができるまでも、運用次第で簡単に骨抜きにされるのは法律の偽らざる姿であると思います。ある締約国の許可制度が日本の確認制度ほどの厳格さで法制化されていて、その

国においてもそれぞれ確認を得る、あるいは許可を得るということです。

活動につきましては、我が国と同じ法制度が担保されておるはずであります。外国におきます同様の制度で許可あるいは確認といふようなことが行われるならば、それはその判断に任せることでございます。

なお、この条約が発効いたしますと、各協議国のお間におきますいろいろな協議国のお会議というのもありますし、またその事務局等に対する通報というようなこと等もあります。各國の法制度というものもはつきりとわかるわけでございます。つまりこの法の運用に当たりましては、南極地域の環境の保護に支障がないように適切に対処してまいりたいと思います。

の間におきますいろいろな協議国のお会議というのもありますし、またその事務局等に対する通報というようなこと等もあります。各國の法制度というものもはつきりとわかるわけでございます。

な、この条約が発効いたしますと、各協議国のお間におきますいろいろな協議国のお会議というのもありますし、またその事務局等に対する通報というようなこと等もあります。各國の法制度というものもはつきりとわかるわけでございます。

國の運用段階でさる法化してしまい、日本人もこの第五条二項を通じてこれを利用して野放し状態に活動していたのでは、結局第五条二項に関する我が國の運用の仕方が悪いと言われても仕方ないと考えます。その際環境庁が、他国の運用問題であり、我が国は関与できないなどとのコメントをするようなら、この第五条二項はない方がましであります。

この程度のことは立法制定当初から予想できたことはないかと思いますが、いかがですか。こういつた問題が頭在化した場合、解釈、運用で第五条二項の適用を受けない許可制度と判定すべき場合もあると考えますが、以上の点に関しましても一度御説明をお願いいたします。

○政府委員(澤村宏君) 先ほど御説明申し上げておりますとおり、締約国は、議定書本文第十三条第一項の規定にござりますように、「法令の制定、行政措置及び執行措置を含む。」そういった適当な措置を講ずることとされておるわけでございます。そして、それぞれの国内法制のつとりそつた措置が講じられているものと私ども認識しております。

各国におきましては、これまでの南極地域における活動に基づく知見が蓄積しているところでございますが、南極地域の環境は未知性の高いものがある事実でございます。今後の運用の過程で解決すべき問題も出てくるものと考えられることから、今後、締約国会議等の場におきまして各國と積極的な情報交換等に努め、国際的な調和を図りながら議定書の要請が適切に果たされるよう努めてまいりたい、そのように考えております。

○馳浩君 ちょっと長々と意地悪なような質問になってしまいましてけれども、要是知見や判例の積み重ねで今後対処していくしかないというわけでありますから、一言で言いますれば、本当に御努力を期待しております。

次の質問に移ります。

この南極環境保護法、この大きな特色の一つであり評価すべきこととして南極の環境影響評価、いわゆる環境アセスが採用されている点であります。日本国内でも、このアセス法は閣法として提出されておりますけれども、それに先駆けまして非常に有効な内容、特色として評価されると思ひます。

さて、この環境影響評価については活動主宰者という方が行うというわけですが、この活動主宰者の法的な定義、だれを何をもつてして活動主宰者というふうに定義すればいいのか、活動主宰者と法的に言われる内容についてまず定義を教えていただけますか。

○政府委員(澤村宏君) 先ほど申し上げたように、南極地域で行われます基地活動あるいは観光活動という活動は複数名でもって行動、活動されるものが通常でございます。そうした場合の責任者ということでございます。

○馳浩君 具体的に言つてほしかったんですけれども、個人、国、企業、法人、国際機関、こういったような方々と言つたらしいのかな、私の今申し上げたことでよろしいですか。

○政府委員(澤村宏君) 法の第二条におきましては、「この法律は、日本国民及び日本国の法人並びに日本国内に住所を有する外国人及び日本国内に事務所を有する外国の法人」ということにそのまま適用の範囲がなっているわけでございます。そうした適用を受ける方が南極地域で活動する、そしてその責任者として活動する、そういう方々をこの主宰者と言つてなろうかと思ひます。

○馳浩君 ありがとうございます。

それで、この環境アセスに関しましては、議定書の附属書Iの第一条、二条、三条がこの今回の法律にも適用されると思うんですね。附屬書Iの第一条は予備段階、第二条は初期的な環境評価、第三条は包括的な環境評価と。これはこの法律によりますと、第七条一項五号で、常に活動の影響が軽微なまたは一時的なものか否かの判断をする仕組みになっていると。つまり、先ほど申しました

議定書の附属書Iの一項二号においては、基本的には三つに分けております。本南極環境保護法では、影響が軽微な場合と著しいおそれがある場合は、さらには著しいものとなるおそれがない場合つまり軽微以上著しいおそれ未満の場合の三つを想定しております。非常にわかりづらい内容でありまして、議定書で言う内容と南極環境保護法で言う内容のこの両者の関係を説明していただきたいと思います。どう読んだらいいのか、ちょっと私はわかりませんので、同じなら同じ、そうではない、微妙に違いがあるのならば違う点ということをちょっと説明していただきたいと思います。

○政府委員(澤村宏君) 確かに、軽微または一時的な影響というものの程度がわからないのでなかなかわかりにくいかと思いますが、一つここで例がございますので、例の御説明でもって説明にか

えさせていただきたいと思います。

現在、既に南極地域におきます活動につきましては、いろいろな環境影響評価とすることもなされております。そして、例えばイギリスの外務省においては、恒久観測基地における科学観測プロジェクトといったようなもの、それから一番目の「軽微な又は一時的な影響」に相当するものといたしましての例として、規模の大きな水柱を掘削するというようなことがあります。すなわち、一つは軽微な環境影響を及ぼすと判断されている場合であるか、または環境影響の程度が軽微なもの以外であると判断されている場合でございます。すなわち、こうした場合には環境影響評価ということが必要となってくるわけでございます。

○馳浩君 条約と国内法で用語が混乱しておりますわかりづらい面がありますので、もう一回お伺いいたします。

議定書の附属書では、影響が軽微または一時的な場合を基準に、それを下回る場合と上回る場合の三つに分けております。本南極環境保護法では、影響が軽微な場合と著しいおそれがある場合は、さらには著しいものとなるおそれがない場合つまり軽微以上著しいおそれ未満の場合の三つを想定しております。非常にわかりづらい内容でありまして、議定書で言う内容と南極環境保護法で言う内容のこの両者の関係を説明していただきたいと思います。どう読んだらいいのか、ちょっと

本法の八条一項二号においては、基本的に活動の申請者にも環境アセスを命ずることがあります。どんなん場合にこれをさせる意図とありますか。その場合に、現地での事前調査も要求するのでしょうか。代替案の提出もさせるのでしょうか。いかがでしょうか。

○政府委員(澤村宏君) 先ほどの例で申しますと、例えば軽微な環境影響を及ぼすと判断されるような場合には、議定書で言います初期の環境評価に相当する図書の提出が求められています。また、環境の影響の程度が軽微なものをお上回ると判断される場合には、議定書で言いう括的な環境評価に相当する図書の提出が求められるということになっておりまして、環境庁といたしましては、主宰者から申請されました書類におきまして足りないというような場合には、活

動にかかわります環境の影響の程度に見合います。図書を自主的に提出するだけではなしに、それに応じまして図書を求める、あるいはその修正、あるいは補充を命ずるというような仕掛けになつております。

○馳浩君 わかりました。申請者、つまり主宰者にとりましては大変厳しい縛りがかかるつてはいるということを理解させていただきます。

それで、これは基本的な問題かもしませんが、そもそも南極への環境影響が軽微か否かの科学的指標とは何なのでしょうか。恐らく数値になるのだと思いますが、この点に関しまして、大気、水質、土壤で異なると思いますが、その概略を知りたいと思います。

そして、日本国内の数値より厳しいのか、日本国内の数値と比べまして、今回南極で行われます環境影響に関する評価として、科学的数値が大気、水質、土壤、このいすれにも日本国内より厳しくされているんですねという確認の意味で日本国内との比較も伺いたいと思います。

○政府委員(澤村宏君) 先ほど申し上げましたように、これまで既に南極地域におきましては幾つかの環境影響評価ということが行われております。そうした諸外国で行われております環境影響評価は、ただいま御指摘がありましたら、大気、水質、土壤を初め、その活動の特性に応じた環境要素に着目して行なわれてきているところでござります。

なお、大気、水質及び土壤に対する環境影響について具体的に何に着目すべきかということにつきましてあらかじめ示すことは、南極地域におきます活動の環境影響が活動の内容、あるいは行う場所、あるいは行つ時期等によりまして大きく異なるのがあるわけでございます。

それから、厳しい内容になるのかどうかということがついてのお尋ねもございますが、今後、環境影響評価の実績のそろした積み重ねと南極地域の環境についての科学的知見の充実に伴いまし

て、環境影響の程度を示す具体的数値基準の検討も可能となるものと考えております。

○馳浩君 これはまさしく今後の課題ではあるでしようけれども、やっぱり方針としては日本国内に比べてより以上の厳しい基準の設定というものは必要になつてくると思います。

○馳浩君 なぜならば、南極地域の環境の重要性に関する問題でありますので、今後の科学的研究の積み重ねによりまして十分な担保がされますように、私は今後とも見詰めていきたいと思います。

次の質問に移ります。

確認制度をつくり、事前の検査体制を万全にしていても、南極では人目にもつかないことから好き放題な活動をするかもしれません。そこで、この確認制度をいかに制度的に実効性あるものに担保しておくかが重要であります。この観点から質問をさせていただきます。

まず、第二十三条の「措置命令」であります。

○政府委員(澤村宏君) ただいまの措置命令は、法律の第二十三条にございますが、この措置命令とは思いますが、この措置命令の概略を教えていただきたいと思います。

○政府委員(澤村宏君) ただいまの措置命令は、法律の第二十三条にございますが、この措置命令は、まず第一に、南極地域において本法で禁止さざいますが、現地の職員を派遣する際には、例えれば無線連絡等の連絡手段を確保することなどによりまして、緊密な連携のもとに法の適切な運用が図られるように今後いろいろと考えてまいりたい、そのように考えております。

○馳浩君 環境庁長官が指定する現地の職員と申されましたよね。それは、我々日本ですけれども、日本人あるいは日本として、先ほど申しましたように申請を受け付けた活動主導者に対してもその効力がないのか、それとも国際的な査察員みたいな人がいて、どこの国人でも、あんたそんなことはやつちやいかなよ、それは規定に反するよというふうに取り締まりといいますか、まさしく措置命令、中止あるいはその原状回復、代替措置ということの対応ができるのか。どうなんでしょうか。これは日本のこととは日本でやりなさい、ほかの国のことまではそんなに越権してはいけませんよと言っている規定なのか、この点を説明してください。

○政府委員(澤村宏君) この法律の立て方といた

必要な措置を命ずることができる、これが措置命令の概要でございます。

○馳浩君 というわけで、この第二十三条の措置命令は、確認制度をすぐれて実効性あるものに担保する規定と言えますが、問題はそれが禁止行為をするか否かを現地でチェックするか、どういう連絡方法をとつて環境庁長官は中止命令を活動者に出すのか、この二点につきましてお答えを願います。

○政府委員(澤村宏君) この措置命令の実際の運用についてのお尋ねでございますが、環境庁長官があらかじめ指定する職員がその権限を行なうことができるとしております。職員を現地に派遣することも含めまして、今後関係省庁とも相談しながら効果的な体制の整備に努めてまいりたいと思います。

また、具体的にさらに運用のこともお尋ねでございますが、現地の職員を派遣する際には、例えれば無線連絡等の連絡手段を確保することなどによりまして、緊密な連携のもとに法の適切な運用が図られるように今後いろいろと考えてまいりました。そのように考えております。

○馳浩君 続きまして、この第二十三条の措置命令では、第七条一項五号に違反する行為が対象外になつておりますが、なぜですか。環境アセスにより南極への環境影響が科学的知見に照らし著しいものとなるおそれがある行為を対象にしないのは不當ではありませんか。この法律の目玉であります環境アセスの意味が失われると思ひますが、いかがでしようか。

ちなみに、第七条一項五号を申し上げますと、本当にややこしいんですね。「前三号に掲げる南極地域活動のうちその南極環境影響の程度が軽微でないものにあっては、これららの号に規定するところに適合するほか、当該南極環境影響の程度がその時点において国際的に到達されている水準の南極環境影響に關する科学的知見に照らし著しいものとなるおそれがないこと。」

わかりづらいんですけれども、こここの部分が措置命令では対象外になつておるわけでありますね。これはなぜなんでしょうか。

○政府委員(澤村宏君) この措置命令につきましては、本法で禁止されております行為や環境に著しい影響を与える行為をし、またはしようとする場合において行うことができるという規定になっているわけでございます。そして、これらに該当するかどうかは、その時点におきます科学的知見に照らして判断されるものであり、その時点の科学的知見に照らし著しいものとなるおそれのある行為につきましては、当然に措置命令の対象となつます。

○馳浩君 わかりました。それでは次に移ります。

その禁止行為をした場合に原状回復を大いにさせるべきであります、この条文でもそうなつております。問題は、原状回復が著しく困難な場合、代替措置を認めておりますが、どんな場合を想定しているのでしょうか。さらに、ここで言う代替措置とはどういうことなんでしょうか、具体的にお答えいただきたいと思います。

○政府委員(澤村宏君) まず、この代替措置の制度から申し上げますと、この法律は南極地域の環境の特性にかんがみまして、環境に対する悪影響を事前に予期することを重視しているものでございますが、原状回復及びその代替措置につきましても、そうした観点に配慮しながら、既存の他の自然保護関係法令の用例に倣い、制度として設けたものでございます。

なお、その活動によります影響を受けた環境を完全に回復させることが著しく困難である場合には、例えば、動植物の生息または生育場所として同質と考えられる環境を他の場所に確保するなどの措置、そんなことを想定しているわけでござります。具体的には、海鳥の繁殖地として適した環境を活動の影響を受けない安全な場所に用意することなどが考えられるわけでございます。いずれにいたしましても、この南極といふ地域

の極めて自然環境が脆弱なところにおきましては、当然こういった措置は必要なわけでござりますが、何よりも事前にそつた悪影響を予防する

ということ、そついたことが極めて重要ではなかつたと思います。

○馳浩君 それで、この措置命令、第二十三条の三項なんですね。その原状回復をさせる。ところが、環境庁長官によって原状回復しなさいといつては、「命令をされた者がその命令に係る期限までにその命令に係る措置をとらないときは、」

つまり言うことを聞くなかがつた活動の主宰者に責任を負ふ。これは環境庁長官自みずからが「原状回復をし、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるとともに、代替措置をし、「その費用の全部又は一部をその者に負担せることができる。」ということであ

りますが、要是、費用を一部負担させるまでは環境庁としてやらなきやいけないわけですね。この点が大変緩やかな措置命令でありますけれども、この点に關してのコメントをぜひいただきたいんですね。

やっぱりもうちょっと、大事な南極の環境に関して、これどうなんでしょう、科学者だからそんなことをするはずはないと思うんですが、要是旅行者とかは中途半端なことをされるとこれは困るんですけどね。

さて、これどうなんでしょう、科学者だからそんなことをするはずはないと思うんですが、要是旅行者とかは中途半端なことをされるとこれは困るんですけどね。

○政府委員(澤村宏君) これは第二十九条から第三十三条までであります。一番重い罰則は一年以下の懲役、一百万円以下の罰金とあります。措置命令は行政処分ですかね。まだよい。まだよいというわけではないんですけれども、行政処分ですから。この第二十九条から第三十三条までの罰則は刑事処分であります。ゆえに、厳格な刑事手続のもとでしか罰則は適用されません。問題は、犯行現場が南極であり、十分な証拠調べもできずに結局罰則規定は有名無実化しそうな気もいたしますが、いかがでしょうか。

○政府委員(澤村宏君) ただいま申しましたように、この法律は、南極地域の環境の脆弱性という特殊性にかんがみまして、環境に対する悪影響を事前に抑制することに力点を置いた法律となつております。その実効性を高めるために、罰則規定が持つ抑止的效果を活用することに加えまして、南極地域で活動を行う者一人一人が南極の環境の保護について理解を深め、規制に反しないよう自覺的行動するよう、普及啓発活動につきましても今後積極的に取り組んでまいりました

こと考へております。

そして、先生今御指摘のとおり、南極地域における犯罪の立件といつこにつきましては、その立地条件等から国内と全く同じように進めることは、まだ難しい面があるとは思いますが、現地派遣する職員等からの報告等により、ある程度立件がなさうに言葉でございましたが、実はこの三項なんですね。その原状回復をさせる。ところが、環境庁長官によって原状回復しなさいといつては、「命令をされた者がその命令に係る期限までにその命令に係る措置をとらないときは、」いうふうに「命令をされた者がその命令に係る期限までにその命令に係る措置をとらないときは、」つまり言うことを聞くなかがつた活動の主宰者に責任を負ふ。これは環境庁長官自みずからが「原状回復をし、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるとともに、代替措置をし、「その費用の全部又は一部をその者に負担せることができる。」ということである

りますが、要是、費用を一部負担させるまでは環境庁としてやらなきやいけないわけですね。この点が大変緩やかな措置命令でありますけれども、この点に關してのコメントをぜひいただきたいんですね。

さて、これどうなんでしょう、科学者だからそんなことをするはずはないと思うんですが、要是旅行者とかは中途半端なことをされるとこれは困るんですけどね。

さて、これどうなんでしょう、科学者だからそんなことをするはずはないと思うんですが、要是旅行者とかは中途半端なことをされるとこれは困るんですけどね。

○政府委員(澤村宏君) これは第二十九条から第三十三条までであります。一番重い罰則は一年以下の懲役、一百万円以下の罰金とあります。措置命令は行政処分ですかね。まだよい。まだよいというわけではないんですけれども、行政処分ですから。この第二十九条から第三十三条までの罰則は刑事処分であります。ゆえに、厳格な刑事手続のもとでしか罰則は適用されません。問題は、犯行現場が南極であり、十分な証拠調べもできずに結局罰則規定は有名無実化しそうな気もいたしますが、いかがでしょうか。

○政府委員(澤村宏君) ただいま申しましたように、この法律は、南極地域の環境の脆弱性という特殊性にかんがみまして、環境に対する悪影響を事前に抑制することに力点を置いた法律となつております。その実効性を高めるために、罰則規定が持つ抑止的效果を活用することに加えまして、南極地域で活動を行う者一人一人が南極の環境の保護について理解を深め、規制に反しないよう自覺的行動するよう、普及啓発活動につきましても今後積極的に取り組んでまいりました

こと考へております。

そして、先生今御指摘のとおり、南極地域にお

ける犯罪の立件といつこにつきましては、その立地条件等から国内と全く同じように進めることは、まだ難しい面があるとは思いますが、現地派遣する職員等からの報告等により、ある程度立件がなさうに言葉でございましたが、実はこの三項なんですね。その原状回復をさせる。ところが、環境庁長官によって原状回復しなさいといつては、「命令をされた者がその命令に係る期限までにその命令に係る措置をとらないときは、」

つまり言うことを聞くなかがつた活動の主宰者に責任を負ふ。これは環境庁長官自みずからが「原状回復をし、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるとともに、代替措置をし、「その費用の全部又は一部をその者に負担せることができる。」

ますが、要是、費用を一部負担させるまでは環境庁としてやらなきやいけないわけですね。この点が大変緩やかな措置命令でありますけれども、この点に關してのコメントをぜひいただきたいんですね。

さて、これどうなんでしょう、科学者だからそんなことをするはずはないと思うんですが、要是旅行者とかは中途半端なことをされるとこれは困るんですけどね。

さて、これどうなんでしょう、科学者だからそんなことをするはずはないと思うんですが、要是旅行者とかは中途半端なことをされるとこれは困るんですけどね。

○政府委員(澤村宏君) これは第二十九条から第三十三条までであります。一番重い罰則は一年以下の懲役、一百万円以下の罰金とあります。措置命令は行政処分ですかね。まだよい。まだよいというわけではないんですけれども、行政処分ですから。この第二十九条から第三十三条までの罰則は刑事処分であります。ゆえに、厳格な刑事手続のもとでしか罰則は適用されません。問題は、犯行現場が南極であり、十分な証拠調べもできずに結局罰則規定は有名無実化しそうな気もいたしますが、いかがでしょうか。

○政府委員(澤村宏君) ただいま申しましたように、この法律は、南極地域の環境の脆弱性という特殊性にかんがみまして、環境に対する悪影響を事前に抑制することに力点を置いた法律となつております。その実効性を高めるために、罰則規定が持つ抑止的效果を活用することに加えまして、南極地域で活動を行う者一人一人が南極の環境の保護について理解を深め、規制に反しないよう自覺的行動するよう、普及啓発活動につきましても今後積極的に取り組んでまいりました

こと考へております。

そして、先生今御指摘のとおり、南極地域にお

ける犯罪の立件といつこにつきましては、その立地条件等から国内と全く同じように進めることは、まだ難しい面があるとは思いますが、現地派遣する職員等からの報告等により、ある程度立件がなさうに言葉でございましたが、実はこの三項なんですね。その原状回復をさせる。ところが、環境庁長官によって原状回復しなさいといつては、「命令をされた者がその命令に係る期限までにその命令に係る措置をとらないときは、」

つまり言うことを聞くなかがつた活動の主宰者に責任を負ふ。これは環境庁長官自みずからが「原状回復をし、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるとともに、代替措置をし、「その費用の全部又は一部をその者に負担せることができる。」

ますが、要是、費用を一部負担させるまでは環境庁としてやらなきやいけないわけですね。この点が大変緩やかな措置命令でありますけれども、この点に關してのコメントをぜひいただきたいんですね。

さて、これどうなんでしょう、科学者だからそんなことをするはずはないと思うんですが、要是旅行者とかは中途半端なことをされるとこれは困るんですけどね。

さて、これどうなんでしょう、科学者だからそんなことをするはずはないと思うんですが、要是旅行者とかは中途半端なことをされるとこれは困るんですけどね。

○政府委員(澤村宏君) これは第二十九条から第三十三条までであります。一番重い罰則は一年以下の懲役、一百万円以下の罰金とあります。措置命令は行政処分ですかね。まだよい。まだよいというわけではないんですけれども、行政処分ですから。この第二十九条から第三十三条までの罰則は刑事処分であります。ゆえに、厳格な刑事手続のもとでしか罰則は適用されません。問題は、犯行現場が南極であり、十分な証拠調べもできずに結局罰則規定は有名無実化しそうな気もいたしますが、いかがでしょうか。

○政府委員(澤村宏君) ただいま申しましたように、この法律は、南極地域の環境の脆弱性という特殊性にかんがみまして、環境に対する悪影響を事前に抑制することに力点を置いた法律となつております。その実効性を高めるために、罰則規定が持つ抑止的效果を活用することに加えまして、南極地域で活動を行う者一人一人が南極の環境の保護について理解を深め、規制に反しないよう自覺的行動するよう、普及啓発活動につきましても今後積極的に取り組んでまいりました

こと考へております。

そして、先生今御指摘のとおり、南極地域にお

にもあるわけでございますが、それが環境への著しい悪影響を生じ、または生じるおそれがある場合には、活動の中止等が命じられ、これに従わない場合には罰則が適用されますので、有害な干渉を禁止するための罰則による実効性は確保されているものと考えております。

また、ベンギンの繁殖期につきましては、種類あるいはその生息地等によりまして異なる場合でございます。また、ベンギンにどの程度近づけば有害な干渉に当たるのかというようなことにつきましても、具体的な事例に即して判断する必要があるなど、一律に法律で規定することは非常に困難であるため、本法案におきましては直接の罰則を置かないという形で処理をしているところでございます。

○馳浩君 ちょっともう一回確認しますが、罰則の第二十九条は「次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。」とあります。その第一号ですか、「第十一条、第十四条第一項若しくは第二項(第三号を除く。)」と書いてあるんですね。第三号を除くということは、第三号は罰則の規定からは外れているわけなんですよ。この第十四条の第二項の三号を読みますと、こうなっているんですね。「南極地域に生息し、又は生育する動植物の生息状態又は生育状態及び生息環境又は生育環境に影響を及ぼすおそれのある行為」とあるんですね。何でこれが罰則から外れているんですかという質問なんですが、罰則としているのではなくて、それが罰則から外れているんですね。何でこれが罰則としているんですかといふ形でございます。

○政府委員(澤村宏君) ただいま申しましたように、ベンギン、アザラシに対します直接的な干渉そのものを罰則としているのではなく、それに対する活動の中止等を命ぜられ、それに違反した場合に罰則をかけるということで、いわば直罰はかけておりませんが、間接的な罰則という形でもつてそのところを措置しているということでございます。

○馳浩君 これはまさしく今後の検討課題にして

いただきたいわけですね。間接といいますけれども、直接の行為の方をすぐにやつぱり取り締まる

という言い方はどうかわかりませんが、うがつた

見方によりますとこの今回の法律だと黙視、黙認するような形になってしまいますので、これはまさしく今後の検討課題としていただきたいと申します。

次に、第十二条でありまして、これは主宰者が他の行為者に法令違反させないように必要な指導を義務づけている規定であります。これも罰則規定がないわけでありまして、先ほどから答弁もいただきましたように、違法行為の立証は不可能に近いんですね。ならば活動の主宰者がしっかりとほかの行為者を管理、指導できるかどうかといふことが問題になるわけでありまして、例えばもうけ主義の旅行代理店等が後を絶たない現在、罰則規定なき指導義務規定というものはお飾りにすぎないと存じます。

ささらに、とりわけ違法行為がなくとも、第十二条で交付される行為者証を携帯していないだけで処罰されるのならば、主宰者の指導義務違反の不処罰はその違法性の重みから考えて公平性に反するとの考えますが、この点、どう考えておられるのでしょうか。

○馳浩君 というのは、第十二条の七項ですね、これは二十万円以下の罰金です。行為者証を携帯していないだけで処罰されるのです。ところが、主宰者の指導義務違反に関しての処罰はないわけではありません。行為者証を持つだけで処罰されるのです。ところが、主宰者の指導義務違反に関しての処罰はないわけではありません。

○馳浩君 わかりました。

時間がありませんのでちょっと質問が飛びます

が、先ほども南極観測に関して文部省にお伺いいたしましたけれども、昭和基地周辺の廃棄物の管理につきまして、その実態として環境庁に対する報告、これはどういう体制となっておりますか。これが第一点目の質問。

第二点目の質問は、昭和基地周辺の廃棄物の、これは私は放置というふうな言葉を使いたいと思いますが、文部省は保管という言い方をされますが、保管所周辺の土壤あるいは水質に関する報告、検出の実態はいかがですか。

○政府委員(澤村宏君) 主宰者の指導義務に関することについてございますけれども、この主宰者の指導義務につきましては、活動の類型、主宰者と行

たします。

○説明員(岩本涉君) 廃棄物に関する御質問でございますけれども、南極の昭和基地では、南極の夏に当たります十二月末から翌年の二月中旬まで約八十名、それから南極の冬の期間に越冬隊員三十一名が滞在して研究観測を実施しているところでございます。

これらの研究観測でございますとか、我々定常観測という呼び方をしておりますけれどもそういったものとかあるいは当然隊員の生活のため昭和基地で一年間に出てる廃棄物は、可燃物約八・四トン、不燃物約十九トン、し尿、汚水約四十三トンというとの報告を受けております。

そのほかに、年により異なりますけれども、夏の期間、建築などのこん包廃材が約十トン排出されております。また、使用済みの雪上車などの大型廃棄物が約五百トン蓄積されているわけでござります。

これらにつきまして、まず可燃物につきましては、平成五年度に焼却炉を整備いたしましてその焼却炉で焼却処分する、またプラスチック等の不燃物は、分別集積して観測船「しらせ」で日本に持ち帰っております。

それから、屎尿、污水は現在希釈して海洋に排出しておりますが、污水処理施設を新設しているところでございまして、平成十一年からこれを運用する予定でございます。

また、先ほど申しました約五百トンの大型廃棄物につきましては、五年計画で持ち帰り処分する予定でございまして、今月帰ってまいります「しらせ」におきましては約二十七トンの大型廃棄物を持ち帰ることにしております。

環境庁への報告でございますけれども、現在の法制上は環境庁に報告する義務は課されていないわけでございますけれども、こういった観測隊の事業内容等につきましては、私どもが事務局を務めております南極地域観測統合推進本部というものに環境庁からもお入りいただいておりまして、

会議の都度御報告等をしているところでござります。

二番目の御質問でございますけれども、昭和基地におきまして先ほど申しましたように大型廃棄物を三ヵ所に集積保管しているわけでございます。保管に当たっては、まずそいつた土壤等の環境に影響を与えるものは置かないよう選別を行つた上でやつてあるところでございます。なお、昭和四十九年の第十五次観測隊から行つてあります土壤バクテリア等の調査では、今のところ人為汚染は認められていないということでございま

す。今後は、本法律の趣旨にのつとりまして適切に対応してまいりたいと思います。

○馳浩君 これは石井長官、ちょっと聞いてください。

今まで報告の義務がなかつたから報告していないといふことがありますね。これはおかしいんじゃないですか。南極測定隊はもう既に三十七回、今度三十八回目かな、三十年にわたつてやつておつて、昭和基地周辺の廃棄物処理に関して報告がないわけですよ。ましてや、保管場所周辺の土壤、水質についての有害物質についての実態を調べて、それも報告してないといふことがあります。今回

この法律ができるわけですから、むしろ積極的に関与して報告を受けるべきだと私は思いました。

同時にもう一つ、大型廃棄物に関して五百トントン、これを五年計画で持ち帰るという、こういう悠長なことを言つてもらつては困るんですよ。なぜならば、ドイツのノイマイヤー基地では毎回圧縮して持ち帰つてゐるわけなんですね。これは御存じだと思います。なぜドイツができるで日本はできないんですか。これは、先ほどの条約の締結に関しても日本が余りにも時間がかかり過ぎるというのと同じようなことなんです。

むしろ、こういったことに関するなら、歳出削減の時期ではありますけれども予算をつけて、南

極の環境に本当に多大な影響を与えるならば、五

年計画で毎年百トンずつ持ち帰ると言つております。空っぽにして南極へ持つていつて、とかつと積み込んでもた帰つてくれればいいだけの話であります

けれども、「しらせ」級の輸送船をもう一隻のぐらの予算をつけて早目早目に日本として処理する姿勢を諸外国に見せる必要では

ないかと思います。

環境庁長官、これは最後になりますけれども、文部省のある意味では諸外国に比べての取り組み

として非常に甘いというような、こういう状態に

関しましてもつとりードをとつていただいて、昭和基地周辺の廃棄物の処理あるいはこれから廃棄物処理計画等も出されると思いますが、積極的

に関与して、これは非常に必要な措置命令といふのですか指導というものを文部省に対してもしていただきたいし、それは胸を張つてぜひやつていた

だきたいと思います。

最後に環境庁長官の、今回の条約締結に当たりましての、いろいろ私が聞いた範囲内でのわかつたことでもよろしいですから、御感想と御決意と、指導力を期待するものでありますから、コメントをいただきたいと思います。

以上です。

○国務大臣(石井道子君) 廃棄物の処理計画につ

きましては、今後も関係省庁と具体的な記載内容などにつきまして調整を進めながら、議定書の発効後は速やかに策定できるよう準備を進めてまいります。

南極地域の環境保護を進めていく上では、廃棄物による影響の防止というものは大変重要な課題であります。廃棄物管理計画は、南極地域におけるさまざまの活動に伴う廃棄物の適正な処分や管理のための総合的な計画である

わけでござりますので、今後も鋭意関係省庁と協力いたしまして取りまとめ作業に積極的に取り組んでまいります。

○馳浩君 ありがとうございます。

○山本一太君 それでは、私も同僚の馳委員に負けないように張り切つてやらせていただきたい、このように思つております。

本日は私も環境特別委員会における初めての質問ということですから、まず最初に石井長官に一

言申し上げたい、このように思つております。

長官は、言うまでもなく私ども良識の府である参議院から、特に環境重視ということが呼ばれて

いる状況の中で環境庁長官という大変重要な重職につかれたわけでございます。

一年生議員の私がこういうことを言うと大変僭越なんですが、私は今よく言われている参議院改

革というの実はこれは参議院議員改革であると常々思つております、個々の議員が、衆議院と

は違う六年という期間を生かして、いかに衆議院とは違った政策やビジョンを開拓できるか、このところが勝負であつて、これが進けば自然に二院制をきちつとしようという議論に結びつくので

はないか、このように思つてゐるわけでございま

す。

そういう意味では、長官は就任以来もう本当に情熱を持ってこのお仕事に一生懸命取り組んでおられるというのが感じられますし、意外と言つては失礼ですが長官は我々世代に非常に人気がござりますので、これからもぜひ自信を持ってお仕事に取り組んでいただきたいと思うんです。

きょうは広中元長官もおられますけれども、欧米諸国、特に北欧諸国なんかではこの環境分野における女性大臣の活躍というのは大変なものでございまして、やるからには参議院の大蔵として、歴史に石井長官ありと残すよな、そのような気概を持つてぜひ進んでいただきたいと思うんで

す。

特に、ことは十二月に京都で地球温暖化防止

京都会議が開催されます。また、六月には国連環境特別総会も開かれるわけでございまして、大変

国際会議も多いわけでございます。我が国におき

ましても、そのような会議も大変多くございます

し、またいろいろと外國との打ち合わせも多いわ

けでございまして、これらの我が国としての環

境問題への取り組みを大きく前進させるべき年で

ある、まさに環境の年であるというふうに私も考えてゐるところでございます。

激をしているところでござります。

私も参議院比例区の議員として三期目の当選でございまして、そして今回環境庁長官に就任させていただきました。

環境問題というのは、私もちょうど八年前に環境政策次官をした経験もありますけれども、そのぐらいの予算をつけて早目早目に日本として処理する姿勢を諸外国に見せる必要では

ないかと思います。

環境問題は現在、我が国の問題の

当時と比べますと雲泥の差であるということを感じております。環境問題は現在、我が国の問題の

みならず、地球環境の問題で大変重要な問題であるとたらえられているわけでございまして、この

ようなときに環境庁長官に就任をさせていただい

たということは、大変大きな感激でありますと同時に、責任の重さを痛感しているところでござ

ります。

このような我が国環境問題を今ここで考えて

いかなければこれから我々の子供とか孫たちに

よい環境を残していくのではないかという危機感も持つていてるわけでございまして、それだけに、将来の世代によい環境を引き継いでいくとい

うことが現在の我々の使命であるというふうに感

ります。

特に、ことは十二月に京都で地球温暖化防止

京都会議が開催されます。また、六月には国連環

境特別総会も開かれるわけでございまして、大変

国際会議も多いわけでございます。我が国におき

ましても、そのような会議も大変多くございますし、またいろいろと外國との打ち合わせも多いわけでございまして、これらの我が国としての環境問題への取り組みを大きく前進させるべき年であります。まさに環境の年であるというふうに私も考えてゐるところでございます。

これからも人と環境とが共生共榮を図れるよう

な望ましい関係を築くために、地球環境問題への

対応については大変大きな責任があるわけでござりますし、総合的な環境施策の推進に今後も全力を挙げて取り組んでまいる所存でございます

で、どうぞ若い皆様方の御支援と御指導を賜ります

ようにお願い申し上げます。地球環

境分野は本当に懸案がメジロ押しですので、その御決意を持つてぜひとも御活躍いただくようお願いを申し上げる次第でございます。

さて、きょうは南極条約についての質問ということだったんですけれども、私の同僚で親友の馳浩委員がまことに括的で詳細にわたって問題点

を提起されました。こういうのを英語で言うと

ハードアクト・ツー・フォローというわけです

けれども、ほとんどつけ加えることがないなという

ふうにメモをとりながら思っていたわけでござい

ます。ですから、私の時間は一時間ということ

ですが、今回の南極問題というのはいわば地球環境

問題のシンボルということですから、それを踏ま

えて少し横にウイングを広げて、地球環境問題全

般に對して御質問をさせていただきたいと

で進めさせていただきたいと思ひますので、大臣

並びに環境庁の皆さん方、御答弁の方をよろしく

どうぞお願ひいたします。

それじや、質問の方に移らせていただきたいと

思います。

私は、まず非常に基礎的な質問からさせていた
だきたいと思っているんですけれども、よく世間
でその年の流行語大賞というのがあります。昨
年でしたら自分を褒めてやりたいとかありました
し、高度成長期だったモーレツとかいう言葉が
はやったこともあります。国際政治の世界で言
うと、新聞、マスコミを騒がせた言葉の中では
ジャパン・パンシングとか、ここからありが候補
になるのかなと思うんです。環境分野に絞つて言
えばもう七年連続ぐらいで私はこの言葉がキ
ワードだと思うんです。これはもう長官よく御存
じかもしませんけれども、サステナブルディ
ベロブメントですね。持続可能な成長、こういう
ふうに訳しております。

実は私は援助の仕事をやった後、国連システム
の中の技術協力においては一番大きな機関である
国連開発計画、UNDPというのですが、ここ
のニューヨーク本部に三年間勤務した経験がござい
ます。このときに、後ほど触れるオゾン層につい

てのモントリオール議定書の多国間基金の件と
か、あるいはアジュンダ21のフォローアップとい
うことで日本がマーンのドナーとなつて設立をし
たキヤバシティ21基金とか、そういう環境の仕事
に取り組む機会がありました。

その中でも毎日のようにこのサステナブル

ディベロブメントという言葉を見ていたわけです

けれども、正直言つて最後までこのコンセプトの

意味がよくわからなかつたんです。非常に広義な

解釈もありますし、どうも国連の解釈によれば、

我々の世代と次世代と両方の必要性を満たすよう

な開発というような解釈が国連開発計画の中では

行われていたわけなんですけれども、途上国や先

進国の中でもこのサステナブルディベロブメン

トに対する見方も違つたわけです。それについて

環境庁としてはこの持続可能な開発というのはどう

いうコンセプトとしてとらえておられるのか、

一言お聞きしたいと思うんです。

○政府委員(浜中裕徳君) お答え申し上げます。
ただいま先生がお触れになられました持続可能
な開発の考え方ですが、もともとは一九八七年に
示されたものでございます。環境と開発に関する世界
委員会、ノルウェーのアルントラント前首相が委
員長を務められたその世界委員会がまとめた報告
書に示されました。環境と開発に関する世界
委員会、ノルウェーのアルントラント前首相が委
員長を務められたその世界委員会がまとめた報告
書に示されたものでございます。

その背景を考えてまいりますと、まず、例えは
開発途上国におきましてはよく御存じのとおり貧

困の問題が大変深刻でございまして、これが環境
の破壊の原因ともなりまして、さらには環境の悪化
が一層の貧困をもたらすという、いわば悪循環が
あるのではないかということから、途上国におい
ては貧困の解消のために今後開発を進めていくこ
とが一方で不可欠でございますが、しかしそのよ
うな開発は環境面から見て健全な形で行われるこ
とが重要であるという認識が一方であるのではな
いかというふうに考えております。

また一方では、先進工業国におきましては大量

生産・大量消費・大量廃棄型の生産あるいは消費

形態が普及をしておりまして、これが地球環境問

題を引き起こした大きな原因であるというふうに
言われているところでございます。したがいまし
て、このような先進国におきましては、こういつ
つことについても、国民を啓蒙していくという
のはやはり環境庁にリードをとつていただきたい
革していくことが強く求められているとい

うふうに認識をしているわけでございます。

こうした途上国と先進国におきます問題の所

在、そしてこれらに對処する取り組みの方向に関

する認識を統一するいわば概念として、このブル

ントラント委員会、環境と開発に関する世界委員

会の報告書は持続可能な開発を、ただいまお触れ

になられましたとおり、将来の世代の必要性を満

たしながら同時に現在の世代の必要性も満足させ

るよう、そういう開発であるというふうに説

明をしているところでござります。

この持続可能な開発の考え方は、一九九二年の

地球サミットでも採用されておりまして、地球サ

ミットで採択をされましたが、宣言でございます

とか、あるいはアジュンダ21の中にも生かされて

おりまして、現在国際的に環境と開発の問題を考

える際の基本理念となつて、このように理解

をしているところでございます。

○山本一太君 わかりました。

サステナブルという意味が環境とともに工業

発展の共生なのかとか、いろいろ細かいこともお

聞きしたいこともあります。それから時間の都

合もございまして、一時間しかないのですか

ら。

コンセプトの定義にこだわつても余り意味がな

いんではないかという、そういう議論もあると思

います。それよりアジュンダ21の下で個々のプロ

ジェクトによってきちんと環境問題を推進してい

くということが大事だという御見解もあるかと思

うんですけども、やはりこれは今世界、国連も

含めて地球環境問題を進めていく上での一番の根

本になるコンセプトですので。はつきり言つて、

今、日本の道を歩いている人に持続可能な開発

とはそういう調査がきちんとできる環境をこれから

もそそういう整備していくことだと思つて

いることがあります。これは必ずしも悪いこ

とではないと思うんです。これは考え方によつて

は非常に意義のあることで、特に環境教育とい

点については非常に大切なことじやないかというふうに私は思うんです。百冊、二百冊の環境問題の本を読むより、南極に行つてベンギンとアザラシを見て氷河を見て環境問題、オゾンホールを感じられるかどうかはわかりませんけれども、それを感じてくることがやっぱり人間に一種の意識革命を起こすんじやないかというふうに私は考えております。

実は、私の地元のことになつて恐縮なんですがれども、群馬県議会がことしの一月に、恐らく県議会としては初めてだと思うんですけれども、南極視察団を派遣いたしました。ここに報告書があるので御興味があれば、もし自治体の方で行かれたい方がいれば参考になるかと思うんですが、大変よくまとまつておりますと、県議の方が五名行きました。これは実は今こういう時期ですからいろいろ賛否両論ありました、税金を使って南極に行く必要があるのかなと。

私は、最初からこれは非常にいい発想でいいアイデアだというふうに言い続けていたわけなんですけれども、実際、帰つてこられた県議団の人たちがその後精力的に南極視察のセミナーを県内各地でやつて、群馬テレビとか、群馬県では大変なシェアを誇っている上毛新聞というのがあるんですが、地方紙を含め南極の特集を随分組んだんですね。これがどのくらい群馬県民の間に南極環境問題という意識を植えつけるのに役立つたかというところをもう一つお聞きたいと思います。

ですから、こういういいイニシアチブについては、すなわち視察や観光であつても環境に対する意識を高める。例えば今観光を行つても、南極に渡る船の上でたしか専門家の方か何かがいて環境教育をなさっているはずなんですね。だから、どんどん厳しくせよというさつき意見があつたんですけども、初めてのことなのでどのぐらい厳しくなるかというのはちょっとわからないので不安なんですが、そこら辺のところはきちっと要件を満たせば承認をするという道は果たしてこの条約の中で残つてゐるのか、その一点だけ簡単に確認

させていただきたいと思うんです。

○政府委員(澤村宏君) ただいま先生御指摘のとおり、南極の重要性ということは御指摘のとおりでございます。

今回の国内法におきましても、観光活動につきまして事前の確認申請を行い、環境に著しい影響を及ぼすものでないことなどにつきまして環境庁長官の確認を受けることが必要となる、言葉をかえて申しますと、そういったことにつきましても認める方向でこの法律は成り立つておるわけでござります。

○山本一太君 わかりました。ぜひ視察、観光についても、もちろん環境への影響を最小限にするという条件ですけれども、その道はやはり残していただけないかなというふうに考えております。

私も議員をやつている間に一度は職委員も誘つて南極に行きたいと思っておりますので、そのと

きはぜひ環境庁のサポートをお願いしたいというふうに思つております。

次に、オゾン層の問題について少し御質問をさせさせていただきたいと思うんです。

南極と言えばオゾンホールというのはちょっと

無理があるかもしれませんけれども、南極にでき

たオゾンホールというのは、オゾン破壊問題につ

いてのいわばシンボル的な存在だと思うんです。

先ほどお話ししたとおり、私は国連開発計画にい

たときに、オゾンホールの問題を扱つモントリ

オール議定書の下でつくられた多国間基金の運営

についてのチームに加わつていたことがあります

て、いろいろ思い入れがあるわけなんですね

けれども、これは申し上げるまでもなく、八七年にオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の中で特に、特定フロン五種類だったと思いま

すけれども、これについては削減、廃止をしてい

くという合意がなされたというわけなんです。

これは、ちょっとパンフレットとしては古いん

ですけれども、その私どものチームがつくったモ

ントリオール・プロトコルのパンフレットでござ

います。(資料を示す) ここをもうちょっとカレー

コピーで広げて持つてこようと思つたんですが、

お金がかかりまして、資金力のない事務所なものですから、ちょっと見にくいかもしれませんが、

これは本当に一目瞭然で、七九年にはほとんど見られなかつたオゾンホールがこれだけ九二年に向けてこう広がつていくというのが本当によくわかると思うんです。これについて、オゾンの減少は何か頭を打つたとかいろいろな考え方があります。

○政府委員(澤村宏君) オゾン層の現状についてのお尋ねでございますが、一九九六年におきましても南極上空におきましては過去四年と同程度の最大規模のオゾンホールが出現をしておりまして、オゾン全量の長期的な傾向とということにつきましては、熱帯域を除きましてほぼ全地球的に減少傾向にあるわけでござります。

しかしながら、国連環境計画の報告によりますと、先ほど山本先生からもお話をございました

が、すべての締約国が一九九二年の改正モントリオール議定書に基づく生産規制を遵守するといったオゾン層回復に転じますと、成層圏中のフロンの量につきましては

一九九七年から一九九九年までをピークといたしましてその後は減少に転ずる、したがいましてこれに伴つて来世紀初頭からオゾン層は回復に転じまして、南極のオゾンホールも一〇四五五年までには出現しないようになるということが予測されているところでございます。

○山本一太君 今のお話ですと、九二年ですか最近の改正は、それを締約国がちゃんと遵守すれば

二〇四五五年までにオゾン層が回復するという話で、その計画どおりにいけばいいとは思つんで

すけれども、少なくともフロンという物質は化学変化を起しにくい、それだけに環境に対する影響が持続するということで、もとの状態に戻るにはいずれにせよ五十年かかるということがありま

すので、やっぱりこれは次世代に対する地球の命を脅かしているみたいな話ですから、改めて真剣

に取り組んでいかなければいけないなということをお聞きして感じたわけなんです。

ただ、今おっしゃつた予測は、モントリオール議定書で、九五年末でしたか全廃されたフロンに

ついてはいいんですけれども、その前につくられたフロンについての規定というのは議定書の中にあります。

議定書で、九五年末でしたか全廃されたフロンに

ついてはいいんですけれども、その前につくられたフロンについての規定というのは議定書の中にあります。

これははつきり言えば勝手に使われている状態ですから、例えば冷蔵庫とかエアコンとかいろいろな冷房設備とか、そういうところに残つたフロンをきちんと回収できてといふことが前提になると思うんですね。これについ

ては正直言つてなかなか進んでいないといふところも聞いておるわけすけれども、この問題についての環境庁の取り組みについてまた簡潔に伺えればと思いますので、お願ひします。

○政府委員(澤村宏君) 御指摘いただきましては、既に生産されたフロンにつきましては、その回収なり破壊をするということが非常に重要であります。

○政府委員(澤村宏君) お尋ねでございますが、これらの省庁から構成されておりますオゾン層保護対策推進会議を必要に応じて開催いたしておりますが、ここで回収なり再利用それが破壊についての促進方策の取りまとめを行つております。

また、フロン回収促進のための支援事業ということで、自治体に対しまして助成をいたしておりま

す。また、破壊につきましてはガイドラインを

ます。また、破壊につきましてはガイドラインを

及んでおります。また、回収促進のための協議会を設置いたしております都道府県または政令指定都市の数も三十八に達しておりますところで、まだ不十分といった御指摘も受けておるわけでございますが、一定の成果が得られつつあるという認識に立っております。

○山本一太君 今のお話で、フロンの回収に取り組んでいる自治体の数自体は二千市町村、六割ぐらいになつておるということはわかつたんですけれども、問題は、使われた冷蔵庫やカー・エアコンが実際にちゃんと回収されているかという回収率だと思うんですが、これは一番多いもので二割ぐらいしかないと思うんです。ですから、やっぱりここ辺についてはかなり真剣に取り組んでいただかなければいけないと思います。

これもちょっと手前みそなんですが、やはり地元の群馬県に高崎経済大学というところがございまして、その石井教授の方がスタート・フロン全国連絡会の代表を務めておられるわけですが、この問題について大変長年取り組んでおられて、いろいろな提言をされているんです。

生産から販売部門まで産業界ぐるみの協力がなくてはフロン回収の推進は困難ないというのがその趣旨ですけれども、昨年十一月の毎日新聞の記事で石井教授がこういうふうに言つておるんです。回収、再利用、破壊を義務づける法律がないから回収率が高まらない、不用意に解体して特定フロンを放出しても罰せられないから野放し状態だ、特定フロンの製造業界や使用メーカー、消費者が環境への影響を認識して相応の負担をしなければいけない、行政は各業界に役割を示し、回収・破壊作業が円滑に進むように指導してほしいと。

いわば官民一体でこの問題に取り組まなければいけないという提言を行つておるわけなんだけれども、この点について環境庁はどうお考えになられているか、見解を伺いたいと思います。

○政府委員(野村勝君) ただいま群馬県の例をお引きになりましたが、そのほか兵庫県であります

とか福島県とか、この問題に対しまして非常に積極的に取り組んでいる自治体もあるわけでございります。

ただ、全体的には先ほど申し上げましたがまだ体制的にも整っていないという認識の上に立ておりますが、そういうことで私どもとして立つております。フロンについての破壊モデル事業では、フロンについての破壊モデル事業でありますとか回収促進のための支援事業を実施しておるわけございます。

地域によつて、今官民一体というようなお話をございましたが、この問題については大変関係者が多くございます。消費者の関係、それから車等の関係からいえばディーラーだと整備の関係がございまし、それから当然行政関係もあるわけでございます。そのような関係者が地域の実情に応じていれば回収なり破壊の社会的なシステムをつくっていくことがまず重要ではないかと

いうことで、私どもはそれを側面的に支援をしたいということで対策を進めておりますが、まだだこれから努力を重ねていかなきゃならないといふように考えております。

○山本一太君 今御答弁にあつたように、この問題はとにかくいろんなセクターの絡む問題で、なかなか難しい問題であるとは思つんすけれども、いずれにせよ今おつしやったように、このオゾン層保護対策推進会議というものは省庁でいうところ省庁ぐるいにまとまるわけですね、これにお十八省庁ぐるいにまとまるわけですね、これお

日本は第一位だと推測しております。

○山本一太君 第一位ですか。

○説明員(津曲俊英君) はい。九六年、実はまだ確定値が出ておりませんけれども、見積もりでは日本は第一位だと推測しております。

○山本一太君 第一位の拠出国ということを今まで聞きました、大変感銘を受けたわけでござい

ます。

○委員長(渡辺四郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

○委員長(渡辺四郎君) 午前十一時五十分休憩

先ほどちょっと申し上げましたけれども、モントリオール議定書ができて、議定書の呼びかけでそのモントリオール議定書のもとに多国間基金マルチラテラルファンドというのが設立されたんです、もちろん御存じだと思うんですけども。

マルチラテラルファンド、その基金の目的は、途上国に対して途上国が脱フロンのシステムに移行するための技術協力をすると、こういうことを目的としてこの基金が設立されたのは御存じのとおりかと思います。

そして、その技術協力を実施しているのは国連機関でございまして、私の記憶が正しければ、モントリオール多国間ファンドの実施機関は国連開発計画、UNDPですね、それからあと世銀もやっていたと思います。それとUNEP、国連環境計画、それとUNIDO。その四機関だったと思つんすが、これは米国に次いで今も一番でございます。

日本は締約国の中でのモントリオール多国間ファンドに対しては非常に大きな拠出をしておりまして、世銀それからUNDPなどの機関がその高度な専門的な知識や経験それから世界的なネットワークとか人的資源を活用して、承認されたプロジェクトのフィージビリティースタディーなどの事前調査、それから調査を経たプロジェクトへの投資、それから技術研修のためのワークショップ等活発な活動を行つております。これらは高く評価しております。

○山本一太君 きょうは質問に立つていうことで、国連の昔の知人やらモントリオール・プロトコルで今頑張っている同僚から電話があつたのですから、ぜひそのことだけは聞いてくれといふことで、外務省も高く評価しているということを報告をしたいと思います。きっと、きょう喜ぶと思います。

ちょうど五十分ということがありますから、ぜひそのことだけは聞いてくれといふことで、外務省も高く評価しているということを報告をしたいと思います。きっと、きょう喜ぶと思います。

ちょうど五十分ということがありますから、ぜひそのことだけは聞いてくれといふことで、外務省も高く評価しているということを報告をしたいと思います。きっと、きょう喜ぶと思います。

○委員長(渡辺四郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

○委員長(渡辺四郎君) 午前十一時五十分休憩

午後一時開会

○委員長(渡辺四郎君) ただいまから環境特別委員会を開会いたします。

○委員長(渡辺四郎君) 休憩前に引き続き、南極地域の環境の保護に關

する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山本一太君 エネルギーを補給させていただいたところで、早速質問を再開させていただきたい、このように思つております。

アジア太平洋の環境問題を考える国際フォーラムとしてエコ・アジア、正式名称はアジア・太平洋環境会議と言つてください。この会議に私は大変注目をしております。これは、同地域の各國の政府、環境大臣、担当者、そして国連機関の方々を集めてこれまで五回開催をされてまいりました。アシア太平洋地域の環境問題を話し合う国際的な大変重要なフォーラムでござります。

実は、この五回になりますエコ・アジア96は、私のふるさとである、またふるさとの話なんですが、群馬県の水上町というところで行われまして、大変山紫水明の地で、一度ぜひ遊びに来ていただきたいような、国際会議のセッティングの場所としては大変いいところなんですが、ここで行われたわけなんです。

○政府委員(浜中裕徳君) お答え申し上げます。このエコ・アジアの水上会議の成果について、大体わかつているんですが、簡潔に一言、まず御説明を求めてください。

まず、エコ・アジアに大変高い評価を与えていただきまして、まさにありがとうございます。ただいまして、まさにありがとうございます。私どもいたしましても、この地域の各国の環境担当大臣や国際機関の代表者などが自由に意見交換を行なう機会を提供することによりまして、この地域で長期的に環境保全の取り組みを推進していく、そして持続可能な開発に資することを目的にしたるものでございまして、昨年五月に、ただいまお話をございましたように、群馬県の水上町におきましてエコ・アジア96を開催させていただいたところでござります。

この会合における成果でござりますけれども、まず第一に、三年間にわたる協力のもとで進めてまいりましたアシア太平洋地域の環境と開発に関する長期展望プロジェクトの最終報告書案が了承

されたことが挙げられます。そのほか、地球環境

戦略研究機関の設立、あるいは東アジア酸性雨モニタリングネットワークの設立、アジア太平洋環境情報ネットワークの構築さらにはとともにエコ

クラブのアシア地域への普及への取り組みの推進について合意されたといったことなどが主な成果であつたというふうに考えております。

○山本一太君 ありがとうございます。今御説明いたいたい成績の中では私が取り上げたのは、一つはこどもエコクラブの話でありまして、もう一つは地球環境戦略研究機関の話なんですが、恥ずかしながら私は、環境庁がこんないことをやつていてるということを知りませんでした。

久々にこんなことをやつているんだなという感じを受けたわけですね。エコクラブの申込書を持ってまいりましたので、参考までにお配りをさせていただきたいと思います。

[資料配付]

○山本一太君 これは大体年間一億円ぐらいの予算なんですが、子供に対し環境教育を行うという観点から三年ぐらい前に始まつたプログラムといううことで、先ほどちょっと休憩のときに大渕先生とお話をしたら、大渕委員長時代にこれほども発足アプローチで、その当時よりは随分育つてきているということなんですね。けれども、やつぱり子供たちの自主的な活動で、その町の生き物を調査したり、空き缶のリサイクルをやつたり、我々が子供のころは結構自然にできたことなのかもしれませんけれども。あるいは一つ感銘を受けたのは、もしインターネットの設備があれば、非常に世界的有名なGLOBEという環境観測プログラム、たしかアメリカでできたプログラムだと思いますが、これにもアクセスできるということです。一億円というお金は大きなお金じゃありませんけれども、こういうやつぱりソフトのいいところで環境に対する取り組みをしていくといふ発想が大変すばらしい、だれが最初に考えたのかちょっと後で教えていただきたくいうふうに思つわけでござります。

○政府委員(田中健次君) 今お話をございましたように、こどもエコクラブでござりますけれども、根っこは、環境基本計画が平成六年にできました。そして、持続可能な社会の実現のために特に次世代を担う子供たちの環境に対する理解と関心を深める、この重要性がうたわれまして、これに基づきました。平成七年度から小中学生を対象として子供たちが地域で楽しく環境に対する理解と関心を深めるよう、こどもエコクラブの結成を呼びかけまして、環境庁としてもその支援を行つてゐる

ところでございます。

それぞれの地域の特性、あるいは子供たちの関心に応じてさまざまな活動が展開されております

が、ことしの三月末現在でおよそ二千九百五十クラブ、それからおよそ四万五千人の小中学生が参加をしておる状況でござります。

○山本一太君 ありがとうございました。

やつぱり未来を担うのは子供たちですから、こないう子供たちに環境に対する意識を持たせるといふのは長期的に見ても本当に大切なことじなかなつか。環境に優しいライフスタイルを直接経験させることなどは大事なことだというふうに私は思つております。

特に、このエコクラブの入門書もあるんです

けれども、やつぱり子供たちの自主的な活動で、その町の生き物を調査したり、空き缶のリサイクルをやつたり、我々が子供のころは結構自然にできたことなのかもしれませんけれども。あるいは一つ感銘を受けたのは、もしインターネットの設備があれば、非常に世界的有名なGLOBEという環境観測プログラム、たしかアメリカでできたプログラムだと思いますが、これにもアクセスできるということです。一億円というお金は大きなお金じゃありませんけれども、こういうやつぱりソフトのいいところで環境に対する取り組みをしていくといふ発想が大変すばらしい、だれが最初に考えたのかちょっと後で教えていただきたくいうふうに思つわけでござります。

このエコクラブのクラブ数も二千九百五十五

になりました。そして、これは恐らく発足のときより随分ふえているんだろうというふうに思ひます。

はりいい活動については、これは年間一億円の予算ですから、これを倍にすればまた倍の活動ができるということですから、これについてはもうぜひ超党派で応援して大蔵省から予算を持ってきた

このエコクラブに関連して、水上会議の中で、

このこどもエコクラブのよくな環境プログラムみたいなものを作りたかったと思うんですね。たしかそういうくだりがあったと思うんですね。でも、これもまさか一千五百万円ぐらいでしょう。か予算がついたやに聞いておりますが、これについても簡単に、内容がわかれれば教えていただけますか。

○政府委員(浜中裕徳君) お答え申し上げます。

先生がおっしゃいましたとおり、こうしたことでもエコクラブのよくな活動をアシア地域にも広げていまして、アシア地域の将来を担う子供たちの環境保全意識を向上させ、ひいてはアシア地域の持続可能な開発の実現に資するといふことが大事であると考えまして、私どもといたしましては、今年度予算におきまして、アシアエコクラブ推進費といふことで一千五百万円の予算を計上させていただいているところでござります。

この中におきまして、アシアエコクラブの普及の推進をするための知見の提供でござりますとか、アシアエコクラブ会議の開催などの経費を計上しているところでござります。

ちなみに申し上げますと、既にこの水上で開かれましたエコ・アジア96の合意を受けまして、昨

年の十一月にアシアエコクラブ会議といふことでの、アシア地域九ヵ国ほどから子供さんたちの参加もいただきましたと、第一回目のこどもエコクラブアシア会議といふものを新潟において開催させていただいたところでござります。

○山本一太君 簡明な説明ありがとうございます。

一千五百万といふことですけれども、例えばこ

れを三千万にしただけでも随分この普及の活動ができるんじないかと思うんですね。特にエコク

な環境の機関として発足させるべきではないかと
いう発言があつたんですね。現在国連の中で、U
NEPがありながら、新しい国連機関を設立する
というような議論が本當にあるのかどうか、その
情報をお聞きしたいんです。

例えば、私の感觸では、リオ・サミットのとき
の話もありまして、今ある機関を少し整理して、
環境の分野において国連システムがより効果的な
機能を果たすようにするという方針はあつたやに
も思っているんですが、そこ辺についてもし何か
情報があれば、環境庁の方からお聞きしたいと
思います。

○政府委員(浜中裕徳君) お答え申し上げます。

世界環境機関につきましては、ただいま御指摘
がございましたとおり、リオ・プラス5の場にお
いても議論が行われたと承知しておりますし、そ
の直後に東京で開催されました地球環境パート
ナーシップ世界会議におきましても、その設立の
問題についての討議が行われたわけございま
す。しかしながら、こうした新たな世界環境機関
の設立に関しましては、国連などの公式の場では
まだ具体的な提案あるいは議論がなされたことは
ないというふうに承知しております。

ただいままでのところでは、御指摘がありま
たとおり、サミットも含めまして、いわゆるCS
DそれからUNEPなどの役割分担をどういうふ
うにしていくのか、どういうふうに明確化してい
くのかというようなことについての議論が行わ
れてきたわけでございますし、かなりの程度考え方
の整理がなされてきたと承知しておりますけれど
も、世界環境機関自身についてはまだそのよう
公式の場での議論はなされていないと承知してお
ります。

いずれにいたしましても、UNEP自体につき
ましては、その活動をもつと効果的、効率的なも
のにするために、その活動の内容がやや広がり過
ぎてゐるのではないかという声も強いわけでござ
いまして、より焦点の合つたものとし、その管理
機構を改革していくための検討が現在進められて
います。

私はも環境庁といたしましては、国連が深刻化
しつつあります地球環境問題により適切に取り組
むことができるよう、これまでUNEPなどが
果たしてまいりました機能が一層強化されるべき
であるというふうに基本的には考えておりまし
て、このために必要な機関が整備されるべきであ
るうと考えております。そうした観点から、外務
省とも協議をしながら適切に対処してまいりた
い、このよう考へておこなっています。

○山本一太君 大変わかりよい説明ありがとうございます。
公式の場ではこの新たな世界環境
機関の話といふのは出ていないというふうに解釈
していいかと思います。

エコ・アジアの話についてはこのぐらいにしま
して、次にもう一問ちょっとお聞きしたいと思
うです。

それは、日本の環境戦略についてということで
ちょっと問題提起させていただきたいと思うん
です。前回の委員会だったと思いますが、小川委
員が酸性雨と中国との関係について質問された覚
えがあるんです。それで、私は今参議院では国際
問題調査会というのに属しております、この一
年半ずっとアジア太平洋の安全保障という問題に
ついて議論、研究をしてまいりました。

アジア太平洋の安全保障ということにつきまし
ては、最も大きなファクターは中国でございま
す。中国をどうやって建設的に国際社会にエン
ゲージさせるかということが安全保障の面ではア
ジア太平洋のまさにキーファクターになつてゐる
わけですが、これはやはり環境という点でも全く
私と同じことが言えるんではないかと思うわけで
ございます。

○政府委員(浜中裕徳君) 中国についてのお尋ね
でございますが、私ども環境庁といたしまして
も、中国におきます産業の発展、人口の増加など
に伴いまして環境の負荷が増大をしているわけ
でございまして、こうした環境の負荷の増大は、酸
性雨あるいは地球温暖化などの問題との関連にお
いても緊急を要する課題と受けとめております。
したがいまして、中国の環境対策への協力は極めて
重要な課題であると認識をしておるわけでござ
います。

中国に対します政府開発援助でございますが、
これまでさまざま協力が進められておりま
す。環境庁といたしましては、日中友好環境保全
センタープロジェクトでござりますとか、あるい
は酸性雨と中国の環境問題との関係はまだ科学
的に確実に立証されたということではありません

いるところでございます。環境保全に関する国連
機関の機構問題につきましては、大きくは国連改
革という流れの中で議論されていくものと承知
しております。

たしか小川委員は三峡ダムのことをちょっと例
に挙げましたけれども、三峡ダムができることに
よつていろいろ日本の気候にも影響があると思わ
れるわけですが、三峡ダムは特に余りかかわりが
ないので、なかなか今三峡ダムについてどうのと
言つことはできないと思うんですね。せいぜい日本
の輸送とかそこら辺の一部が入っているぐらい
だと思います。

いずれにせよ、もちろん中国をやり玉に上げて
悪者扱いするということは、これはもちろん正し
くないです。外交上も全く不適切なことだとは
思いますが、それでも、ある程度中国の環境問題を
らんだ戦略的な思考というものがこれから日本の
環境問題を考えいく上では不可欠だ、このよう
に思つてゐるんです。

この点で、今環境ODAも随分中国の方に供与
しているわけですが、中国に対する環境問題に取
り組むという観点で日本政府、環境庁が取り組ん
でいる例えばプロジェクトとか何か代表的なもの
があれば、ちょっと教えていただきたいと思いま
す。

○政府委員(浜中裕徳君) 中国についてのお尋ね
でございますが、私ども環境庁といたしまして
も、中国におきます産業の発展、人口の増加など
に伴いまして環境の負荷が増大をしているわけ
でございまして、こうした環境の負荷の増大は、酸
性雨あるいは地球温暖化などの問題との関連にお
いても緊急を要する課題と受けとめております。
したがいまして、中国の環境対策への協力は極めて
重要な課題であると認識をしておるわけでござ
います。

中国政府も開発援助でございますが、これま
でさまざま協力が進められておりま
す。環境庁といたしましては、日中友好環境保全
センタープロジェクトでござりますとか、あるい
は酸性雨と中国の環境問題との関係はまだ科学
的に確実に立証されたということではありません

は大気汚染や水質汚濁の防止のための計画をつく
るということを目的とした各種の開発、調査
などの実施に協力をしてまいりております。
この中で、特に日中友好環境保全センタープロ
ジェクトは、中国における環境問題に対処する能
力を幅広い分野において向上させることを目的と
いたしまして、約百五億円の無償資金協力、それ
から環境観測技術、公害防止技術を中心とした総
合的なプロジェクト方式技術協力を現在実施して
いるところでございます。

○山本一太君 私も一時JICAに勤めた経験が
ござりますので、そのプロジェクトのことは知つ
ております。これは無償とプロジェクト技術協
力の連携というかパッケージでやつていてるとい
うことです。これは本当に意味のある技術協力だ
と思うんです。

○山本一太君 私も一時JICAに勤めた経験が
ござりますので、そのプロジェクトのことは知つ
ております。これは無償とプロジェクト技術協
力の連携というかパッケージでやつていてるとい
うことです。これは本当に意味のある技術協力だ
と思うんです。

私は環境問題に対する技術移転であつたり、あ
つたり、やはりこういうことが将来的には中国
の環境問題に対して日本ができることのなかな
どいうような感じがしてゐるわけであります。これ
も開発の世界でよく使う言葉ですが、いわゆるこ
れは中国の能力向上というか、まさしくキャバシ
ティーピルディングを助ける方法なのかなという
ふうにも思つております。

ほかに、中国という形ではなくて、酸性雨の問
題を取り扱つ東アジア酸性雨モニタリングネット
ワークですか。これも随分専門家会合を繰り返し
てこられて、二〇〇〇年ぐらいでしおかね、た
しか実際にスタートするという合意を得られたや
にも聞いております。このことについては時間も
ないのであれですけれども、いすれにせよ、そ
ういう戦略的思考というのを持った上でこれからも
環境政策を進めていただきたいということを一言
御要望申し上げたいと思います。

あともう時間が四分しかありませんので、京都
会議のことをちょっとお聞きしようと思ったんだ
すけれども、細かいことは申し上げないつもりな
のですが、先ほど来、きょうも朝から質問の中

で、日本のリーダーシップという話がございました。この京都会議では日本がこれをホストするとということになります。日本がまさしくこの場所できちっとしたりーダーシップを示すということですが、もうぜひとも必要だと思つわけあります。そして、この温暖化の問題というのは、やはり途上国と先進国との間でいつも立場が違う。ですから、やはりそこら辺の途上国側の立場、先進国側の立場というのを調整する努力というのは非常に必要だと思うんです。あらゆる機会を通じて日本がこういう意味でも貢献をしていかなきゃいけない。エコ・アシアみたいなフォーラムはそういう調整の場にはなかなか使えないと思うんですねけれども、いろんな機会を通じてますそういう調整をしていただきたいということが一つ。それから、二日前か三日前か忘れましたが、朝日新聞の記事で、京都会議については通産省と環境省との間でいま一つ調整が図られていないということをどうもやや環境NGOが文句を言つているというような記事がありました。どこまで本當かわかりませんが、いずれにせよ、日本がリーダーシップをとるこの会議で、日本政府としてそのCO₂削減ターゲットをきちっと示さなければいけないというときに、なかなか両省庁の調整がつかないために日本が一步下がつた印象を与えてしまうんではないかという懸念を表明した記事だったんですね。

これはやはり京都会議に対する国際的な期待もござりますし、先ほど来大臣もおっしゃっているように、こういった場で特にホスト国として日本がリーダーシップをとるために、ここら辺の問題はやはりきちっと調整した上で会議をぜひ成功に導いていただきたいと思うんです。

最後にもう一度、石井環境庁長官のこの京都会議にかける意気込みを今の点を踏まえて一言いただきます。質問を終了させていただきます。

○國務大臣(石井道子君) 地球温暖化防止京都会議を成功させるために、今いろいろと環境省としても手を挙げて取り組んでいるところでございまして

もございます。日本が開催国であり、議長国でした。この京都会議では日本がこれをホストするとということになります。日本がまさしくこの場所できちっとしたりーダーシップを示すということですが、もうぜひとも必要だと思つわけあります。そして、この温暖化の問題というのは、やはり途上国と先進国との間でいつも立場が違う。ですから、やはりそこら辺の途上国側の立場、先進国側の立場というのを調整する努力というのは非常に必要だと思うんです。あらゆる機会を通じて日本がこういう意味でも貢献をしていかなきゃいけない。エコ・アシアみたいなフォーラムはそういう

調整の場にはなかなか使えないと思うんですねけれども、いろんな機会を通じてますそういう調整をしていただきたい」ということが一つ。

それから、二日前か三日前か忘れましたが、朝日新聞の記事で、京都会議については通産省と環境省との間でいま一つ調整が図られていないとい

うことをどうもやや環境NGOが文句を言つているというような記事がありました。どこまで本當かわかりませんが、いずれにせよ、日本がリーダーシップをとるこの会議で、日本政府としてそ

のCO₂削減ターゲットをきちっと示さなければいけないというときに、なかなか両省庁の調整がつかないために日本が一步下がつた印象を与えてしまふんではないかという懸念を表明した記事でした。

これはやはり京都会議に対する国際的な期待もござりますし、先ほど来大臣もおっしゃっているように、こういった場で特にホスト国として日本がリーダーシップをとるために、ここら辺の問題はやはりきちっと調整した上で会議をぜひ成功に導いていただきたいと思うんです。

最後にもう一度、石井環境庁長官のこの京都会議にかける意気込みを今の点を踏まえて一言いただきます。質問を終了させていただきます。

○委員長(渡辺四郎君) もう時間が来ましたから。

○山本一太君 はい。

最後に、今のコメントを受けてこの会議に対する調整を御期待申し上

げると同時に、随分乱暴な質問もありましたけれども、一問一問大臣初め環境庁の関係者の方々に

真摯にお答えをいただきましたことにお礼を申し上げまして、質問を終わらせていただきます。あ

ります。

○政府委員(澤村宏君) 我が国の南極地域の環境の議定書の準備状況につきましては今先生御指摘のとおりでございますが、ただいま先生御指摘ありましたように、私どもといたしましては、この議定書が一日も早く発効いたしますように今後とも関係の方面に働きかけてまいりたい、そのよう

に考えております。

○政府委員(澤村宏君) ロシアにつきましても国

内的な準備を進めているというようなことをお伺いしておりますが、詳細は今のところまだよくわかれません。

○政府委員(澤村宏君) とくに、これが発効する日程というのは全く不明というようなことなのでござ

りますが、重ねて伺います。

○政府委員(澤村宏君) この法律の結果として、環境

が主体となつて南極を所管、管理していくとい

うことはすばらしいことだと私は思つておりますけれども、しかし今までの経験からいいますと、文

部省の極地研がともかく過去四十年にわたって現地に出かけ、そしてさまざまな研究を行つてきた

わけでござります。

そういう現状を踏まえた中で、環境庁がこれからどういうふうにその体制を強化しつつとい

うことです。

○政府委員(澤村宏君) 現段階におきまして私は

も具体的なことを申し上げる状況にはございませんが、この五月の末に南極の協議国会議がござ

ります。そういう場におきましてまた今後のこの議定書の扱いというようなことにつきまして一層議論が進められるもの、そのように考えておりま

す。

さて、南極条約の批准に向け、この南極地域の環境の保護に関する法律案が今国会に提出され、これにてございましたが、我が国といたしまして、G7サミットやまた国連環境特別総会など

の機会をとらえて、環境保全上実効ある国際会議の合意に向けて各國が政治的な決断をすることの必要性を訴えていかなければというふうに思つておりまして、そのことに向けまして私といたしまして、精いっぱいの努力をいたします覚悟でござ

ります。

また、国際会議の中での調整役という立場もあ

りますが、それにはやはり国内にあっても日本の

国としてどのような政策を決定し方向性を持つか

かかっておりますけれども、そのような具体的な

目標を決定するまでに、さらに関係省庁の大間に

ための国内における各省庁の調整を今鋭意精力的

に図つているところでございまして、多少時間は

かかりておりますけれども、そのような具体的な

目標を決定するまでに、さらに関係省庁の大間に

もなお一層積極的に働きかけていきたいと思っております。

○委員長(渡辺四郎君) もう時間が来ましたから。

○山本一太君 はい。

最後に、今のコメントを受けてこの会議に対す

る大臣の政治的なリーダーシップを御期待申し上

げると同時に、随分乱暴な質問もありましたけれ

ども、一問一問大臣初め環境庁の関係者の方々に

真摯にお答えをいただきましたことにお礼を申し

上げまして、質問を終わらせていただきます。あ

ります。

○広中和歌子君 新進党・平成会の広中和歌子で

ございます。

○政府委員(澤村宏君) ロシアにつきましても國

内的な準備を進めているというようなことをお伺

いしておりますが、詳細は今のところまだよくわ

かれません。

○広中和歌子君 とくに、これが発効する日程

というのは全く不明というようなことなのでござ

りますが、重ねて伺います。

○政府委員(澤村宏君) この法律の結果として、環境

が主體となつて南極を所管、管理していくとい

うことはすばらしいことだと私は思つております

けれども、しかし今までの経験からいいますと、文

部省の極地研がともかく過去四十年にわたって現

地に出かけ、そしてさまざまな研究を行つてきた

わけでござります。

そういう現状を踏まえた中で、環境庁がこれから

どういうふうにその体制を強化しつつとい

うことです。

か、今は何もないわけですね。今のところは、どういうふうに、しかも極地研と協力をし合いながらこの法律の実効を高めていくかというその計画について、あらあらで結構ですかお述べいただきたいと思います。

○政府委員(澤村宏君) 今、先生御指摘のとおり、この法の実効性を担保するためには、南極の観測隊の活動に参加するなどしてあります各省庁との連携、特に文部省との連携を図っていく必要があるうかと思います。また、今先生御指摘になりましたが、実はこの法案の作成の過程におきましても、これまでの長い長い基地活動におきます結果等をお伺いするために極地研の先生等の御意見等もお伺いしながら法案の準備等も進めてきましたが、そこまでございました。

したがいまして、今後この法律が通りますと活動の主宰者等が配慮しなければならない事項を定める、基本的事項を定めるわけでございますが、そうした際には法文にもございますように文部大臣を初め関係行政機関の長に協議することとしたいたいと思いますし、また、南極地域観測統合推進本部等の場を通じまして、現在私どもこれに関与しているわけでございますが、そうした推進本部等の場を通じまして必要に応じ情報交換等に努めてまいりたい、そのように考えております。

○広中和歌子君 まさにこれからというところだろうと思います。

それで、文部省にいらしていただいておりますので、国立極地研究所のこれまでの取り組み、予算体制そして研究テーマについて概略お話しただければと思います。

○説明員(岩本涉君) 国立極地研究所でございますけれども、国立極地研究所は極地に関する科学の総合研究及び極地観測を行ふことを目的とする大学共同利用機関でございます。したがいまして、国公私立の大学の先生方あるいは試験研究機関の先生方に共同利用していただくという性格を持つております。それと同時に、南極地域観測事務

業におきまして高度の学術研究である研究観測について中心的な役割を担うとともに、隊員の訓練等にも中心的な役割を果たしているところでござります。

この今申しました研究観測に関する計画は、文部大臣が本部長になつております南極地域観測統合推進本部の決定に基づき実施しております。現在は、第五期五ヵ年計画といつものが平成八年度から十二年度までということで定められておりまして、それに沿つて各種の研究を実施しております。

第五期五ヵ年計画における研究観測のテーマとしては、例えばプロジェクト研究観測として、宇宙空系・宇宙空間の宙空でございますが、南極域熱圈・中間圏へのエネルギー流入と大気変質の研究でござりますとか、あと大気と海洋とを一体的にとらえた気水圏系では極地大気・雪氷・海洋圏における環境変動機構に関する研究等々、ほかにも地学系、生物・医学系の研究を進めております。

また、平成八年度から新しい概念として、モニタリング研究観測ということで、長期にわたつて例えば南極アレーにおける地学現象のモニタリングをする、そういうこともやっているわけでござります。また、南極観測事業の中では、この研究観測のほかに、定常観測と申しまして、関係省庁の研究者の方によつて気象でござりますとか海洋観測、こういったことについて調査研究が実施されているところでござります。

それから、予算の面でござりますけれども、南極地域観測事業というものは私どもの方で一括して所管しております。他省庁等へ移しがえといふことで実施しておりますが、平成九年度予算における南極地域観測事業費は総額三十九億七千七百六十九万九千円となつております。

以上でございます。

○広中和歌子君 この予算は満足すべきものだと思つていらっしゃいますか。伺つたんだけれども、ちょっとよくわからぬんです、他国と比べてどういう状況にあるんでしようか。

○説明員(岩本涉君) 何をもつて満足をすべきかというのは非常に難しいところがあるわけでござりますけれども、まず外国の状況を申し上げます。

アメリカでございますが、国立科学財團が中心になって実施しておるわけでございまして、予算額は平成六年度百九十三億四千三十万円というふうに聞いております。またドイツは、連邦研究・技術・教育省が所管しておりますが、平成五年度でござりますが五十五億二千五百万円ということです。それぞれ基地の数も、例えばアメリカですと南極大陸に三ヵ所の基地を持つてゐる、ドイツでござりますと五ヵ所に持つておる、したがいましてそこで従事する隊員の数も相当違いますので一概に比較することは困難でございましょうけれども、今申し上げました三十九億何がしという事業費、これを有効に使いつつ今後も充実してまいりたいと思います。

○広中和歌子君 日本もたしか四ヵ所ぐらいの基地を持つていらして、一つは使つていないというふうでござりますけれども、科学技術基本法ができて予算も大幅にふえたわけですから、そういう中で、この極地研に対する配慮というふうでしようか、そういうものはしているんでしょう。

○説明員(岩本涉君) 先生おつしやったとおり、科学技術基本法を制定していただきまして、科学技術関係の予算を非常にいいベースで伸ばしていくだけなのでござりますけれども、国立極地研究所は大学共同利用機関といたしまして、文部省で言いますCOE関係の経費、センター・オブ・エクセレンスということで、從来からこういった共同利用型の研究所をとらえていろいろな人材あるいは経費の面で措置をしてまいつたところでありまして、科学技術基本計画の中でも基礎研究の充実ということが強くうたわれておるところでございますので、今後もその線に沿つて努力してまいりたいと思います。

○広中和歌子君 私は専門家ではございませんの

で、どういう研究分野がもつと伸びていくべきかということは特に申し上げられる立場でございませんけれども、この研究というのはかなり環境にかかわりのある研究を今までなさつていなんじやないかと思います。そういう点で、例えば我が国立環境研究所ですか、その研究所の中ではこうした研究活動に参加するような研究者が既にいらっしゃるのか、あるいは環境庁としても積極的にプロジェクトをつくつてこういう現場での観測に参加するおつもりがあるのか、お伺いいたします。

○説明員(岩本涉君) 先ほど申しました南極地域観測統合推進本部は、先ほど環境庁の局長からの御答弁にもありましたとおり、昭和三十年十一月四日の閣議決定に基づきまして、文部大臣を本部長として、環境庁・科学技術府を含む関係各行政機関との連携協議及び統合推進を図るということで、南極地域観測活動を共同して実施してきたところでござります。

現在、先ほど申しました定常観測につきましては、郵政省、気象庁、海上保安庁、国土地理院の研究者の方々が研究の性格に基づき参加しているところでござります。今後、環境庁の研究者が共同研究なさりたいという御提案があれば、また関係方面と御相談しながら南極地域観測事業をより充実したものにしてまいりたいと思います。

○政府委員(澤村宏君) ただいま議題となつては、郵政省、気象庁、海上保安庁、国土地理院の研究者の方々が研究の性格に基づき参加しているところでござります。今後、環境庁の研究者が共同研究なさりたいという御提案があれば、また関係方面と御相談しながら南極地域観測事業をより充実したものにしてまいりたいと思います。

○政府委員(澤村宏君) ますこの議定書にかかわります国内法の整備との関係で申しますても、南極地域の環境の保護施策を適切に講じていくためには、南極地域の環境に関する科学的な知識を充実させていくことということが重要でござります。

先ほど文部省の方からも御答弁がありましたが、基礎的な研究あるいはモニタリングというようなことも始まつておるようでござります。そういったところにおきましては、極めて共通するところもござります。

○広中和歌子君 ともかく環境庁もぜひ頑張つていただきたいと思います。

それで、本会議におきまして加藤修一議員から

もちよつと触れられた問題でござりますけれども、極北、南極におきまして、そこに生息する動物たちの体内を調べますと、そこで使ったはずのない、例えはDDTであるとか、それから重金属、有機水銀とかPCBとか、そういうようなものが体内に蓄積され検出されているということを指摘されて、御質問になつたわけでございます。私も早速、「アワ・ストールン・フェーチャー」、我々の盗まれた未来と直訳するんでしようか、それをちよつと見ておりましてもそういうことが指摘されているわけでございます。

南極また極北の自然というのは私が申し上げるまでもなく非常にデリケートなもので、そして蓄積された汚染といふんじやうか、それがその土地だけではなくて、多分我々のほかの地域の動植物にも当然そういうものがあるんではないかと思ひますが、この蓄積された汚染についての研究状況はいかがなんじやうか。やはりもうちよつと国際的な観測隊等が採取した標本の分析によりまして、南極地域に生息するペンギンあるいはアザラシからもPCBやDDT等の有機塩素系化合物が検出されているといふうにありましたように、南極の自然といふのは私が申し上げるまでもなく非常にデリケートなもので、そして蓄積された汚染といふんじやうか、それがその土地だけではなくて、多分我々のほかの地域の動植物にも当然そういうものがあるんではないかと思ひますが、この蓄積された汚染についての研究状況はいかがなんじやうか。やはりもうちよつと国際的な観測隊等が採取した標本の分析によりまして、南極地域に生息するペンギンあるいはアザラシからもPCBやDDT等の有機塩素系化合物が検出されているといふうにありましたように、南極の自然といふのは

○政府委員(澤村宏君) ただいま先生御指摘がありましたように、南極の観測隊等が採取した標本の分析によりまして、南極地域に生息するペンギンあるいはアザラシからもPCBやDDT等の有機塩素系化合物が検出されているといふうにあります。これらは、南極地域に何らかの汚染源が存在していると、いうことを示すものではないわけでございまして、むしろ人間活動が集中して行われている地域から広がる環境汚染が南極地域においてさえ例外なく進行しているということを示しているものであるというふうに認識しております。なお、この議定書におきましては、議定書の要請に基づきまして国内法においてPCBの南極地域への持ち込み等を禁止する等、南極地域の環境の価値を損なう恐れのある行為を規制することとしております。

○広中和歌子君 私は、一九五七年に昭和基地ができましたときの、何といふんじやうか、興奮を覚えております。いろいろな映像が現地から送られてきたといふこともあるし、犬を十五匹連れ

て、そこで新しい研究をするんだというようなことは、それで以降、あの当時のエキサイトメントといふのは余りない。こういう私たちの日常生活とは非常に違つたところで、厳しい中で研究をしていきます。特に大気それから土壤ですね、それから水、そうした県と県を越えて広がるようなもの、言つてみれば地域規模的なそういう問題に関しては、それからまた国立公園の管理ですね、そ

うしたものに關しては、地方分権という考え方では、それではまらないんじやないかというふうに思ひます。

アメリカの場合は、環境保護行政というのは地方から、むしろ地方分権を中心としてやってきたわけでござりますけれども、最近の傾向としてはどんぐん国がその権限を集中させる形で環境を守らうということで、失敗から学んでいるわけでござります。ですから、この点に関しまして、こういう規制緩和、地方分権の流れの中でも、やはり環境省は毅然として環境を守るという視点から政策を立てていただきたいとお願いする次第でござりますけれども、環境省長官にお伺いいたします。

○國務大臣(石井道子君) 規制緩和につきましては、広中委員御指摘のように、環境関係は社会的規制が多いというふうに思います。経済的規制と同列に扱うべきものではないと思いますが、その範囲とか内容を必要最小限にすることは必要でございまして、先日、手続の簡素化については一部その規制緩和を図つたところでござります。

それから、地方分権の推進につきましても、今御意見もいただいたところでございますが、現在、地方分権推進委員会が一九九六年十一月ですか、第一次勧告を出し、六月に第二次勧告が出ると。機関委任事務の洗い直しをしつつ、できるだけ地方分権を進めいいこうという考

え方があるようでございます。

私は改革大賛成の人間でございますけれども、事環境に関しましては違うと思います。当初から言われておりますように、経済的な規制に關しても、超特大の会議になるんではないかと思います。政府だけではなくて国際機関、そしてさまざまで、非常に興奮したものでござりますけれども、やはり国が管理しなければならないものはしっかりと管理しなければいけないんではないかと思います。特に大気それから土壤ですね、それから水、そうした県と県を越えて広がるようなもの、言つてみれば地域規模的なそういう問題に関しては、それではまらないんじやないかと

思います。特に大気それから土壤ですね、それから水、そうした県と県を越えて広がるようなもの、言つてみれば地域規模的なそういう問題に関しては、それではまらないんじやないかと

います。

アメリカの場合は、環境保護行政というのでは大分厚いのが出てまいりました。昭和基地もなにわけじやないんですね、それで大変喜んでおりましたが、もうちよつと写真なんかたくさん入れて、そして基地でどういつふうな暮らしをしているかなんかも含めまして、庶民にわかりやすく情報をおいていただきたいらよろしいんじやないかと思いますけれども、もうちよつと詳しく述べていただいたらいいと、そういうことで要望させていただきます。

南極関係についてはそこまでいたしまして、次に、別のことなんでございますが、細川内閣以来、規制緩和とか地方分権とか、そういうことを推進しようということでやつてまいりまして、その後に続かれた村山内閣、橋本内閣においてもその方向性でやつていらっしゃるのはないかと思ひます。それで、地方分権推進委員会が一九九六年十一月ですか、第一次勧告を出し、六月に第二次勧告が出ると。機関委任事務の洗い直しをしつつ、できるだけ地方分権を進めいいこうという考

え方があるようでございます。

私は改革大賛成の人間でございますけれども、これから次に、この日本で、京都で十二月に開かれますCOP3についてでござりますけれども、これはもうえらい大きな会議でございまして、まずお伺いいたします。

○政府委員(浜中裕徳君) 地球環境問題、とりわけ地球温暖化問題につきましては、その影響が非常に広範多岐にわたるということもござりますし、「二酸化炭素の排出」という原因になる行為につきましては、私たちの日常生活も含めまして極めて幅広い分野からの排出が行われているというこを行つたり、あるいは専門的な知識を有しているわけでござります。そういう意味で、この対策には国民的な幅広い取り組みが欠かせない問題であるというふうに認識をしているわけでございまして、特に環境NGOにつきましては、身近な活動を行つたり、あるいは専門的な知識を有しているわけでござりますので、その役割は大変大きいものだというふうに考えているところでございま

これまでも、私ども環境庁におきましては、環境長官の私的な諮問機関でございます地球的規模の環境問題に関する懇談会の中に地球温暖化問題に関する特別委員会を設けまして、京都会議に向けます国際的、国内的な取り組みの進め方につきまして幅広い見地から御議論をいたしてまいりました。そのプロセスにおきましても、まず委員といたしましてNGOの立場を代表していただきけるような方にもお入りをいただき、かつ、その審議の途中、数回にわたりましていろいろな途中段階で御意見を伺う機会を設けたりいたしてきました。そして、二十数回の会合を重ねまして昨年の秋に報告をいたいたとというようなことでございまして、その報告に基づいて、現在、環境庁といたしましては、京都会議に向けますさまざま取り組みの基礎にさせていただいているところでございます。

それからまた、ただいまお触れになられました気候変動対策国際戦略世界会議でござりますけれども、これは三月三十日と三十一日の両日、京都国立国際会議場で開催をさせていただいたものでございますが、早目に気候変動対策をとることのメリットというものを国益にとらわれない形で大所高所から専門的に検討いただくということを目的に開いたわけでございます。これにつきましても、国際的に研究を中心として行つておられますNGOの方々にも幅広く欧米などから御参加もいたしましたが、この会議におきましても、NGOの方々にも最終的な討議のまとめの段階でも御参加をいただき、特に発言をいただいて取りまとめて貢献をいたしましたところでございます。

また、これに先立つて開かれました、NGOが主催されました国際的な地球温暖化問題に関する会議が同じ国立京都国際会議場でございまして、これらに対しましても私どもとしても必要な支援をしてまいつてきておるところでございます。

このよろづ形で進めてきておりますが、資金面につきましてもこれまで既に昨年度も、我が国に

おきましては京都会議に向けまして気候フォーラムという団体が国内のNGOの横断的な団体としてできておりますが、この気候フォーラムに対しましてもおよそ一千三百万円の助成を環境事業団の地球環境基金から行つてきるところでございます。

○広中和歌子君 先ほど同僚議員からも御指摘がございましたように、この会議を成功させるには、いろいろな要素があるわけですから、やはり何といつても日本のいわゆる政策面におけるリーダーシップも同様に大切ではなかろうかと思ひます。

一九九〇年のCO₂排出レベルに二〇〇〇年までにようとしてございましたけれども、その目標を出すということですけれども、その実現も含めまして、やはりきっちりとした数値

の実現も含めまして、それからそのためのさまざまな手法でございますね、それは環境庁におかれましていろいろ研究をされているわけでございまます。

そういう中で、他の国のやり方を左右見るのでではなくて、これでやるんだという日本のリーダーシップをこの会議の中で發揮なさることが非常に大切なことはないかと思うわけでございます。

が、環境長官の御意見と御決意を伺いまして、私の質問を終わらせていただきます。

○國務大臣(石井道子君) 地球温暖化防止京都会議を何としても成功させなければならない、そういう面については、私自身を始めといたしまして、環境庁としても対策本部をつくって具体的な取り組みに当たっているところでもございます。

そして、先ほども御答弁申し上げましたけれども、G7サミットとかあるいは国連環境特別総会などの機会をとらえて、そして国際合意に向けて、各事が政治的な決断をしていただきたいというふうに思っております。

最初に、文部省にお聞きしたいと思います。

先ほども広中委員の方からお話をあつたことでござりますけれども、南極観測事業、そのことにについてお聞きしたいんです。きょうは文部大臣は来られておりませんが、本当は文部大臣に聞きたいだけれども、環境委員会でございますので、いずれにしても、南極観測事業、そのことにについてお聞きしたいんです。

この開設決定というのは、要するに、中身を見ますと、「南極地域観測への参加及び南極地域観測統合推進本部の設置について」ということから始まって、何回か改正されて、平成六年六月にも一部改正されている、途中から環境省もこの組織の中に入つたと、毎年本部の総会も行われているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○山下栄一君 平成会の山下です。

最初に、文部省にお聞きしたいと思います。

先ほども広中委員の方からお話をあつたことでござりますけれども、南極観測事業、そのことにについてお聞きしたいんです。きょうは文部大臣は

来られておりませんが、本当は文部大臣に聞きたいだけれども、環境委員会でございますので、いずれにしても、南極観測事業、そのことにについてお聞きしたいんです。

どういう目的で、どういう予算措置で、またほどの省庁の分担はどうだと、観測隊の任務はどういう任務か、定期観測それから研究観測ですか。また民間からの参加はどういうふうにするんだ、国際協力についてはどういうふうにやるんだといふ、そういうきちっとした規定を、基本方針なり

ということをございまして、そういう立場であるだけに国内対策が大変重要でございます。そのためには、やはり国内での各関係方面の皆様方との合意が得られて、実行可能な政策決定と数値目標を立てなければならぬというふうにも考えているところでございまして、そのための環境庁としてのリーダーシップも必要になつてくると思います。今、そのための具体的な対策として鋭意関係省庁との調整も行つてあるところでございまして、それをできるだけ早く出していかなければといふふうに考えていくところでございます。

これからも、各役所レベルでの方針決定とかあ

るいは指示とかそういうこと以上に、国民総ぐる運動が必要でございます。国民一人一人がこの問題についてどれだけ自覚をしてそれぞれの毎日の生活の中で実行できるかと、いところにかかるかつくるかとも思いますが、その面も含めていろいろと対策に取り組んでいるところでもございます。

いずれにいたしましても、地球温暖化防止京都会議、大変大きな国際会議でございますし、重要な会議でございます。そこで、これから地球の将来を決める重要な会議として日本が開催国として成功でありますように、また、大勢の皆様方の御支援、御指導も賜りますようにお願いをしているところでございます。よろしくお願ひいたしま

す。

○説明員(西田鉄治君) 南極地域の観測事業につきましては、今先生御指摘のとおり、昭和三十年三十九次の準備段階だということだそうですがけれども、三十八次観測隊が帰つてきたと、現在

日々の活動、国家事業と言つてもよい、これは文部省を中心によつてこられた。突然環境庁やれと言われても、そんなのできるのかなというふうなことを思うんですけれども。

南極観測事業は、昭和三十年の閣議決定以来今日に至るまで、途中若干の中止もあつたようですが、それでも、三十八次観測隊が帰つてきたと、現在

三十九次の準備段階だということだそうですが、それをして、実行可能な政策決定と数値目標を立てなければならぬというふうにも考えておりま

す。今、そのための具体的な対策として鋭意関係省庁との調整も行つてあるところでございまして、それをできるだけ早く出していかなければといふふうに考えていくところでございます。

これからも、各役所レベルでの方針決定とかあ

るいは指示とかそういうこと以上に、国民総ぐる運動が必要でございます。国民一人一人がこの問題についてどれだけ自覚をしてそれぞれの毎

日の生活の中で実行できるかと、いところにかかるかつくるかとも思いますが、その面も含めていろいろと対策に取り組んでいるところでもござ

ります。

○山下栄一君 関議決定に基づいてされている、それしかないと。その割には余りにも事業が、やっぱり国際的な責任もあるし、また人類貢献的な要素もあるし、これは関議決定で始まつたけれども、それで許されるのかなというふうに思つてございます。

この開議決定というのは、要するに、中身を見ますと、「南極地域観測への参加及び南極地域観測統合推進本部の設置について」ということから始まって、何回か改正されて、平成六年六月にも一部改正されている、途中から環境省もこの組織の中に入つたと、毎年本部の総会も行われているところでございます。

この開議決定というのは、要するに、中身を見ますと、「南極地域観測への参加及び南極地域観測統合推進本部の設置について」ということから始まって、何回か改正されて、平成六年六月にも一部改正されている、途中から環境省もこの組織の中に入つたと、毎年本部の総会も行われているところでございます。

この開議決定というのは、要するに、中身を見ますと、「南極地域観測への参加及び南極地域観測統合推進本部の設置について」ということから始まって、何回か改正されて、平成六年六月にも一部改正されている、途中から環境省もこの組織の中に入つたと、毎年本部の総会も行われているところでございます。

この開議決定というのは、要するに、中身を見ますと、「南極地域観測への参加及び南極地域観測統合推進本部の設置について」ということから始まって、何回か改正されて、平成六年六月にも一部改正されている、途中から環境省もこの組織の中に入つたと、毎年本部の総会も行われているところでございます。

この開議決定というのは、要するに、中身を見ますと、「南極地域観測への参加及び南極地域観測統合推進本部の設置について」ということから始まって、何回か改正されて、平成六年六月にも一部改正されている、途中から環境省もこの組織の中に入つたと、毎年本部の総会も行われているところでございます。

きではないかと。そうしないと、こんな閣議決定使つて、そんなので済むのかと。
だから、スタートはそれでよかつたかもわからぬけれども、今こういうさまざまな南極に関する条約もふえて、基本条約は南極条約かもわからなければども、また今回新しいこの議定書もあり、この南極における国家事業そのものを環境の観点から全部見直そうと、これが一九九一年の議定書の背景だと思うんですよ。だから、そういう観測事業そのものの性格も、環境の観点をわきまえて生活しなさいと、人間がおる限り生活もあるわけだから、こみも出るし、運搬手段はどうなんだというふうなことも含めて、あるわけですから、やはり閣議決定ではこれはますいんじやないのかなと。
目的も高らかにうたつたそいついう日本の南極地域における人類貢献計画というか活動についての法律を設けるぐらいでいいのかなとも思うんですね。閣議決定で済ましてはいけない、そういう段階に来ているというふうに思うんですけれども、いかがですか。

○山下栄一君 私は、閣議決定という事務的な手続きだけでは、国際貢献をかけたこの南極における日本の国家的事業はそういうレベルなのかというふうに見られてしまうと。参加される観測隊のメンバー一だつで、そういう崇高な目的をうたつたそれに基づいて私たち行動しているんだ。閣議決定という事務的な手続に基づいて我々は行動しているのか、こんな大変な思いをし、大変な訓練を受けてというふうになるのではないかというふうに私は思うんですけども、問題の指摘にとめます。大臣来ておられませんからしようがない。総割りの予算配分じゃなくて、文部省で一たん受けて、それで建設省、運輸省、郵政省、防衛省、内閣府に配分するという、こういうやり方は非常にいいなと思うんです。それぞれが勝手に各省庁予算を大蔵省に要求するんじゃなくて、一括で文部省が受けて、推進本部が受けてそれで配分すると。その中に私は環境庁も入れるべきではないか、国事事業なんだから。観測事業といつたら、何か極地研究所が中心かもわからぬけれども、国家的事業なんですから。そういう環境の観点からの監督体制もこれは法律に書いてあるわけですから、お金がないのにどうしてこの法律をきちっとやっていくのかなという物すごく心配があるわけでござります。

ちょっとついでに、今回のこの法案を受けた平成九年度の環境庁予算、どれぐらいですか。

○政府委員(澤村宏君) 環境庁といたしましては、南極地域の自然環境の保全ということ、例えば南極地域の自然環境保全推進のための事業、これは環境影響評価等の審査委員会の設置等の費用でございます。あるいは南極地域の環境情報のデータベース整備、あるいは南極地域の環境保全に関する普及啓発事業、こういったことの事業予算として二千百万円余を計上しているところでございます。

○山下栄君 二千五百万円のほとんどは、周知徹底のためのパンフレットをつくりたり、そういう予算じゃないのかなと僕は思っています。だから、こういう法律、南極における環境アセスをやる主体は環境庁なわけでしょう。そんなこともできるような予算じゃないと。

だから僕は、国家事業として観測事業というのをもつと広げて、もちろん観測事業の予算もあるわけだけれども、国家予算としてきちっと保障するような体制をつくつたらどうかなと、こういうことを大臣が閣議なりで提案しないとこの法律はちゃんと実施できないんではないかというふうに思つております。大臣、いかがですか。

○国務大臣(石井道子君) 南極地域における問題につきましては、この法案が成立をすれば、さらに一層環境庁としてもそのかかわり合いを深めながら、予算の獲得にも努めていかなければならぬかというふうに思つております。これからもどうぞよろしく御支援のほど、お願ひいたします。

○山下栄一君 文部省にお聞きしますけれども、この南極観測事業も環境庁長官の確認を受けないかねと思うんですね、研究活動ですから。そのための南極地域活動計画を作成し、そしてアセスの評価書ですか、それもちゃんと準備しておかなければいけないと思うんですけれども、その取り組みはいかがですか。

○説明員(中西鈍治君) 南極地域観測事業におきましては、平成三年のマドリードにおきます環境保護に関する南極条約議定書が採択された際、先ほど申し上げました統合推進本部におきまして、環境に大きな影響を与える可能性がある研究観測についての独自の環境影響評価をもう既に実施しつつ南極地域の観測事業を実施してまいりました。

○山下栄一君 もっとわかりやすく言つてほしい
なんだけれども、南極観測事業を国家事業として行
う、その所管の文部省が活動の主宰者として環境
庁長官に申請書を提出し、そしてアセスの準備関
係の書類も提出するような体制になっている、こ
れでよろしいわけですか。

○説明員(中西釣治君) はい、そのようなことで
ござります。

○山下栄一君 観測隊の具体的な訓練体制はどう
なつておるのか、お聞かせください。

○説明員(中西釣治君) 観測隊の訓練についてで
ございますけれども、国立極地研究所におきまし
て、極地の活動に万全を期するため、民間人、他
省庁の人々を含めまして、観測隊に参加する予定
者を対象といたしまして毎年三月及び六月に各五
日間の日程で総合訓練を実施しているところでござ
ります。

ちなみに申し上げますと、三月は冬期総合訓練
という形で、乗鞍の山ろくにおきまして、隊員の
候補者を対象とし、極地における行動の基本とサ
バイバルの技術の習得を目的とした訓練を行つて
おりますし、また、六月には夏期訓練といたしま
して、普段におきまして隊員決定者を対象といった
しました観測、設営計画、それから環境保護及び
安全対策等についての訓練を行つてあるところでござ
ります。なお、この中で当然、環境保護の意
義についても訓練が行われているところでござい
ます。

○山下栄一君 だから、四省庁のメンバー、それ
と民間からの出向者も一緒になつて訓練を受ける
のは別の訓練があるわけですか、これ以外に。

○説明員(中西釣治君) 越冬隊の訓練もこの中に
おいて行われております。

○山下栄一君 わかりました。

隊員が現地で事故に遭つたり病気になつたり、

亡くなつた方が一人いらつしやるとお聞きしているんですが、そういうことが今まであったのではないかと思いますし、それから紫外線の被害、後遺症とかが参加された方でなかつたのか。簡単で結構です、お聞かせください。

○説明員(中西鉄治君) 従来の観測事業におきましては、基本的には、事故につきましては軽い外傷を負う程度のものがほとんどでございます。

ただ、御指摘のように死亡事故としては二例ございまして、昭和三十五年の第四次越冬隊におきまして一名の隊員が遭難して死亡するという事故、それから昭和四十九年の第十五次の「ふじ」の乗組員が氷山のクレバスに転落して死亡したと、いう一例が残念な例としてございます。

なお、紫外線による被害はないのかという御指摘でございますけれども、実は南極地域におきましては、太陽の高度が低いために本来の紫外線量は低いというふうになつております。一九九一年から試験的に紫外線量も観測いたしておりますけれども、大体国内のつくばあたりと同じような紫外線量であるという結果になつております。それにつきましても観測を続けて、事故につながらないような配慮をこれからもしてまいりたいというふうに考えます。

○山下栄一君 午前中の馳委員の質問の中で、廃棄物の処理計画のことなんですが、報告義務はないなんて言っておられたけれども、廃棄物の処理計画も南極における地域活動計画の中に入れないとはまずいと思うんです。焼却炉はどんな焼却炉が現地にあって今後どういうふうに改善するのかとか、合併浄化槽もどうするのかとか、それから先ほどは汚水処理施設も新しく考へているという話がありました。こういうのは環境庁長官に提出する活動計画書の中に全部盛り込まなかん内容なんでしょう、いかがですか。

○説明員(中西鉄治君) 南極における環境保護のための改善措置につきましては、当然環境庁といろいろ相談をさせていただきながらやつていきました。

今、先生御指摘になりました焼却装置でござりますけれども、実は現在も昭和基地においては可合うような二段階焼却炉を設置しております。ただ、御指摘のように燃料が重油というのは、詳しく述べて、この面での影響はないのではないかというふうに考えております。

○山下栄一君 相談しながらやると言うけれども、相談したらいかぬわけで、チェックを受けると。相談、なれ合いでやつてはいかぬわけです。それは、事業官庁と言つたら怒られるけれども、要するに、国家事業を組む文部省が環境庁長官に審査を受けるための手続がこの法律なんでしょう。相談してやるものじゃないと私は思うんであります。

だから、申し上げた廃棄物処理計画も、廃棄物に関する対策をやりますとかいうことも計画書の中に入れないかぬではないのかと、こういうことを言つておられるわけです。

○説明員(中西鉄治君) 本法律案に従つた処理をすることは当然だと思っております。

だから、申し上げた廃棄物処理計画も、廃棄物に関する対策をやりますとかいうことも計画書の中に入れないかぬではないのかと、こういうことを言つておられるわけです。

○説明員(中西鉄治君) 実際は、それは今まで環境庁は全然やつたことがないわけですから、現地がどんな状況になつてあるかとか、そんなことわからぬのにチェックできるかというようなことがあるかもわかりませんけれども、少なくとも法律のつとつてやつていただかなくてはだめだと思うんですね。

○山下栄一君 発電量もこの三十年間で十倍になつた。それはいろんな活動、先ほどもインターネットの話もありましたけれども、さまざま大型の廃棄物が約五百トンございます。この大型廃棄物五百トンにつきましては五ヵ年計画で国内に持ち帰りたいという計画でございます。

○山下栄一君 発電量もこの三十年間で十倍になつた。それはいろんな活動、先ほどもインターネットの話もありましたけれども、さまざま大型の廃棄物が約五百トンございます。この大型廃棄物すごいエネルギーが要ると思うんです。これで環境保全しようと言つたって何の意味もないと思うんですけれども、エネルギー源は何なんですか。急な質問で申しわけないです。

○説明員(中西鉄治君) 重油でございます。

○山下栄一君 昭和基地に限りますけれども、昭和基地に限つて全物資の半分は燃料である。重油が何百トンかわかりませんけれども、重油でやることについての見直しはどうなんですか。

○説明員(中西鉄治君) 現在のところ、ほかの形によるエネルギーといふのはちょっと違う方法が考えられませんので、当分重油を使うことになります。

○山下栄一君 南極環境保護法がいいよ審議されているわけでございまして、だから南極観測事

業全体を私は環境庁がしっかりと指導せにやいかねのじやないかなと思つております。だから、先ほど申し上げたように燃料が重油というものは、詳しく述べて、この面での影響はないのではないかと、DIOXINも何かオットセイの中から出てきているそうですが、それでも、そういうふうなどにかく焼却施設も、日本が誇る最先端技術の焼却炉にすると、DIOXINなんか一切出でこないとか、DIOXINも何かオットセイの中から生ごみもそのまま残つてあるわけで、今まで埋められ、捨てられてきたものもあるのではないかと思うわけです。設営工学部門ではそういう廃棄物に対する研究もされてきたということも存じ上げておりますけれども、いずれにしましても膨大なごみを、先ほども馳委員もおつしやつておりますが、処理するのに五ヵ年計画でやるということですけれども、五年で全部終わるんですか。

○説明員(中西鉄治君) 現在、基地にござります大型の廃棄物が約五百トンございます。この大型廃棄物五百トンにつきましては五ヵ年計画で国内に持ち帰りたいという計画でございます。

○山下栄一君 発電量もこの三十年間で十倍になつた。それはいろんな活動、先ほどもインターネットの話もありましたけれども、さまざま大型の廃棄物が約五百トンございます。この大型廃棄物すごいエネルギーが要ると思うんです。これで環境保全しようと言つたって何の意味もないと思うんですけれども、エネルギー源は何なんですか。急な質問で申しわけないです。

○説明員(中西鉄治君) 重油でございません。

○山下栄一君 観測ドームふじ、そこで燃料をやしているのは、焼却炉で燃やしていくないと思うんですね。そんなのは野焼きと同じと違いますか、ドラム缶で燃やしているという話だけれども。

○説明員(中西鉄治君) ドームふじ観測拠点における廃棄物でございますけれども、不燃物それから可燃物等につきましては国内に持ち帰つております。——失礼いたしました。屋外に保管し、今後昭和基地に運びまして処理する予定にしております。

○山下栄一君 ちょっとともとへ戻つて申しわけない。この南極観測事業の予算なんですけれども、一般会計約四十億、平成八年度。それで、国立学校特別会計で十五億ですか。極地研への予算十八億。それ以外に臨時予算みたいなものは今まで組まれたことはないんでしょうか。

○説明員(中西鉄治君) 補正予算等で措置された費用があるというふうに記憶しております。

○山下栄一君 環境庁にちよつとお聞きいたしました。

この法律は、今審議しているんですが、昨年の平成八年度もそういう条約承認、批准手続、そして法案の審査の可能性が強いということで準備されておったというようにお聞きしているわけです。が、いずれにしても、この環境庁が南極環境アセスの中心的な役割を果たすための準備をやるために、現地は一体どうなっているのかということの派遣をされたというふうに聞いているんですけども、それはどういう形で派遣されたのか、準備のための派遣ですね、これをお聞きしたいと思います。

○政府委員(澤村宏君) この現在御議論いただき

ております法律をまとめるに当たりまして、その準備段階といたしまして南極地域における自然環境の現状とそれから観光利用の状況を把握するという目的から、平成七年末に職員二名を現地に派遣しまして調査を行つたところです。な

お、この調査は、特に観光利用が集中的に行われている南極半島地域を訪問する日本からの観光ツアーリーに同行する形で実施をいたしました。

○山下栄一君 準備のために現地をやっぱり体験しておかなきやならない、見ておかなきやならない

いということで行かれたことはいいと思う。昭和基地には行かれていませんよね。

○政府委員(澤村宏君) この法案の準備等の関係といふとちょっと言い過ぎになりますが、かつて昭和基地の方に滞在させたということがござります。

○山下栄一君 法案準備のためには現地、研究活動の実態といふか、これはまあ視察して、観光ツアーリーで行っているわけじゃないから、それきりにます。

○政府委員(澤村宏君) これまでの準備等につきこの予算、お金はどこから出たんですか。

ましては、通常の経費の中から必要なものを計上して賄つてしまつております。

○山下栄一君 一般会計の中から捻出したという

ことで、そういう理解でいいですか。行つた方の報告を見ますと、財團法人環境調査センターの海外研修制度で行つたと、こういう御報告されてい

るのですが、これはじや違うわけですね。

○政府委員(澤村宏君) 経費につきましては、一部そういうところの助成をもらって行つたという形になつていると聞いております。

○山下栄一君 環境調査センター、公益法人、二

こから全額出て行つたんと違いますか。

○政府委員(澤村宏君) ちょっと訂正させていた

だきます。

基本的には、その一名につきましては調査セン

ターの予算を基本として行つてあるということだ

そうですございます。

○山下栄一君 だから、それも私は物すごい問題

だと思うんですねけれども、それぐらい金がないわ

けですよ、環境庁は。そんな観光ツアーリーで、これ

は環境庁所管の公益法人だと思いませんけれども

そこからお金を出してもらわないと行けないと。

そういうこの大事な法律の準備のための派遣も環

境庁は予算でできないぐらい大変な状況にあるとい

うふうに私は理解したんですよ。

だから、先ほど冒頭申し上げたように、この観

測は文部省を中心に行なっているかわからぬけれども、国家事業、環境を保護するための大手な日本

の国の人類貢献の活動、それも国家的な活動だから

予算も措置したらどうかなということを聞きで訴

えたらどうだということを私は思う。法律準備の

ための派遣をそんな民間の財團から金を出しても

算戻し過ぎる。これは、どうですか。閣議でも

言つたらどうななのか。

○國務大臣(石井道子君) 山下委員から大変力強く

い御発言をいただいたわけでございまして、今後もできるだけ環境庁の予算が多くなりますようにいろいろと頑張っていきたいと思います。

○山下栄一君 それで、その観光の話ですけれども、観光によって汚染されるよりもそこにずっとおる人によって汚染される率の方が圧倒的に僕は多いと思うわけです。それで、先ほどの環境庁職員が行かれたツアーリーの話ですけれども、この報告が、もう本当に立派な報告されているんです、派遣に行かれた方が。

それで、その前に、日本人の観光客がどれぐら

い南極に行かれているかということをきちっと掌

握されているんでしようか。

○政府委員(澤村宏君) 関係の業者等から伺い

しておりますところでは、昨年のシーズンにお伺いし

ております。

○山下栄一君 それで、その旅行業者への指導を

どこが行うかなんですか。運輸省等のか環

境庁なのか。今回の法律に基づいて業者がツアーリー

を組むときにも、やっぱり添乗員の方も行かれる

と思うんですね。添乗員がどんな姿勢でこれに参

加されるかによってこれ大分変わると思うんで

す。したがいまして、業者への指導をしっかりとせ

めにやいかぬと思うんです。これはどちらの省庁が

やられるんですか。

○説明員(城石幸治君) この法律が成立いたしま

すと、この法律に基づく南極地域活動計画の確認

等の各種施策については環境庁が行うこととなつておりますので、旅行業者を含む南極地域活動を行

を行う者に対するこの法律実施に当たつての指導等

は、第一義的には環境庁の方で行われるものと理

解しております。

○山下栄一君 私は、これは環境庁に任せつ放し

ではだめだと、この業界への指導、また許認可権

の確認を受けないかねわけですよ。だから、そつ

い旅行業者は環境庁ではないとおっしゃるわけ

ですね。運輸省はある。はい、どうぞ。

○説明員(城石幸治君) 先ほど御答弁申し上げま

した三十七社というのは、日本の旅行業者が主催

それについてはやつぱり運輸省の方からもきちっとこの法律の精神、中身を指導すべきであると思う。いかがですか。

○説明員(城石幸治君) 旅行業務を行つて当たりましては、国内外を問わず、各種の法令に基づいて、それに従つて旅行の日程を組むとか旅行を行つうといふことが重要でございまして、今回もこの法律が制定されましたならば、私どもとしても、日本旅行業協会を通じまして各旅行業者に対するこの法律をきちんと守つていくよう周知徹底を行つてまいりたいと考えております。

今まで、現在も含めまして、南極ツアーリーを企画した日本の旅行業者というのは何社ぐらいあるのか、お願ひします。

○山下栄一君 しつかりお願ひします。

○説明員(城石幸治君) 先ほど環境庁の方から御答弁がございましたように、昨年は約六百六十五名の日本人の観光客、旅行者の方が行つております。

○説明員(城石幸治君) した日本の旅行業者というのは、この法律をきちんと守つていくよう周知徹底を行つてまいりたいと考えております。

○山下栄一君 ありがとうございます。

○説明員(城石幸治君) 日本の旅行業者は三十七社ということございます。

○山下栄一君 それでよろしいですか、環境庁。

○説明員(城石幸治君) いわゆる三十七社という数字そのものにつきましては直接的には存じ上げませんが、それらの業者はアメリカ等における観光事業といふものにいわゆるパッケージで加わっている、そういう実態ではないかと考えております。

○政府委員(澤村宏君) いわゆる三十七社という

会社は、今度この活動計画を申請して環境庁長官

の見解が違つんすぐれどもね。

○説明員(城石幸治君) 会社は、今度この活動計画を申請して環境庁長官

の確認を受けないかねわけですよ。だから、そつ

い旅行業者は環境庁ではないとおっしゃるわけ

ですね。運輸省はある。はい、どうぞ。

○説明員(城石幸治君) 先ほど御答弁申し上げま

旅行として組んだものが三十七社あつたというのもございまして、実際上は、例えば海外のランドオペレーターなりを使いまして、そちらの行為に人を送るというような格好になつております。

○山下栄一君 ちよつとわからぬな。

環境庁の職員の方が行かれたのは、アメリカの会社が企画したんですよ。日本の旅行代理店がそれをアレンジして日本のお客さんを募って、成田から飛行機で、アメリカへ行ったのかアルゼンチンに行つたのかわからませんけれども、アルゼンチンの旅行業者がそれを手配して、ロシアの船を手配してそこに十一カ国八十四名のお客さんを乗せて、氷を砕きながら南極に行くわけです。

だから、職員の方が行かれたのは、アメリカの旅行会社が企画して、日本がそれをアレンジして日本のお客さんを集めて、これは企画したと言えないと思うんですけれどもね。日本の国の旅行業者が企画した南極ツアーというのは今までないことがあるのか、それを見たいわけです。それは環境庁はないと言うんだけれども、ないんじよう。どうなんですか。

○政府委員(澤村宏君) 誤解のないようにもう一回申し上げますと、今回の法律で予定しておるような意味におきます、南極におきます観光事業を主宰するというそういう意味における業者というものはないというふうに理解しております。

○山下栄一君 それもちょっとわからぬやけれども。

日本の旅行業者が企画して、それでアルゼンチンの会社に手配をお願いしますわということを言うのは、企画したんだから、それは僕は総合的な計画をつくつて環境庁長官の確認を得ないかぬと思うんですよ。そういう理解じゃダメなんですか。

○政府委員(澤村宏君) 現在、この法律において考えられておりますその主宰者というものは、例えれば砕氷船そのものを持っていて、あるいは砕氷船そのものを契約してリースで借りているというところではなかろうというふうに考えております。

船そのものを契約してリースで借りているというようなことをベースいたしまして、具体的に南北極地域におきまして観光活動を行う者、そういうものを予定しております。

したがいまして、今お話をおりましたような、いわゆる日本国内で南極観光の希望者を募つてそれをそういう事業にバックでもつて加わるといったもの、そういうものは考えておりません。

○山下栄一君 それじゃ、私が今申し上げたよう

に、日本の旅行会社が企画して、それは船の手配まではしないと、船の手配は全部アルゼンチン、国際南極旅行業協会に加盟しているそういう業者にお願いした場合、だから、先ほどの例えれば日本

の国の旅行会社が企画してアルゼンチンの会社に手配を頼んだという場合は今回の確認の対象には入らないということなんですが、そうしたら、アルゼンチンの会社はアルゼンチンの国でその場合受けられるということですか、向こうで。

○政府委員(澤村宏君) この議定書は、先ほど来議題になつておりますように、各國がそれぞれの国内法でこの議定書に書いてあることを担保する措置をとることが前提になつておりますので、例えばアルゼンチンならアルゼンチン、アメリカならアメリカという国におきまして我が国と同様な制度というものができます、そういうことを前提に成り立つていいわけでございます。

○山下栄一君 ということは、日本の旅行業者が環境庁長官の確認を受けるようなことはあり得ないと、こうじうことですわ。

○政府委員(澤村宏君) 繰り返しになりますが、例えば日本の業者が砕氷船を一つのシーズン借り切ると、その中で、何回かそこに南極地域に観光团を連れいくというような業態であるならば、日本のこの法律によつて確認を受けなければなりません。

○山下栄一君 わかりました。

それで、この環境庁職員の方がおっしゃつていらんですけれども、参加され実際に経験されて

船に乗つている時間が物すごい長い。その間に環境教育ができるというわけですよ。それで、日本人が参加しておつても、アメリカの旅行会社が企画すると配られる資料が全部英語である。だ

から、日本の旅行会社の添乗員がこれを翻訳して、それで研修のできるような体制を一生懸命考えているということだそうなんですね。場合によつてはそういうことを考えてないで参加する場合も旅行業者によってはあるかもわからないということで、しっかりと旅行業者に対する指導が大事だ

いうふうに思うわけです。だから、船内の研修が非常に大事であるということを参加された職員の方がおっしゃつております。この研修をしっかり旅業者に対する指導が大事だ

初は行つたけれども、船内の研修によつて南極の地域の役割がいかに大事かということを、研修をしつかり受けたことがあります。この南極旅行というのは、準備によつては非常に大事な環境に貢献できるツアーバーになる。だからエコツアーという形で啓蒙すべきだというふうなことをおっしゃつておられるんですけども、そういう観点からの日本の旅行業者に対する指導を行なうべきである。いかがですか。

○政府委員(澤村宏君) この法律が施行になりますで、各國がそれぞれの国内法でこの議定書に書いてあることを担保する措置をとることが前提になつておりますので、例えればアルゼンチンならアルゼンチン、アメリカならアメリカという国におきまして我が国と同様な制度というものができます、そういうことを前提に成り立つていいわけでございます。

○山下栄一君 ということは、日本の旅行業者が環境庁長官の確認を受けるようなことはあり得ないと、こうじうことですわ。

○政府委員(澤村宏君) この法律が施行になりますと、各國がそれぞれの国内法でこの議定書に書いてあることを担保する措置をとることになりますが、先ほど来議題になつておりますように、各國がそれぞれの国内法でこの議定書に書いてあることを担保する措置をとることになりますが、先ほど来ておられたならば、新聞、テレビ、ラジオ等、各種広報媒体を使用した普及活動のほか、地方自治体等に對するパンフレットの配付、あるいは南極の環境保護の重要性に関するシンポジウム、そんなことは当然考えていいと思いますが、特に先生から御指摘のございましたように、観光業者に対します説明会の開催、これは運輸省等関係の機関とも相談しながら開催するとともに、特に、船上におきます環境教育と申しますか、南極地域における環境の重要性というような説明、そういうことは非常に重要でございますので、そういうことにつきましても何らかの形でもつてガイドブックをつくる、あるいは業者に対しまして協力をお願いしていく、そんなことをいたしたいと考えております。

○山下栄一君 別のテーマに移ります。ダイオキシンの問題、お願ひします。

ダイオキシン汚染が今大変、先週でしたが、民間テレビ、NHKでもやつておりましたが、非常に不安が広がつてゐるわけです。それで、この未然防止という観点が昨年の大気汚染防止法改正の企画するに配られる資料が全部英語である。だ

から、日本の大気汚染防止法改正の企画するに配られる資料が全部英語である。だ

てそれをそういう事業にバックでもつて加わるといったもの、そういうものは考えておりませ

ん。

したがいまして、今お話をおりましたような、いわゆる日本国内で南極観光の希望者を募つてそれをそういう事業にバックでもつて加わるといったものを予定しております。

船に乗つている時間が物すごい長い。その間に環境教育ができるというわけですよ。それで、日本人が参加しておつても、アメリカの旅行会社が企画すると配られる資料が全部英語である。だ

から、日本の旅行会社の添乗員がこれを翻訳して、それで研修のできるような体制を一生懸命考

えているということだそうなんですね。場合によつてはそういうことを考えてないで参加する場合も旅行業者によってはあるかもわからないということで、しっかりと旅業者に対する指導が大事だ

いうふうに思うわけです。だから、船内の研修が非常に大事であるということを参加された職員の方がおっしゃつております。この研修をしつかり旅業者に対する指導が大事だ

いうふうに思うわけです。だから、船内の研修が非常に大事であるということを考えてないで参加する場合も旅行業者によってはあるかもわからないということで、しっかりと旅業者に対する指導が大事だ

有識者で構成をする検討会におきまして近々取りまとめられる予定の最終報告を踏まえまして、私どもとしてはダイオキシンの排出の抑制対策を進めたいないと、このように考えております。

○山下栄一君 人体へのどのような影響があるかということの調査研究が非常に大事だと思うんですけれども、現在、人間の体にどれだけダイオキシンが入っているのかという、そういう調査をする段階に来ているのではないかなど申し上げているわけです。そういう不安、心配のある地域で、民間レベルで、また研究者のレベルで調査も行われているようですが、浴びるほどダイオキシンをかぶらないと調査しないということですか。

○政府委員(田中健次君) 私どももいたしましては、健康影響につきましていろんな世界的な知見も集めて、それによつてリスクの評価をしていくということをございまして、人体への健康影響調査といふのは、これは科学的に調査をするためにやはりきちんとした疫学調査をする必要があるわけでございまして、大変大規模な長期にわたる調査を要するわけでござります。

こういうことで、現在の時点において果たしてそれをやつて明確な結果を得ることが期待できるかどうかと、こういう点もございますし、また疫学調査を実施するに当たってはいろいろ難しい科学的な問題もござります。年齢や性別の補正、あるいは喫煙等のほかの発がん要因の排除や、あるいは統計上の解析上の十分なサンプル数の確保などをやつてやるか、あるいは死亡要因を個別に検討する必要がある、こういういろいろ技術上の問題もございまして、こういった点も踏まえて慎重に検討をしなければならないと、こういうふうに思つております。いずれにいたしましても、有識者の意見を伺うことも大切でございますので、その辺のことも意見も伺つて検討いたしたいと、こううふうに考えております。

○山下栄一君 所沢市で先日、国は法的な規制措置もやつてくれない、業者はもう産廃却施設で

どんどん煙を出している、それで業者には危機感何にもないと。そこに住民は大変な危機感を持つて、不安いつけないのである。所沢市の行政、議員さんもまたまもなくなつて条例をつくったわけですね。だけれども、法規制がないから事業者に対する具体的な指導もできない。努力義務を設けて、勧告なり、勧告無視の場合は氏名を公表するとすればども、この取り組みについてどのように評価されますか。

○國務大臣(石井道子君) 所沢におきますダイオキシン対策については、今委員がおっしゃいましたところでございますが、このたび条例をつくったということでございまして、ダイオキシン類及び有害物質の発生を抑制するために市と市民と事業者の責務を明らかにしたということでございまして、ダイオキシン類等の規制計画を策定することを定めたということを聞いております。

ダイオキシン対策を進めるに当たりましては、国、地方公共団体また事業者、国民のすべての主体がそれぞれの役割に応じて的確に排出抑制に努めることが重要でございます。このような観点から、この条例は大変意義があるというふうに思つております。

環境庁いたしましては、先ほど局長からも答弁ありましたが、有識者で構成する検討会を設けまして、昨年十一月中に中間報告があつたわら、この条例は大変意義があるというふうに思つております。

○山下栄一君 だから、ほかの省庁をリードするのが環境庁だから、相談したらためですよ。やればいいわけや。そんないいかげんな答弁したらだめですよ。国民の命を守ろうというそういう使命感が感じられません。

もう時間がございませんので。先日の報道によりまして、今まで発生源の中で、もちろん金属製造の関連の施設も調べられておつたわけですけれども、アルミ加工工場からも検出されたと、その濃度が大変レベルが高いということがNGO、民間の環境保護団体によつて指摘を、そういう報告があつたということなんです。これについて発生源の、現在の取り組みの対象にはなつていなければ、アルミ加工工場、全国約一千事業所があるということだそうでございますけれども、この指摘された工場におきましては香川県の豊島の濃度よりも四百五十倍の濃度のダイオキシンが検出されたということでござりますので、アルミ加工工場も発生源の一つとして調査対象に加えて調査すべきであると思いますが、いかがですか。

○山下栄一君 埼玉県の方々、所沢市周辺の産廃却施設の周辺においては、生まれた赤ちゃんの死亡率が県平均のレベルよりも大変高いといふ、そういう具体的な調査もされて、報告もされているわけですよ。不安が広がっている。

こういうときには、県の取り組みも大事ですけれども、先ほど庄中先生もおっしゃいましたように、そのときこそ国が危機管理意識を高めて、それで乗り出して、どんな影響があるかじやなくて、人間の体にどれだけダイオキシンが入つてゐるのかという、そういう調査を私はするべきだ。本当にそれを私は申し上げているわけです。難しいことじやない、難しいのかもわからぬけれども。とにかく人体にどれだけ入つてているのかとどう、どんな影響があるかはそれから長期にまた調べにやいかぬかもわからぬ。現在、今どれだけダイオキシンに汚染されているのかという調査を始めることが重要でございます。このような観点から、この条例は大変意義があるというふうに思つております。

○政府委員(田中健次君) 先生おっしゃいますように、汚染状況の調査につきましては、関係省庁とあれば茨城県を例にとってやるべきだ、それが環境庁の使命だと。いかがですか。ダイオキシンは、茨城県なら埼玉県を例にとって、埼玉県であります。この条例は大変意義があるというふうに思つております。

○山下栄一君 それと関連して、ダイオキシン発生の可能性のある、ダイオキシンはつづらうとしてできるものではなくて非意図的にできるという物質だそうでござりますので、化学物質を使って事業を行つている工場、事業所については、化学物質の種類や量の公開を義務づけるべきではないか、こういう意見があるわけですから、これについてはいかがでしょうか。

○政府委員(田中健次君) 先生御指摘のように、工場から環境中に排出されます有害な化学物質の種類あるいは量を事業者が行政に報告をいたしまして、行政は何らかの形でこれを公表する、こういうシステムがございます。これはP.R.T.R.と申しまして、環境汚染物質の排出・移動登録のシステムでござりますが、このP.R.T.R.のシステムはアメリカあるいはイギリス等では既に導入がされておりまして、平成八年二月にO.E.C.D.が加盟国に対しましてこの制度の導入を勧告いたしておりまして、加盟国は三年後の平成十一年に取り組み状況を報告するということになつておるところでございます。

こうしたO.E.C.D.の勧告を受けまして、環境庁におきましては昨年十月にP.R.T.R.の技術検討会をおこなつて特定の地域で試験的にこのP.R.T.R.を実施いたしました。P.R.T.R.に関する技術的な事項につきましてたゞいま検討中でござります。

平成九年度、本年度からは、この検討結果に基づきまして特定の地域で試験的にこのP.R.T.R.を実施いたしました。その結果を踏まえまして我が国にふさわしいP.R.T.R.のシステムにつきまして検

討していきたいと、こういう予定にしておりま

す。

○山下栄一君 終わります。

○大淵綱子君 南極法が今審議をされておりますけれども、同僚委員からもいろいろな観点から質疑がされておりますので、重複する部分があるかもしれませんけれども、なるべく重複を避けて質疑をしていきたいと思います。

私がきょう問題にしたいのは、先ほど來の同僚

委員の質疑の中におきましたが、この法案がつくられるのが大変おくれている、そして議定書が締約されたのが大変おくれているということ。ロシア、アメリカ、日本、この三つの国がもう最後になってしまっているという状況。しかし、その原因について聞いただしたとき、本会議での池田外務大臣の答弁も、「他国の動向等を念頭に置きながら、実施のための国内法の整備などについて検討を進めてきたところでございます」というよう

なことで、具体的におくれた理由については申さ

れない。そして、先ほどの質疑の中でも外務省はこれと同じような答弁をなさついて、そのおくれた原因については具体的に示そうとしないとい

うことでござりますので、この委員会の中で、お

ふうに思うわけでございます。

まず、通産省においていたいと思いま

すが、よろしくございますか。通産省が昭和五

十五年から開始をして十六年間、年間七億円もの

予算をかけて石油公団に依頼をして行つてある南

極地域石油天然ガス基礎地質調査の目的と調査結

果はどのようなものかということを簡単に教えて

○説明員(市川祐三君) お答え申し上げます。
まず、お話をありました調査でございますが、南極地域石油天然ガス基礎地質調査でございます。これは、国が石油公団に委託を行いました。石油公団がこれを実施しているというものでござります。内容でございますが、音波を使いまして、南極沖合の海底の地質の構造を調査するというも

のでござります。

具体的に申し上げますと、石油とかあるいは天

然ガスが賦存する場合に、特有な地質構造でござ

います堆積盆地の分布、それからその大きさ、性

質などを調べるものでござります。ただし、申し

上げておきたいことは、この調査は南極での探鉱

を目的として行つてあるものではございません。

これは地質的に申し上げますと、南極の沖合に

おきまして非常に貴重な地質データがとれると

いうことでございまして、先ほど申し上げました

堆積盆地がどのようにしてできたかなどの研究を

する場合に非常に役に立つ貴重なデータがとれる

ということです。そこで、先ほど申しました

これらの行為については、議定書が効力した場合には計画の確認というか許可が必要になるのではないですか。

○説明員(市川祐三君) 本調査につきましては、従来から先ほど申し上げましたような科学的目的に基づいて行われております。したがって、その目的とか態様から見ますと、南極条約及び環境保護に関する南極条約議定書の趣旨に合致したものであるというふうに理解しております。

したがいまして、議定書批准後におきましてもこれらの方項、今申し上げましたような態様における実施しております。お互いにデータの交換などを行いまして、先ほど言いました研究の推進に役立てておられるわけでございます。また、

○大淵綱子君 既に南極周辺の海を一周するよう

な形で調査が終わっているというふうに聞いてお

りますけれども、音波だけやっていて、そのお

りわけでござります。

○大淵綱子君 既に南極周辺の海を一周するよう

な形で調査が終わっているというふうに聞いてお

りますが、その場におきましては、そのようなデータを

お互いに発表するというようなことも行つてきて

いるわけでござります。また、

通じましてその周知が図られたものと承知しております。

○大淵綱子君 そうなんですね。外務省の方から

こういうふうにパンフレットもつくれて、「南

極訪問者のための手引き」というようなものがつ

くられて、外務省の方で旅行会社に指導している

ということで、これは外務省と運輸省との間でま

だこの事務引き継ぎをなかなかスムーズに行う

状況になかつたと、そういうことがあってなかなか

かこの国内法の整備ができるなかつたという、そ

うことで、これは外務省と運輸省との間でま

す。

○山下栄一君 終わります。

○大淵綱子君 南極法が今審議をされておりますけれども、同僚委員からもいろいろな観点から質疑がされておりますので、重複する部分があるかもしれませんけれども、なるべく重複を避けて質疑をしていきたいと思います。

私がきょう問題にしたいのは、先ほど來の同僚

委員の質疑の中におきましたが、この法案がつくられるのが大変おくれている、そして議定書が締約されたのが大変おくれているということ。ロシア、アメリカ、日本、この三つの国がもう最後になってしまっているという状況。しかし、その原因について聞いただしたとき、本会議での池田外務大臣の答弁も、「他国の動向等を念頭に置きながら、実施のための国内法の整備などについて検討を進めてきたところでございます」というよう

なことで、具体的におくれた理由については申さ

れない。そして、先ほどの質疑の中でも外務省はこれと同じような答弁をなさついて、そのおくれた原因については具体的に示そうとしないとい

うことでござりますので、この委員会の中で、お

ふうに思うわけでございます。

まず、通産省においていたいと思いま

すが、よろしくございますか。通産省が昭和五

十五年から開始をして十六年間、年間七億円もの

予算をかけて石油公団に依頼をして行つてある南

極地域石油天然ガス基礎地質調査の目的と調査結

果はどのようなものかということを簡単に教えて

○説明員(市川祐三君) お答え申し上げます。

まず、お話をありました調査でございますが、南極地域石油天然ガス基礎地質調査でございます。これは、国が石油公団に委託を行いました。石油公団がこれを実施しているというものでござります。内容でございますが、音波を使いまして、南極沖合の海底の地質の構造を調査するというも

のでござります。

わる中で旅行業者の指導ということに当たつては、ただかなければならぬわけですが、そうではないですか。

○説明員(城石幸治君) この法律が成立いたしました晩には、この法律に基づく南極地域活動の確認等の各種の施策は環境庁が行うこととなつております。したがいまして、旅行業者を含む南極地域活動を行つう者に対する本法律実施に当たつての指導、監督等も、第一義的には環境庁の方で行われるものと理解しております。運輸省といましましては、この法律がきちんと守られるよう旅行業者に対して周知徹底を図つていきたいというところでございます。

○大瀬綱子君 今の答弁にすべてがあらわれています。縦割りで、自分で管轄したくないところは逃げようというそなへ手。この法律が悪いんですよ、長官。この法律の中に明快にうたい込んでいます。すべて詳細なところは総理府令で定めるというふうに逃げているんです、全部。だからこの法律の審議に当たつてあいの答弁が出てくるわけです。これはもう当然環境庁としては、総理府令で定めるときにはその細かいところについては各省庁に振り分けて、全部の省庁から協力をいります。まだまだ不透明なところが多いですけれども、実効性を高めるためにはこのところを明快にしていく必要があると思いますけれども、環境庁、いかがですか。

○政府委員(湯村宏君) ただいま先生から、この法律が通つた後のその具体的な実施の方法についていろいろと御指摘を受けておりますが、まず、この法律が通りますと、基本的な配慮事項の公表ということで、環境庁長官は議定書の確定かつ円滑な実施を図るために基本的事項を定めることになつております。そういう場合におきましては、文部大臣初め関係行政機関の長に相談しながら行うということにもなつております。

す。また、この運用に当たりましては、当然のことながら関係省とも連携の場というものを設けますけれども、そのようなものがガイガーカウントなど運用していくと思います。

なお、観光の問題につきまして先ほど来いろいろ議論が出ているわけでござりますが、一義的にはこの法律の実施ということで環境庁ということではございますが、観光業ということにつきましては運輸省がそれを指導しているわけでございまして、そういうところを両方が協力し合うことによりましてより適切な指導ができるというふうに考

えております。

○大瀬綱子君 締約がおくれた第三は文部省です。文部省の方いらっしゃいますか。

文部省が南極の基地観測の中で地質調査などを行つてきたと思いますけれども、昭和基地は昔はスランカとつながつていたというようなことがありました。エマラルドとかウランが埋蔵されていると中で、エマラルドとかウランが埋蔵されているというふうに言われているわけですが、これらについてはいかがですか。判明いたしましたか。

○説明員(岩本涉君) 今、先生御指摘のとおり、昭和基地が位置します東南極大陸、これは過去にゴロから分裂、移動して今南極大陸の地殻といふものを形成してきたと。私どもの観測隊では、地質調査という学術研究の目的がメインでございまして、鉱物資源探査は行っておらないのが現状でございます。

○大瀬綱子君 ちょっと、そんなこと言つてもだれが南極大陸の一部をなし、一億八千万年前が二十個ほど観測されております。昭和基地では地震計を用いまして観測いたしまして、マグニチュード一から二程度の微小地震については昭和六十二年十月から二年五月の間に十個の地震の震源が決定されたということをごります。

○大瀬綱子君 鉱物資源の調査であるとか、あるいは地質観測などをもつと深めていくこととすれば、議定書に抵触をするような形で掘削をして地震計を据えるというようなことも必要なかもしれません。そういうようなことがあり、なかなか文部省としても積極的に議定書調印というようなことはできなかつた。

しかし、文部省の最大の問題は、きょう何度も皆さんが指摘をしているあの廃棄物です。廃棄物の処理をこの法律ができれば直ちにやらなければならないということが義務づけられますし、なかなかその片づけるめどが立たない。そういうことの中でも、できるだけ遅くしていただきたいという思いが、口には出さないけれどもあつたというふうに私は思つのですね。

今私のどもが伺つておりますのは、第一次越冬隊におきまして放射性物質であるユーリセン石、

これは氷河の上流の方から何万年もかかって下に流れできた、これを転がり石とか転石と言つておられますけれども、そのようなものがガイガーカウンターを使用したところ発見されたという報告は受けております。

○大瀬綱子君 まあ、そこはいいでしよう。それでは、地震の観測を前に行つておりますね。その地震の観測はどういう方法で行いましたか。

○説明員(岩本涉君) 地震につきましてでございますが、我が國の南極観測の開始の契機となりました国際地球観測年、一九五七年から八年のころは、南極大陸では地震は起こらないというのが定説だったわけでござります。その後、昭和四十五年に昭和基地で越冬した日本人の研究者によつて、南極大陸内に地震が起つてることが初めて確かめられました。その後、各国の南極観測により、南極大陸内でマグニチュード四程度の地震が二十個ほど観測されております。昭和基地では地震計を用いまして観測いたしまして、マグニチュード一から二程度の微小地震については昭和六十二年十月から二年五月の間に十個の地震の震源が決定されたということをごります。

○大瀬綱子君 鉱物資源の調査であるとか、あるいは地質観測などをもつと深めていくこととすれば、議定書に抵触をするような形で掘削をして地震計を据えるというようなことも必要なかもしれません。そういうようなことがあり、なかなか文部省としても積極的に議定書調印というようなことはできなかつた。

また、先ほどお話をございました南極条約協議国会議、私も昨年第二十回のユトレヒトの会議に行きました。各國から、残り数カ国になつて日本はどうなのかと、いうことも指摘されたわけでござります。

また、先ほどお話をございました南極条約協議国会議、私も昨年第二十回のユトレヒトの会議に行きました。各國から、残り数カ国になつて日本はどうなのかと、いうことも指摘されたわけでござります。

また、私ども南極地域観測隊員が「しらせ」で出航する際に、隊員必携というものを私どもの方で編集して配付しておるわけござりますが、その中ににも本議定書を収録するなどしてその精神を早くから隊員に啓発するということを行つてきましたところでござります。

○大瀬綱子君 環境庁は、ほかの省庁から強力な協力をいたしかなければ、なかなかこうしたい

は、九四年の京都会議のとき何とかこの法律を、国内法を成立させて、国際的に恥ずかしくない体制をとりたいと願つていた。そして九五年のソウル会議にも、また九六年のユトレヒト会議でも、なかなか日本がまだ国内法も整備されていませんけれども、そのようなものがガイガーカウンターを使用したところ発見されたという報告は受けております。

その地震の観測はどういう方法で行いましたか。それは、地殻の観測を前に行つておりますね。その地震の観測はどういう方法で行いましたか。

ソウル会議にも、また九六年のユトレヒト会議でも、なかなか日本がまだ国内法も整備されていませんけれども、そのようなものがガイガーカウンターを使用したところ発見されたという報告は受けております。

ソウル会議にも、また九六年のユトレヒト会議でも、なかなか日本がまだ国内法も整備されていませんけれども、そのようなものがガイガーカウンターを使用したところ発見されたという報告は受けております。

法律というのはつくれない省庁ですよね。そういうことがありますから、どうぞ今後とも各省庁が積極的に協力をする体制をとった上で、この法律の実効性を高めていただかなければならぬと思っています。

そこで、外務省にいきます。あとの方、通産省もそれから文部省も運輸省もありがとうございました。結構でございます。外務省、お願ひいたします。外務省、アメリカとロシアの今の議定書の進行ぐあいを教えてください。

○説明員(津曲俊英君) 米国におきましては、この議定書の実施のための国内法について議会の承認と大統領の署名を得ておりまして、現在行政府内において関連規則の作成作業を行つていただけます。

○大瀬綱子君 ロシアは。

○説明員(津曲俊英君) 失礼いたしました。ロシアにおきましては、三月の中旬ごろに議会に法案が提出されておりまして、同国政府も締結に向けて今作業をしているところでございます。

○大瀬綱子君 日本が一番最後になつたということで、五月の締約国会議には発効の見込みはいかがですか。

○説明員(津曲俊英君) 今申し上げましたように、米国の状況、それからロシアの状況、この五月の締約国会合に間に合うかどうかはわかりませんけれども、そのどちらの国も早期に締結したいという意向を持つていてるというふうに聞いております。

○大瀬綱子君 外務省はもう少し積極的にやつぱり諸外国とも連携をとり、そして自分の方も、日本も努力するから一緒に五月には何とか間に合わせましょうということを言つてくださいよ。大臣に伝えてください。そして、アメリカとロシアに検討させていただきます。

○大瀬綱子君 参議院の環境特別委員会の中でそういう指摘があつたということを、大臣にきちんと伝えてください。

対して働きかけをしていただきたいという希望があつたということを伝えてください。それで、今回廃止される南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律は外務省が所管をしておりましたけれども、今回新しい法律を環境庁の所管にした理由は何かですか、外務省。

○政府委員(澤村宏君) 私の方からお答え申し上げます。

議定書におきましては、南極地域は国際的な自然保護区としての位置づけが与えられていること、また動植物相の保存や特別保護区の保護等を含めまして包括的に南極地域の環境保護を図ることが求められていることから、既存の南極動植物相保存法も本法に吸収し、一元的な保護制度としたものでございます。

なお、環境基本法の制定及び環境基本計画の策定を機に、南極地域の環境保護は、そこでの科学観測結果が地球環境保全施策に活用されること等から、国内の環境保全にも資するものであることなどが示されまして、これを踏まえまして、現行の南極動植物相保存法も今回の環境保護議定書の国内法担保法も環境庁が所管することとしたものでございます。

○大瀬綱子君 濑村局長、環境庁が所管をすることになったのなら、なぜ環境庁の許可制度にしなかつたんですか。旧法では外務省、外務大臣の許可制度ということを明快にうたって、外務大臣の権限というのを強化しながら法の実効性というのを高めていたわけでしょう。ところが、今回の新法では確認制度ということで、私は許可と確認どちらが強いかといえば、やっぱり許可制度の方がずっと強いというふうに思つてございます。

○大瀬綱子君 お分かります。

○大瀬綱子君 いや、違うよ。法律の中で一般論として、許可と確認とはどう使われているかということです。

○政府委員(宮崎礼臺君) 番組を担当いたしました立場からお答えいたします。

○大瀬綱子君 いや、違うよ。法律の中で一般論として、許可と確認とはどう使われているかといふことです。

○政府委員(宮崎礼臺君) わかりました。

講学上は、許可といいますのは、法令による特定の行為の一般的な禁止を公の機関が特定の場合に解除する。そして適法にこれをすることができるようになります。行政行為だというふうに解説されております。

他方、確認といいますのは、そう一筋縄ではなくて幾つかの類型があるというふうに思いますが、特定の事案または法律関係の存否を確認する行政行為だというふうに一般的には言われていますが、そのうちの法律関係の存否を確認するといふものにつきましては、法律上要求されるル

の活動につきまして、議定書で禁止されている行為でないこと、それから条件つきで認められる行為を含む場合は条件に適合すること、また環境に著しい影響を及ぼさないこと、これらをチェックするものでございます。議定書で定める各種の禁止や制限事項に完全に適合する場合のみ確認がなされる、そういう仕組みとなっているわけでございます。

このような観点に立ちますと、議定書の要請を十分に満たすものであります。他の国内の法制度に比べまして規制内容が弱いのではなくて御懸念は当らないと判断しております。

○大瀬綱子君 議定書の中でも許可制度といふことになつております。あとほかの国、英国、アメリカ、ドイツ、それからオランダ、オーストラリア、ノルウェー、フィンランド、スウェーデン、すべて国内法の中で許可制度ということです。法制度、来ておられますか。法制度にお尋ねをいたします。それは一般論として、許可と確認の違いを言つてください。

○政府委員(宮崎礼臺君) 番組を担当いたしました立場からお答えいたします。

○大瀬綱子君 いや、違うよ。法律の中で一般論として、許可と確認とはどう使われているかといふことです。

○政府委員(宮崎礼臺君) わかりました。

議定書は、御指摘のとおり、いろいろな動植物の採捕等について個別の許可というものがなければいけないというふうに求めてございます。

○政府委員(宮崎礼臺君) 問題の設定がちょっと私どものとらえ方とは違うといたしますが、こういうことでございます。

○政府委員(宮崎礼臺君) 問題の設定がちょっと私どものとらえ方とは違うといたしますが、こういうことでございます。

議定書は、御指摘のとおり、いろいろな動植物の採捕等について個別の許可というものがなければいけないというふうに求めてございます。

○政府委員(宮崎礼臺君) 問題の設定がちょっと私どものとらえ方とは違うといたしますが、こういうことでございます。

○政府委員(宮崎礼臺君) わかりました。

講学上は、許可といいますのは、法令による特定の行為の一般的な禁止を公の機関が特定の場合に解除する。そして適法にこれをすることができるようになります。行政行為だというふうに解説されております。

他方、確認といいますのは、そう一筋縄ではなくて幾つかの類型があるというふうに思いますが、特定の事案または法律関係の存否を確認する行政行為だというふうに一般的には言われていますが、そのうちの法律関係の存否を確認するといふものにつきましては、法律上要求されるル

ル、基準、こういったものに適合するか否かの実質的審査を行いまして、そしてその確認が得られない場合には禁止されるという効果ができます。そういうものであります限りは、特に許可という制度と実質的に異なるところはないというふうに考えられるわけであります。講学上あるいは辞典類におきましても、法律的な効果のいかんによつては、確認というふうに一口で言いますけれども、各それぞれが個別法の定めるところによるというふうに解説されているところでございます。

○大瀬綱子君 何かよくわからない答弁ですね。許可と確認がそれでは同じなんですか。違うでしょ。

もう時間がないからいいんですけど、この法律は南極地域の環境保護のために重要な法典なんですね。南極の環境保護をするために許可制度の方がより実効性が高いのか、確認制度の方が実効性が高いのか、この比較においてはつくった立場としてはどうなんですか。

○大瀬綱子君 何かよくわからない答弁ですね。許可と確認がそれでは同じなんですか。違うでしょ。

○大瀬綱子君 何がよくわからない答弁ですね。

ない場合には国として修正し、停止し、取りやめの措置をとれというふうに非常に抽象的に議定書の本文第三条の四で書いてございます。したがつてこれも、南極地域において移動するといったことにつきまして、許可制を用いてその許可がなければしてはいけないというふうにせよといふうには明記していなわけございます。

そこで、それをどうするかということが、どうするかというのは、その個別の許可を要しないところにつきましてどういうふうな制度をつくればこの三条四項のところの要請を満たすことになるのかということが一つ問題になつたはずでありまして、そこについて法案は、そうであれば事前に具体的な計画を出させようと。そして、全体について審査をいたしまして、一つでも不当なものがあれば全体の計画を認めないとすることにすることにいたしました。

もう一つの問題といいますのは、済みません、長くなりましたが、個別の許可といふことになりますと、一つの南極地域活動の中에서도どうしても複数含まれることになると思います。ところが、それぞれの許可につきまして、やはりいろいろな環境影響評価をしなければなりません。そうしますと、手間もいろいろかかりますので、そういう意味からいっても、全体について計画を出させて全体について審査するということが合理的であつたと思います。

ところで、計画というものにつきまして、計画を許可するという制度は、制度といいますか、そういう表現は余りとられていないのでございません。法律検索をしてみましても、計画を許可するといふ使い方といふのは直接にはございません。それはなぜかといふのはなかなか難しいんですけども、今回につきましては、例えば計画段階で上げておりますように、日本国にとりましてどういすればいいのかわかりがありますので、だれが行行為者かといふこともわかりません。そういうことで、計画といつぶやくにいたしましたために確認という言葉を使つたのでござります。

○大瀬綱子君 それでは、この日本の法律の中

で、国内法で使われている確認といふのは諸外国で使われている許可といふのと同意語として私たちは認識をしてもいいということですか。

○政府委員(宮崎礼豊君) 法制局で考えた限りでは、おっしゃるとおりだと思っております。

○大瀬綱子君 そこを私は確認しておきたかったんです。できるだけ長官に強い権限を持つていた

だいたいんですよ。だから言つておきます。

しかし、今の中身を見てみると、最低限の解釈で守るのか最大限の解釈で守るのかというと、最低限のところで何とか辛うじてという姿勢しか見えないです。この確認書だけでやろうと。だから、さつき馳さんが言った五条二項のところに、諸外国では許可になつてゐるが日本の確認と同義語なんだというのをわざわざ一項入れなきやならぬ事態というのがこの法律の中で起つてゐる

わけでしょう。こういう矛盾というのはちゃんと起きているわけですよ。これはさつき馳さんが指摘をしていましたけれども、ここに行き着くわけですね。そういうことだとと思うんです。

それで、先ほど澤村局長は、国際的調和を図る意味でその五条二項の扱いをやりたいという御答弁をなさいました。それで、英文で国際的な会議に日本の法条を出すときに、英語で使われているパーミッションというのを使うのか、あるいは日本本の確認といふ、これはコンファメーションでしょうか、そういう言葉を使うのか、どちらを使おうですか。

○大瀬綱子君 最後に締約をして一番中身の薄い

法律案で締約をしたというようなことになると非常に恥ずかしいといふうに思いますので、中身をより充実した形で、世界の国々に決して恥ずかしくない、伍してやつてやける、あるいは公害大

国として環境立国を宣言した日本として、恥ずかしくない内容の国内法で世界の会議に出席をしていただきたいといふうに思うわけでございま

す。

最後に、環境庁長官、いろいろ申し上げてきましたけれども、環境庁の役割は本当に大きくなります。だんだん大きくなります。しっかりと予算もとりながら、そして強い権限を持ちながら各省庁に負けないきちんとした指導体制をとつていかなければやつていけない時代に参りました。どうぞ御決意を一言お願いしたいと思いま

す。

○國務大臣(石井道子君) このたびの南極地域の環境の保護に関する法律案、この持つ意味というものは大変大きく重要であるといふうに思つております。

ただいま、確認が許可かといふような議論もなされました。要は、この法律が適切に運用され、そして南極地域の環境の保護に実効が上がるよう、そういう具体的な対策を今後も環境庁挙げて取り組んでいかなければならないといふうに思つております。

○大瀬綱子君 終わります。

○竹村泰子君 きょうは、朝から南極地域の環境の保護に関する法律案について本当に中身の濃い御指摘のよくな訊し方もあるのかなという考えもあります。

いずれにいたしましても、これから、るる申し上げておりますように、日本国にとりましてどういすればいいのかわかりますので、だれが行行為者かといふことは各國にも通報いたします。そういう過程の中で法律の翻訳作業には着手しているわけでござります。そういう中で、ただいまの確認の証も含めまして研究をさせていただきたいと思います。

○政府委員(澤村宏君) 今、言葉の問題になつたわけでございますが、確認につきましては、先生の御指摘のよくな訊し方もあるのかなという考えもあります。

上げておりますように、日本国にとりましてどういすればいいのかわかりますので、だれが行行為者かといふことは各國にも通報いたします。そういう過程の中で法律の翻訳作業には着手しているわけでござります。そういう中で、ただいまの確認の証も含めまして研究をさせていただきたいと思います。

○大瀬綱子君 終わります。

○竹村泰子君 きょうは、朝から南極地域の環境の保護に関する法律案について本当に中身の濃い議論がされてきたといふうに思ひます。

事はどううに思ひます。もちろん、言つまでもなく南極は南半球の気候系と海洋系を動かすエンジンの役目を果たしておりますし、南極の冷たい空気が赤道周辺の熱帯性の気候に拮抗して働くことに

よつて地球が回つてゐると言つたら大げさかもしれませんけれども、そういうことで、だからこそ世界的な汚染物質の拡散を測定する研究室である

といふうな意味から大変大事な問題であり、私も環境委員会の中でこういう議論ができたことは、非常に私もよう一日有意義であったといふふうに思ひます。

先ほどからいろいろいと、一番の馳委員から始まりまして多くの委員たちがずっと指摘をしてまいりました。今も大瀬委員の方からございましたけ

ども、この議定書への加入が結局一番最後に発効ということになるわけなんでもうアプロントであります。何回も繰り返して言ひません。私の用意したところが大分言われてしまいましたので、なるべく同じことは言わないようしようと思ひますけれども、外務省にまず聞きます。

世界遺産条約が七五年に発効、我が国の加入は九二年に国会承認、国連砂漠化防止条約が九四年に作成、発効は五十番目の国加入後九十日、これまでいたけれども、まず私たちのフロントは外務省であるわけで、外務省はこの地球環境問題に賜りますようお願い申し上げます。

○大瀬綱子君 終わります。

○竹村泰子君 きょうは、朝から南極地域の環境の保護に関する法律案について本当に中身の濃い議論がされてきたといふうに思ひます。

事はどううに思ひます。もちろん、言つまでもなく南極は南半球の気候系と海洋系を動かすエンジンの役目を果たしておりますし、南極の冷たい空気が

よつて地球が回つてゐると言つたら大げさかもしれないけれども、そういうことで、だからこそ世界的な汚染物質の拡散を測定する研究室であるといふうな意味から大変大事な問題であり、私も環境委員会の中でこういう議論ができたことは、非常に私もよう一日有意義であったといふふうに思ひます。

それで、今、先生の方から御指摘がございましたように、確かに時間のかかっている条約もございます。他方、気候変動枠組み条約、それから生物多様性条約、それからオゾン層の保護に関するモントリオール議定書、これらにつきましては大

体一年ぐらいのうちには締結をしてきておりま

す。

また、地球環境問題といいますと、ここでも取り上げられたと思いませんけれども、二〇〇〇年以降の地球温暖化防止のための枠組みを決めなくちゃいけないということで、ことしの十二月には我が国で、京都でそのための締約国會議を開いて、そのためにも努力をしてまいりたい、かよう考えておりまして、今後とも、我が国それから全世界にとって有意義な条約についてできる限り早期の締結を行なうよう、引き続き努力してまいりたいと思つております。

○竹村泰子君 そんなことは聞いていないんですよ。私の聞いていることに全然答えていない。地球環境問題に対する外務省の姿勢を聞いているんであつて、いろんなことをやじられてお気の毒だとは思いますが、そういう答えを聞いているんじやない。どういうふうに地球環境を守ろうかと、日本はそのため、環境局にももちろん聞きますが、外務省の姿勢を聞いているんです。

○説明員(津曲俊英君) この地球環境問題は、我が国だけではございませんで、この地球全体の環境

先ほども申し上げましたけれども、気候変動

もしかり、それから生物多様性もしかし、それからバーゼル条約もしかし、それから絶滅に瀕した

動植物の保護に関するワシントン条約もしかし、

これらの条約の中には締結がおくれたものもござりますけれども、それぞれ、協議国会議、締約国

会議、いろいろございまして、その中で、我が国

いたしましてもさまざまなかい議の中で議長役を

果たしたり、それから中身についての議論を積極

的についているところでございまして、この地球環境問題につきましては、それぞれの条約につきまして積極的に貢献してまいりたい

と常常考えていたところでございます。

○竹村泰子君 私たちは政府委員の答弁をいつも

委員会で求めるわけです。外務省の姿勢はどうな

のだ、フロントの姿勢はどうなのだというふうな

質問をあなたにしても、大臣じゃないんだし、政

府委員じゃないんだし、外務省はこうでございま

す。

○竹村泰子君 こういうことは通告できませんか

ら通告してなかつたんですけれども、そういうこ

とを聞くために質問をしているんじゃないんです

すと言えないのは大変氣の毒だと思います。だから私たちは政府委員の出席を求めているわけでした、それを、レクを取りにきていつも言うのは、説明員でよろしくござりますでしようかと、ほどの省庁も必ずそう言つますよね。私たちはだめだと言つますが、きょうは何か衆議院で外務委員会が開かれているんですか、そう聞いたから私は納得したんですが、そうじゃないならもつとちゃんと答弁できる人を出してくださいよ。これは理事会にもお願いをしたいと思います。そんな答弁を聞くために私たち徹夜近く質問をつくっているわけじゃないですか。まあ、あなたをいじめてもしようがないので。

ただ、旧法は外務省の担当だったわけですよ

ね。今度環境庁の担当になるわけで、だから、よ

かつた、やれやれと思ってそういう態度をとつて

いたのかと言いたくなるくらいだけれども、まさかそうではないでしょうか。どうですか。

○説明員(津曲俊英君) 旧法の南極動植物相の保

護法は外務省の主管でございましたけれども、現

在審議いたしております国内担保法案は、国内

の行政措置を要するものでございまして、從来か

ら國際約束の実施及びその確実な履行につきまし

ては外務省がもちろん所掌をしているわけでござ

りますけれども、かかる國際約束の内容が国内的

に各省庁の所掌に属するものにつきましては、各

省庁が国内行政上の措置として各省庁の所掌事務

の範囲内において必要な国内制度を整備するとい

うことが通例でございまして、今回もこういうこ

とになつたわけでございます。

それで、ちなみに、環境基本法が制定されまし

て、その中におきまして南極地域は国際的に高い

価値が認められている環境と位置づけられたわけ

でございまして、この脈絡で環境庁の所掌する法

律案ということになつたものと承知しております。

○竹村泰子君 こういうことは通告できませんか

ら通告してなかつたんですけれども、そういうこ

とを聞くために質問をしているんじゃないんです

す。

そこで、影響評価についてお伺いいたします

が、この議定書の附屬書Ⅰでは、包括的な環境評

価というものが決められております。しかし、この

法案は、南極地域の環境の保護に関する法律案で

あるにもかかわらず、影響評価はどこにあるのか

わからない、全く隠れていて。全体がそろでござ

いますと言えばそうかもしれないけれども、環境

影響評価といいうものは全く見えないんですね。ど

うしてこの手続について章を起こし、規定をしな

かつたのか。それから、議定附屬書Ⅰにある三段

階の手続をどうしてそのまま法案の中に規定しな

かつたか、その理由は何ですか。

○政府委員(澤村宏君) この法案の中におきまし

ても、環境の評価につきましては、附屬の図書と

いうことで申請者は申請することができます。ま

た、ついていない場合には、環境庁といたしまし

て、それを求めることができるという仕組みに

なつてゐるわけでござります。

○竹村泰子君 そんな答えはないでしよう、そん

なそつてのない答え。環境影響評価といいう項をな

ぜ起こさなかつたのかと言つてゐるんです。

○政府委員(澤村宏君) それは、先ほど来議論が

ありましたが、今回の法律におきましては、確認

という、そういう法のスキームをとつたためにそ

のようになつてゐるわけでござります。

○竹村泰子君 さつきの大淵委員のお話にあつた

確認ですね。でも、日本の国内法ですから、確認

すればいいというもののじやないのではないか

うか。

私は、法律の専門家でもないし環境の専門家で

もないからわかりませんが、そういう姿勢でいい

のかなと思いますが。

○政府委員(澤村宏君) 申請に基づきまして確認

をいたします。確認がないものにつきましては、

南極の地域におきまして南極地域活動というもの

をすることができないわけでござります。

○竹村泰子君 いや、環境影響評価といいうのは確

認すればいいものですか。

○政府委員(澤村宏君) 確認に当たりましては、

環境影響評価といふことが重要な要素になることは先生御指摘のとおりでございます。

○竹村泰子君 環境庁は環境影響評価法をお出しになつたんですね。お出しになつたばかりですね、まだほやほやで、審議はされておりませんけれども。その環境庁が、なぜこの法案の中に環境影響評価ということを明確にあらわさないで、それで法案を提出されたか、どうしても私はわからぬ。長官、どうですか。

○政府委員(澤村宏君) ただいま今回の制度の仕組みについて申してきたわけでございますけれども、環境庁といたしましては、申請書が提出されますと、第八条第一項の規定に基づきまして、審査を行つため必要があると認めるときは申請者に対しまして環境影響評価書に相当する図書の提出を求めることができる、そういうふうになつているわけでございます。そして、この審査を適正に行つため必要があると認めるときは申請を行つたために必要があると認めるときとは、申請にかかわります活動の環境影響の程度が極めて軽微なもの以外であるというふうに判断される場合でございます。

○竹村泰子君 議定書はかなり詳しく計画の初期の段階から始まって、影響評価をして、そして包括的な環境評価書に基づく決定をする手続をして、評価書に基づく決定をして、監視まで書いてあるんですね。ですから、そういうことに比べますと、私は何か大変に肩透かしを食わされたような気がしたんです。だから、必要であると認められる場合は、だれが認めるのかわかりませんが、観光客は別として、南極の中に進出していく事業というか、設備というか、そういうことにはすべて環境影響評価をしなきゃいけないと思いますけれども、どうですか。

○政府委員(澤村宏君) この議定書とこの法案との違いについて一ヵ所だけ申し上げますと、確かに先生御指摘のとおり、議定書の附属書の方では、環境影響評価のところに予備段階 初期の環境評価書、それから包括的な環境評価書となつておりますけれども、これらのうちの予備段階のも

のにつきましては、環境影響評価といふものは必ずしも必要ということにはなつております。

我が法制をするに当たりまして、確認制度を取りまして、申請者に対しまして、まず申請をしていただきと。しかしながら、いろんな行政実務が積み上がってまいりますれば、どういうものが環

境影響評価が必要で、必要でないかともわかつてくるわけでございます。そういうことで、過重な負担はかけないというような意味をも含めまして、現在提案しているような法制の仕組みにしたわけでございます。

○竹村泰子君 人間は生きているからすごい有害なものが出すんですよね。そして、人間の生活するところというのはすべて廃棄物を出しますよね。そういう意味では、私はすべてのものに環境影響評価の義務をつけなければならぬというふうに思つたんですけれども、議定書とこの法案とを対比させながら国内法上はどのような運用になるか、手続になるかと。もうお答えになつたのかな。いいのかな。それで、必要と認められるときには影響評価を行うということですね。

それでは非常に物足りない。物足りないというか、不足しているのではないかという思いがしてなりません。今後の実際の運用に当たつては、極力影響評価をきちんとやるように求めたいと思います。

それから、先ほどから出ておりましたけれども、環境庁の職員が前もっての法案準備のための調査に観光ツアーで南極に行かなきやならないといふ情けない状態があるわけです。これは環境庁としてはやはり非常に厳しいかもしれないけれども、環境影響評価をしなきゃいけないと思いますけれども、どうですか。

○政府委員(澤村宏君) この議定書とこの法案と私には思いますけれども、どうやって監視をするか、具体的に教えてください。

○政府委員(澤村宏君) 先生御指摘のとおり、この国内法が実施された場合、その実施上の問題と

して、現地におきます法律の履行状況の監視指導ということは極めて重要な課題であるというふうに考えております。環境庁といたしましても、職員を現地に派遣することも含めまして、今後関係省庁とも相談してまいりたいと考えております。

なお、議定書におきましては国際的な監視員による査察も実施されることとなつておりますので、これらを通じても本法の遵守を図つてまいりたい、そのように考えております。

○竹村泰子君 私も、それから多くの国際的なNGOの団体も考えていることは、やはりこの環境保護議定書がきちんと履行されるかどうかを監視する常設機関、またこれ一つの大陸への進出になるかもしれませんので余り好ましくないのかもしれませんけれども、今ある施設の中に置くとか、そういう形で常設機関、独立機関が必要ではないかと、協議国会議等におきましても、これから本当にどういうふうにアセスをやっていくのかといふようなこと、あるいは先ほど来いろいろ御討論がありましたが、今すぐじゃなく将来的にどういうふうに考えられますか。

○政府委員(澤村宏君) この議定書が発効されると、協議国会議等におきましても、これから本当にどういうふうにアセスをやっていくのかといふようなこと、あるいは先ほど来いろいろ御討論がありましたが、今すぐじゃなく将来的にどういうふうに考えますが、今すぐじやなく将来的にどういうふうに考えられますか。

○政府委員(澤村宏君) 委員会の役割ということではございますが、環境保護委員会につきましては、議定書本文の十一条にございます。「この議定書により環境保護委員会を設置する」、「各締約国は、委員会の構成国となる権利及び代表を任命する権利を有する。代表は、専門家及び顧問を伴うことができる。」ということで、以下三号、四号、五号、六号と累次この環境保護委員会の内容につきまして規定されているところでございます。これに従いまして私どもいたしましても適切に対応してまいりたいと思います。

○竹村泰子君 条約議議國の役割の方はどうですか。今の環境保護委員会といふのはまだないんですね、現在は。それで、この後条約が動き出せばつくられるんですね。

○政府委員(澤村宏君) 協議国会議についてのお尋ねでございますが、それは十条に同じく南極条約議議國会議といふ規定がございますが、これまで以上の頻度でそういう協議国会議と

いうようなものも行われないと、恐らくこの議定書が順調に施行されないのではないか、そのよう

に考えております。

○竹村泰子君 そのためにも、議定書締約国の連絡を密にするなどネットワークが必要だといふふうに思いますけれども、環境保護委員会や南北極条約協議國の役割を聞かせてください。

○政府委員(澤村宏君) まず、議定書の的確な履行のための取り組みといふことをございますが、技術上の助言を参考として、次のことを行う。」

○竹村泰子君 そのためにも、議定書締約國の連絡を密にするなどネットワークが必要だといふふうに思いますけれども、環境保護委員会や南北極条約協議國の役割を聞かせてください。

○政府委員(澤村宏君) ちょっと補足して申し上げます。

○竹村泰子君 私の後の質問聞いてないんですか。例えば、禁止事項などを犯している人がいるかもしれない。環境影響を破壊している人がいるかもしれない。そういうときにどうやって監視をするか、具体的に教えてください。

○政府委員(澤村宏君) 先生御指摘のとおり、この環境保護委員会につきましては、条約が、この

的確な履行を確保するため他の締約国との連携といふものは、今申しましたように非常に重要でございます。そういう場におきまして、査察の実施に関する情報交換あるいは他国の相当法令による手続内容あるいは許可の運用状況についての情報交換ということが行われるわけでございます。

○竹村泰子君 委員会の役割を聞かせてください。

○政府委員(澤村宏君) 委員会の役割といふことで、そうしたことを通じまして各国と密接な連携を図るように対処してまいりたいと思います。

ます。失礼いたしました。

○竹村泰子君 と/orことありますから、一国で五十もある全部の基地を監視するというのもなかなか大変ですから、自國の基地だけでもなかなかできないと思いますけれども、ネットワークをしっかりとつくって、やっぱり南極はみんなもの、世界じゅうのものである、クリーンに置いておきたいのだということで、ぜひ大きな力を日本は出していただきたいということです。

かなり時間がなくなつてきましたので、文部省においていただいていると思いますけれども、廃棄物、先ほどから議論がございましたが、さつきお答えになつていただいいたのは、焼却装置についても議定書に従つて二次装置のあるものをきちんと据えるといふふうなお話をしておられましたけれども、この実態、費用、計画、それからみずほ基地についてはどうなのか、お答えください。

○説明員(岩本涉君) まず、みずほ基地は第一十七次隊、今からおよそ十年前に越冬観測を休止いたしまして、現在は無人観測ということになつております。廃棄物は発生しておりません。

廃棄物関係の予算措置でございますけれども、汚水処理装置というものの、約一千八百万ほどのものでござりますが、それを導入する一方、廃棄物の持ち帰りでござりますとか日本での処理費用を合わせて、平成九年度予算におきましては南極地域観測事業費の中で六百三十二万円を計上しているところでございます。

○竹村泰子君 廃棄物の処理は、新聞報道なんかにも本当に大変な昭和基地の廃棄物の残骸が写されていて、先ほども「しらせ」で運んで持つて帰つてくるというお話をされましたけれども、大体初めからそういうことは考えなくちゃいけなかつたことで、昭和基地ができて何十年ですか、その間はつておいたというか、ほつておいたわけではないんでしょうかけれども、しかし垂れ流しに近かつたという、そういう状況で南極を使ってよかつたのかと。もう取り返しがつかないから一生

懸命せつせと回収するしかないわけですねけれど

も、大陸にしみ込んだ油とか、先ほども出ておりましたが、海を汚染している

というふうに思います。

これからそういった調査、それから南極地域に生息しない植物の生息、あるいは粘菌類とかウイルスとか、そういうのが人間が入ると必ず

とも。そういうものがどのような経路で入つたか

とか、海洋汚染も含めまして防止対策、どのような経路で入つたかということは防止対策を考えるということですから、そのようなおつもりがありますかどうですか。

○政府委員(澤村宏君) 今、先生お尋ねの後段の方からお答え申し上げたいと思いますが、外來生物の持ち込みの関係ですが、議定書におきましては、食用の植物などを除きまして、実験用の動植物などにつきましても規制が必要とされています。

この法律におきましても、これを担保するために、確認の審査の際にこれらの点もチエックすることとしております。

なお、大、それから生きている鳥類はいかなる場合も一定の病気の検査を受けたものに限られるというふうになつております。

また、汚染の実態ということについてでございまますが、我が国、それから諸外国の観測活動、あるいはグリーンピース等の国際NGOなどによります調査研究等により把握されてきているところ

でござりますが、環境庁といたしましても、これらの情報、それから知見の活用を図るとともに必要に応じて学識経験者の意見を求めるなどによりまして、本法の適切な運用に努めてまいりたいというふうに思つております。

特に今後は、活動実施の際に義務づけられます

モニタリングのデータ等も活用いたしまして、さらに南極地域の環境に関する最新の情報あるいは

知見の収集、把握に努めてまいりたい、そのように考えております。

○竹村泰子君 これは最後の質問になると思いますが、ぜひ大臣にお答えいただきたいんですけれども、どのようにお考えかということです。

さつきエネルギーの問題が出ておりました。済みません、もしかしたら私は通告をしていないかもしれません。しかし、私は本当にクリーナーをどう使おうかということいろいろな方法を考えられておりました。済みません、もしかしたら私は通告をしていないかもしれません。今、通産省でも本当にクリーナーエネルギーをどう使おうかということいろいろな仕事であるわけで、実効性のある責任ある対応を求めるべきであります。これらの問題とのかかわりで、私は実際に南極観測活動に従事なされた人の話を聞く機会がございました。その中で要望として出された一つがこういう廃棄物処理にかかる要員の方の配置の問題であります。

そこで、事実確認としてます文部省にお尋ねしますが、現在行なわれている第三十八次の観測隊で結構ですが、夏と冬、その中で研究者、設営要員がどういう構成になつてているか、お示しいただきたいと思います。

○説明員(岩本涉君) 南極観測隊の構成でございまますが、平成八年十一月に南極地域に派遣した第三十八次観測隊の構成は次のとおりでございま

す。

これはすぐにはできないかも知れないけれども、そこを通産省とも御相談なさつて、環境庁はこういう方針を立てました、化石燃料はあるべく減らしたいんです、南極では特にそつなんです

ということを、どうぞ大臣、頑張って主唱していただきて、ぜひきれいなエネルギーを使って暮らすことができるよう力を發揮していただきたい

と思います。

御決意のほどを聞いて、終わります。

○国務大臣(石井道子君) 南極の環境の保全を図ついくということは大変重要なことであります。

通常夏隊と言つてはいるものの、これは平成八年の十一月に出発いたしまして平成九年の三月末に既に帰国をしておるわけでございますが、夏隊が総計十八名、うち研究観測に従事する者が十一名、それから設営、この中には隊長、副隊長も一応含まれますが七名。越冬隊でございますが、この人はちは夏隊よりも一年多く南極にいるわけでございまますけれども、越冬隊は総計四十名、うち研究観測十七名、設営二十三名。総計、夏隊、越冬隊合計五十八名、うち研究観測が二十八名、設営が三十名、このような構成になつております。

○有働正治君 合計するとほぼ一対一的な割合だけれども、夏隊の場合には設営要員がはるかに低い、冬隊もアンバラがかなりあるということです。

外國の場合は二人の研究者に対し十三人の設営要員、

オーストラリアでは研究者八人に對し十八人の設
営要員と、この比率が大きく違つてゐるわけであ
ります。もちろん、研究対象あるいは國の事情
等々いろいろあることはあるだらうと思うわけで
ありますが、日本の場合には設営要員というのが
他国に比すれば非常に比率が低いといふ状況にあ
ることは間違ひないということだらうと思うんで
す。

したがって日本の場合は今までの廃棄物処理の際は研究者の方々もそれに従事せざるを得ないということにならざるを得ないと考えるわけであります。そして、これから観測活動が毎年続き、そこで出される廃棄物を処理する場合にも同様で、研究者の方々も廃棄物処理等々の仕事に従事せざるを得ないと。観測日数にもあるいは観測でも支障なしとは言えないんではないかと。そこで、南極に実際お出かけになられた方々等のお話では、このことを何とか御考慮いただけめでだろうかと、その点を心配されておられたわけであります。つまり、廃棄物の処理という観點からいへば、隊の構成もし少し考えていただけないだろうかと。廃棄物の適正な処理の関係で、それが行わるるような人員を配置する、あるいはふやしていくなど、その際研究活動の水準が下がらないと、うにすることは当然だと思うのであります。この点での改善といいますか御検討をいただきたい。という要望が出されているわけであります。

この点について、文部省としての今後の検討をお願いしたいわけあります。

○説明員(岩本涉君) 先生御指摘のとおり、日本南極地域観測隊の場合には、諸外国に比べて、こいつた設営部門に携わる者の割合が少ないといいのは確かでございます。ただ、この点につきましては、背景としましては……

○有働正治君 いや、もう背景はわかっているから、今後のおれだけを。

○説明員(岩本涉君) はい。

平成五年度の第三十五次隊から、南極地域観測事業における廃棄物の管理計画の作成管理に当

る要員として、越冬隊に環境保全担当というものを一名置きますとともに、平成八年度には日本の国内の国立極地研究所に、環境保全対策の計画立案、装置の管理、隊員の指導等を行うための環境整備のための要員を一名参加させることを検討しているところでございます。これに加えて、本年十一月に出発する第三十九次の夏隊には、汚水処理施設の物関連の作業に合わせまして担当隊員を派遣することも含め検討しているところでございます。先生おっしゃったように、研究の水準がこれによつて落ちるということのないように今後も努めてまいりたいと思います。

話しております。國立極地研究所におきましては、隊員が帰国した後の五月に、所長の諮問委員会でございます外部の専門家を交えた極地研究所専門委員会というのを開催いたしまして、隊員の帰国報告を受けまして、その報告を参考に次の観測計画に反映させているところでございます。

また、南極地域観測統合推進本部の総会においても、帰国した夏隊、越冬隊の隊長から観測実施報告を詳細に聴取いたまして、隊員の意見を酌み取るように努めているところでござります。

○有働正治君 そういうことをやつておられるることは重々承知しているわけですが、その点でもう少し柔軟に現場の声を聞いていただきたい、こういう要望なんで、これについてだけ、改善をできるだけ意を込んでやつていただきたい。結論だけちょっとお示しいただければ。

○説明員(岩本涉君) 私もいろいろな機会に帰国隊員と接し、生の御意見あるいは注文、苦情ともいふようなことも聞くことがよくございます。そういうことを国立極地研究所あるいは本部を構成している関係省庁とともに解決していくのが今後の南極地域活動の充実につながると思っておりますので、先生の御指摘を踏まえ、今後も努力をしてまいりたいと思います。

○有働正治君 そこで、環境庁長官に、この廃棄物の処理問題を含めまして、午前中からの議論で指摘されていますように、環境庁の役割というものは非常に大きいわけで、国際的に模範になるよう取り組むという点ではなかなか各省庁の外圧とともに受けやすいところだと一般的に国民の中からも指摘されているわけで、やはり環境庁長官として、積極的に環境庁がイニシアチフをとって国際的にも模範になるように対応していくということを強く求めるわけであります。この点だけちょっとお示しいただければ。長官。

○国務大臣(石井道子君) 観測隊の活動に伴う廃棄物処理問題につきましては、この南極法を施行するに当たりまして、南極地域という極めて厳

い現地下におきましても語る事多々有りました。なるよう、現場の実情を十分にしんしゃくいたしまして、観測隊の活動を所管しております文部省とよく連携、調整を図りながらこの法案の運用に取り組んでまいります所存でございます。

○有働正治君 文部省の方、結構です。
そこで話を進めますけれども、この南極条約の環境保護議定書に盛られている義務規定を誠実に遵守していく上で一つの指標となると考えられるのが環境に関する条約、特に自然環境保護の条約による締約国の義務がどう守られているかが重要なだと考えるわけであります。

条約は批准し国内法をつくったが、条約に義務づけられ、また議定書や決議、勧告、ガイドラインなどで国内の自然の保全が求められているけれども遅々として進まない、あるいは乱開発などによつて破壊されかねないという問題があるわけで、その一例としてラムサール条約とのかかわりで幾つか質問したいわけであります。前段として、私、当委員会で諫早湾の干涸問題を取り上げました。これに関連いたしまして、農水省、環境庁にお尋ねします。

まず農水省です。国内の大きな団体でありますWWFJ、世界自然保護基金日本委員会から藤本農水大臣に要請書が届いていると思うわけでありますが、その事実確認とその内容を一言お示しいただければ。

○説明員(江頭輝君) 諫早湾干拓事業につきまして、世界自然保護基金日本委員会等から最近農林水産省に対しまして、自然環境・生態系の保全等の観点から事業の中止または見直しを求める要請書が提出されております。

○有働正治君 環境庁にお尋ねします。

同じくWWFJから環境庁に対しても来ているのではないかと思いますけれども、この事実確認と、もう一点、WWFJの会員は個人、団体数どれくらいと承知しておられるのか。また、国際組織WWFJというのは世界何カ国にあって、会員はどれぐらいだと掌握されておられるのか、お示し

○政府委員(澤村宏君) まず第一点のお尋ねでござりますが、WWFJが農林水産大臣の方に要望書を出したというその写しは我々もいただいております。

それから、WWFの組織についてでございます

が、会員数は個人会員約五万三千人、団体会員約

一千五百社といふ大変大きなものでございます。

○有馬正始君 それが国内じゃやないでしょ？

○政府委員(澤村宏君) 失礼いたしました。

日本委員会の方が五万三千人、それから団体が

一千五百社でございます。

それから、母体であります世界自然保護基金

は世界二十九ヶ国に国内委員会等を設置しております、会員数は約五百一十万人に亘ります。

全員数は約五百八十万ノとなりておりま。

○有効正治君 農水省にお尋ねいたします。

この諫早湾の干潟保全にかかわりまして、海外

の国際的な環境あるいは自然保護団体あるいは加

盟の役員や個人等からの要請が農水省に来てゐる

やに聞いていいるわけであります。その実情を

○説明會（工頭輝君） 最近、外国の環境保護団体
が、と表示したいができないと思ひます

等から農林水産省に提出されております要請書等

は、まずアメリカ・サンフランシスコの保護区を

完成させる市民の会、それからオーストラリア・

ブリスベーンのクワイーンスランドシギ・チドリ

類研究会等でござります。

この要請書の内容は、自然環境の保全また渡り鳥の生息地の保全等のため、国内の意見と同様で

この区域の保全等のため、国内の意見と同様でござりますが、事業の中止または見直しへて

というものであります。

○有効正治君 環境庁にお尋ねします。

「こういう外国の組織から、こゝは干潟といふこ

とて南方あるいは北方への渡り鳥の中継地になつ

ているわけでありまして、例えば北のロシアあたりから要請が届くとかそういう状況はあるのでありますか、環境庁。

○政府委員澤村宏君) 今、定かにはその具体的なことは思い浮かばないわけでござりますけれども、渡り鳥等につきましてはいろんな国際会議等がござります。そういう中でいろいろな要望等が出ているということ、それは承知しております。
○政府委員(田中健次君) この諫早湾の干潟につきまして、ロシアのNGO、インター・ナショナル・ソシオ・エコロジカル・ユニオンというところから環境庁に対しまして、諫早湾の干潟を残すことを希望する旨の文書が来ております。
○有働正治君 私の方で国内のこういう問題に携わつておられる自然保護団体の方々からお聞きしますと、アメリカの全米野生生物保護連盟の方からも近く出されるのか、強い要望がそういう団体に届いているということも聞いています。ありますけれども、環境庁にちょっとお尋ねしますけれども、このアメリカの全米野生生物保護連盟と、いうのはどれくらいの規模の組織なのか把握しておられるでしょうか。
○政府委員(澤村宏君) お答え申し上げます。
全米野生生物保護連盟は、野生生物保全に対する教育普及等を目的として設立されたものでございまして、全米で約四百万人が会員となっています。そういうふうに聞いております。
○有働正治君 今、農水省、環境庁からいろいろお示しになつた国際的な団体からの要請書等々、私も現物を見させていただきました。
(委員長退席、理事大瀬綱子君着席)
紹介がございましたオーストラリアのブリスベーンのシギ・チドリ類研究会のメンバーからの要請は、「多くのシギ・チドリ類は、日本を通過しながらオーストラリアと亞北極地域の繁殖地の間を渡ります。この鳥達は、日本の干潟で餌を取らなければなりません。この大切な餌場がなくなることは、この鳥類の個体群の減少と全滅の原因になります。」ということを説明しながら、「この一つです。」ということを説明しながら、この干潟保全について要望されています。

体の社会・生態系連盟からも同じように、「諫早湾の干拓事業は、東シベリアへ訪れる渡り鳥が利用する大切な中継地」でありますということでお話をされておられるわけであります。

また、アメリカの全米野生生物保護連盟は四百万人のメンバーがいるということですけれども、こういう団体、あるいはそのほかの団体等からいろいろ届いているということであります。

それから、この問題に取り組んでおられる日本のお聞きしますと六カ国、アメリカ、オーストラリア、香港、シンガポール、ロシア、デンマーク等々から署名が数百人分今届いている。その中には、モスクワ大学だとアドレード大学とか、学者、先生方、研究者、それから自然保護団体の代表的な方々、それから自治体関係者等々もおられて、今次々に寄せられているということを述べておられたわけであります。

そこで、こういう渡り鳥にかかる、しかも両方からを含めましての渡り鳥の中継地、えき場としての干潟あるいは湿地が日本にあるわけでありまして、農水省としてこの間の要望を重く受けとめていただきたいということを強く要望しております。

その上に立って、環境庁長官、所見だけちょっとお尋ねするわけであります。お聞きのところ、国際的な自然保護団体からも非常に憂慮するということで要望が届いていると。国際的な重みを持つ湿地、干潟は日本の場合多いというあらわれだと思いますのでありますが、これらあたりどう受けとめておられるのか。また、渡り鳥条約とのかわりもいろいろあるわけで、そのことも心配して指摘されているわけで、非常に重い提起が諸外国から出てきていると私は思うわけであります。が、ここらあたりについて所見だけ、感想を含めまして、長官にお尋ねいたします。

○國務大臣(石井道子君) 諫早湾の干拓事業につきましては、大変多くの団体から御要望が寄せられておりことを承知しております。

画像と化して二ヶ月間一睡もせずに温め続けるのをドキュメント番組で拝見したことがございました。すごいなと感動したわけですね。

厳しい環境の中でこれまで生き延びてくれたペンギンたちを、人間の活動によつて圧迫したり、それから絶滅の危険にさらしたりするということはあつてはならないことだと思いますが、人間活動によるペンギン類への影響としてどのようなことが考えられるんでしょうか。また、現に生息状況が悪化している種はありますでしょうか。お教えください。

○政府委員(澤村宏君) お答え申し上げます。

南極研究科学委員会というものがございますが、その委員会やグリーンピースなどの調査研究によりますと、人間の歩行や車両の運行に驚かされたペンギンが繁殖行動を中断してしまったり、驚いた親鳥が巣を離れた間に天敵でありますオオトウゾクカモメがひなや卵を捕食してしまうなどの影響が指摘されているところでございます。また、人間が近づくことによりまして無意識のうちにペンギン類に感染する伝染病などを持ち込むそれがあるということも指摘されております。

なお、ペンギンの生息状況につきましては、現在明らかに生息個体数が減少していることがわかつてゐるそついた種はいないものというふうに承知しております。

○末広真樹子君 ありがとうございます。

悪化している種がないということは一安心でございますが、国内法ではこれらの人間活動による影響からペンギンを保護するために、例えば子育てをやめてしまう、驚くとかいう、そういうのを保護するためにはどのような措置を講じてゐるのでしょうか。

○政府委員(澤村宏君) 今度提出しております法律におきましては、ペンギンなどの鳥類、それから哺乳類を捕獲または殺傷することは、第十四条第二項第一号というところで原則禁止するということしております。

また、同じく同項第三号では、生息状態や生息

環境に影響を及ぼすおそれのある行為はしてはならないというふうにしているところでござります。

○末広真樹子君 南極をなぜ守らなければいけないのか、それは一つには生物資源だと思うんです。

南極の海のプランクトンの生物量は日本近海の海の生物量よりも多く多いというふうに伺っておりますが、本当にでしようか。

○政府委員(澤村宏君) いろいろな資料はあるわけございますが、直接的に日本近海におきます、そういう海におきます、資源量と申しますか、生物の種との具体的な比較といふものは、ちょっとと持ち合わせております。

○末広真樹子君 プランクトンの量というのも資料をお持ちじやございませんか。

○政府委員(澤村宏君) らよつと専門でないもので申しわけありませんが、南極地域において同じような方法での調査方法による比較といふものはないと聞いております。

ただ、先生が御示唆されていますように、オキアミ等豊富なそつした生き物がいるということも事実でござります。

○末広真樹子君 それはこれからおいかけて、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなということで、宿題にしましてはと同様課題かなMERCHANTABILITY

常駐で行つていらないそうでござりますが、常駐で行つていないなら南極観測隊に参加するなどして環境庁としても調査を行つていかないと、わからぬことがいっぱいじやないかなと思うんです。

○政府委員(澤村宏君) おっしゃるとおり、現在のところ環境庁といつしましては、南極地域に滞在して生物資源にかかる調査を行つております。

しかししながら、南極地域の生物資源の状況について把握することは、南極地域の環境の保護のための法律を的確に実施していくための前提にもなるわけでございます。したがいまして、我が国が南極観測や諸外国の観測活動を初めとする各種の調査研究を活用するとともに、必要であれば環境

調査研究を行つことを含めまして今後の課題として検討してまいりたいと考えております。

○末広真樹子君 ゼひぜひ、大きな課題であると思ひます。北極ではこの十年間で水温が一・五度も上がっているということがモニタリング調査でわかっているという意見も報道されております。

そして、その温暖化の影響がどういうところに出ているかといいますと、「一ヶ月も早い水路の解氷、そしてペルーガと呼ばれるシロイルカ、これが三週間も早くやつてくる」ということなどに見られております。

驚くべきことに、そのペルーガの死体は産業廃棄物として回収されております。いささか異常なことが起きているのかなと思われるを得ないです。

私は大体自分で現場調査して足で稼いでくるタクシントンですから、南極の海水は大きな森林と言えます。それはほとんどが植物性プランクトンです。

私が大体自分で現場調査して足で稼いでくるタクシントンです。それはほとんどが植物性プランクトンです。

私は大体自分で現場調査して足で稼いでくるタクシントンです。それはほとんどが植物性プランクトンです。

私は大体自分で現場調査して足で稼いでくるタクシントンです。それはほとんどが植物性プランクトンです。

また、死んだペルーガがなぜ産業廃棄物として処理されるのかということにつきましては、申しわけありませんが、ちょっとと承知はしていませんので、よろしくお願ひをいたしたいと思います。

それから、南極地域においても、今のペルーガのようなそういう環境汚染によって生息する野生生物が大量死したような事例があつたとは承知しております。ただし、南極観測隊等が採取した標本の分析によりまして、南極地域に生息するペンギンやアザラシからもP.C.B.やD.D.T.等の有機塩素系化合物が検出されているということをお伺いしております。

○末広真樹子君 びっくりしますですね。やっぱりあるんですね。こういうことが出でているということは、調査しなくても出でているということは、これはやっぱり絶対に環境庁は常駐で調査する必要があるんじゃないかなと思ひますが、ここまでやりとりで環境庁長官ちよつと、質問通告にはございませんが、御感想をお聞かせいただけませんか。

○國務大臣(石井道子君) 南極地域における観測につきましては、今まで文部省が行つてきたといふことがあります。今回の法律が成立をいたしました際には、特に環境問題に対する責任と義務が課せられてくるというふうに思つておりますし、今後の問題でありますけれども、できるだけ前向きに取り組まなければならないと思っております。

○末広真樹子君 そうですね。大いに検討の必要があると思います。

常駐をすべきであるという御指摘もありましたけれども、この問題につきましては人の問題、予算の問題、いろいろありますけれども、今後検討させていただきたいと思つております。

○末広真樹子君 そうですね。大いに検討の必要があると思います。

南極地域の温暖化の現状を把握するためには、文部省にお伺いします。

南極地域の温暖化の現状を把握するためには、文部省にお伺いします。

南極地域の温暖化の現状を把握するためには、文部省にお伺いします。

南極地域の温暖化の現状を把握するためには、文部省にお伺いします。

南極地域の温暖化の現状を把握するためには、文部省にお伺いします。

南極地域の温暖化の現状を把握するためには、文部省にお伺いします。

部省ではどのような観測を行っていますか。

○説明員(岩本涉君) 日本の南極地域観測隊におきましても、昭和基地におきまして地球の温暖化に関して定常観測ということで毎年実施しているわけでございます。それによりますと、昭和基地の周辺においては顕著な温暖化傾向は見られていないという報告を受けております。

○末広真樹子君 この観測結果なども踏まえまして、環境庁としては地球温暖化の現状についてどのような見解をお持ちでしょうか。

○政府委員(浜中裕徳君) お答えを申し上げます。

ただいま文部省からも御答弁がございましたが、南極半島部の気温上昇は見られておりますけれども、その他の昭和基地などでの観測ではこのような気温の上昇傾向は見られないということでございまして、こうした南極地域の状況と地球温暖化との関係を科学的に判断をするにはさらなる知識の集積が必要であるというふうに考えております。

しかしながら、全体的に見てまいりますと、気候変動に関する世界の専門家を集めました政府間パネル、IPCCというものが平成七年の末に第二次の評価報告書をまとめておりまして、それによりますと、既に過去百年間でおおよそ地球の全体の平均気温、平均で見てまいりますと〇・三度から〇・六度上昇している、しかもさまざまな証拠を比較、検討いたしますと、気候に対する人間活動の影響が示唆されるというふうにしているところでございます。

そして、このまま推移をいたしますと、その影響といたしまして、森林がござりますとか水資源、あるいは食糧生産、さらには沿岸地域における洪水や高潮による被害、あるいはマラリアなどによる人間の健康への影響など、多様な深刻な影響が発生するものというふうに懸念を予測しているところでございまして、私どもとしても大変人類の将来にとって深刻な問題であるというぐあいに認識をしている次第でございます。

○末広真樹子君 お聞きのように、文部省と環境庁とでは見解が著しく異なる。これは非常に問題だなと思うわけでございますね。今回の環境保護議定書の考え方方に立てば、今後南極地域においては科学的調査の推進と環境の保護というのはいわば車の両輪として一体的に進めることが必要だと思います。

気温温暖化についてこれだけ認識が違うなんということは一体どちらを信じればいいというようになりますので、ぜひ一体的に観測活動と環境保護を、それぞれ所管する立場の文部省及び環境庁は今後の協力、連携についてどのようにお考えでしょうか。

○説明員(岩本涉君) 本日の御議論でもたびたび出てまいりましたとおり、地球環境保護は世界的な課題となっている中で、あらゆる環境変動といふのは極域に顕著にあらわれる。その意味では南極地域活動が環境に負荷を与えるという面とともに、南極地域観測統合推進本部の研究活動自体が、南極地域のみならず、全地球的な環境保護に資するものと考えております。

それから、地球環境の観測拠点として南極地域の特性を見るとき、これからは各国が独自に観測活動を行うだけではなく、例えば昭和基地においてそういうことが見られておるとか見られておらぬとかということではちょっと困るなど、各国が共同で実施するような観測活動にも積極的に取り組んでいく必要があると思います。文部省は、我が国が率先して世界南極観測隊のような考え方を御提案するお考えはないんでしょうか。

○説明員(岩本涉君) 先生御指摘のとおり、南極観測における科学的研究というものが南極大陸の自然現象の理解という段階から、もはや地球規模変動の解明を目的とした地理研究の段階、そういうふたものに大きく局面を変えつつあるということは論をまたないところでございます。こういった地球規模変動の環境評価とその変動メカニズムを理解する上で、南極観測事業が学際的、総合的、さらには国際的な枠組みの中でやっていくことがあります。

○説明員(岩本涉君) 今詳細なデータを手元に持つてなくて縮縦なんでござりますけれども、研究者間ではそういったインターネット等を用いて各種のデータの交換等はやっていると伺っております。

○末広真樹子君 つまり公開情報なわけですね、オープンでやっているということですね。

○説明員(岩本涉君) 私ども文部省の所管しております学術研究というのは基本的に公開を目的とした研究、そういうものを実施しております。

○政府委員(澤村宏君) 世界南極観測隊のような考え方、これ同じ質問を環境庁長官はどのようにお考えでしようか。

私はもといたしましては、冒頭、先生が引用された南極条約に基づきました、科学者の交換というのを行っております。平成八年度におきましても、観測活動によって蓄積された各種のデータ

というものは議定書に基づく南極地域の環境保護策にとても重要な基礎となるものでございま

す。そのようなことで、やはり科学的な調査と環境の保護というものは一体となつて取り組むべき課題であるというふうに思いますし、今後も観測活動との協力、連携を図っていくことが大変重要であるというふうに思います。

今後も、文部省等関係省庁とも相談をしながらその具体化に向けて取り組んでまいりたいと思つております。

○末広真樹子君 関係省庁との連携、ぜひ必要かと思います。

それから、地球環境の観測拠点として南極地域においてそういうことが見られておるとか見られておらぬとかということではちょっと困るなど、各国が共同で実施するような観測活動にも積極的に取り組んでいく必要があると思います。文部省は、我が国が率先して世界南極観測隊のような考え方を御提案するお考えはないんでしょうか。

○説明員(岩本涉君) 先生御指摘のとおり、南極観測における科学的研究というものが南極大陸の自然現象の理解という段階から、もはや地球規模変動の解明を目的とした地理研究の段階、そういうふたものに大きく局面を変えつつあるということは論をまたないところでございます。こういっ

た地球規模変動の環境評価とその変動メカニズムを理解する上で、南極観測事業が学際的、総合的、さらには国際的な枠組みの中でやっていくこ

ともは論をまたないところでございます。こういっ

た地球規模変動の環境評価とその変動メカニズムを理解する上で、南極観測事業が学際的、総合的、さらには国際的な枠組みの中でやっていくこ

ともは論をまたないところでございます。こういっ

た地球規模変動の環境評価とその変動メカニズムを理解する上で、南極観測事業が学際的、総合的、さらには国際的な枠組みの中でやっていくこ

う。また、昭和基地には中国、ニュージーランドから研究者の受け入れを行つたところでございま

す。また、外国との共同観測という観点から、中国の中山基地に二名の日本人研究者を派遣したところでございます。こういつた南極に関する研究の情報交換につきましては、三十二ヵ国が加盟しております南極研究科学委員会、SCARと略称してあります。そこには我が国も参加するなど積極的な対応を行つておるところでございます。

昭和基地というものが東南極の数少ない観測拠点として観測ネットワークの今後重要な位置と役割を世界的に期待されておるわけでござりますので、今後とも各國と連携して本事業を実施してまいりたいと思っております。

○末広真樹子君 ちょっと今お聞きしていく思つたんですが、観測ネットワークということをおつしいましたが、それはもう既にインターネットのホームページがなんかを利用して各観測基地同士のやりとりというのは始まっているんでしょうか。

か、ちょっと突然で、もしおわかりでしたらお答えください。

○説明員(岩本涉君) 今詳細なデータを手元に持つてなくて縮縦なんでござりますけれども、研究者間ではそういったインターネット等を用いて各種のデータの交換等はやつていると伺っております。

○説明員(岩本涉君) つまり公開情報なわけですね、オープンでやつてあるということですね。

○説明員(岩本涉君) 私ども文部省の所管してお

ります学術研究というのは基本的に公開を目的とした研究、そういうものを実施しております。

○説明員(岩本涉君) 世界南極観測隊のような考

えでしようか。

私はもといたしましては、冒頭、先生が引用された南極条約に基づきました、科学者の交換というのを行つております。平成八年度におきましても、観測活動によって蓄積された各種のデータ

ことは論をまたないところでございます。こういっ

隊、すなわち各団が共同して観測を行うというこ

とは、南極地域の環境の状況について共通の認識を形成することにつながるなど、国際的に協力して南極地域の環境保護をしていくための基礎を醸成するという点におきまして意義のあるものであるといふに考えております。

○末広真樹子君 南極地域での温暖化が進みますと、相当な広さの陸地が海に沈むと言われております。そういう意味で、南極地域の温暖化モニタリング調査というのがとても重要な点だと思っていました。

さらに、我が国として本年度に開催される予定の地球温暖化防止京都会議において、実効性のある温暖化防止対策を進めていくために、先ほど来の御答弁で、現在関係省庁との連絡に追われているところであるということですが、積極的な提案を行なうべきであるという凛然たる決意をお持ちなんでしょうか。

私は、本年度は、これはもう平成環境元年、これはアセス法案を含めて、そういう年なんだなとうふに、節目だと実感するわけでございました。最後に、大臣の御答弁をお伺いいたします。

○国務大臣(石井道子君) 地球温暖化の最も大きな原因が二酸化炭素の排出でございます。それによつて南極地域もさまざま影響が生じるということも予想されるわけでございますが、このためにも地球温暖化防止京都会議を何としても我が国がリーダーシップをとつて成功させなければなりません。

そのためのさまざまな取り組みを現在しているところでございまして、十二月までにはまだ半年ちょっととありますけれども、その間にやはり日本としてそのための政策を決定し、そして国際的にも納得がいけるよう数値目標も定めながらということで取り組む決意を新たにしているところでございます。それにはいろいろと関係省庁の調整がかかるかと思いますが、それを乗り越えて日本としての成功を期すために頑張っていきたいと

思っております。

○末広真樹子君 ゼビ主体的決意を持つてリーダーシップをとつて取り組んでいかれることを望みます。そんなことはないと思うんですけれども、決して会議の場を提供するだけの国際会議にならないように、僭越ながらお願い申し上げて、私の質問を終わらせていただきたいです。

○委員長(渡辺四郎君) 他に御発言もないようですか、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

○委員長(渡辺四郎君) 他に御発言もないようですか、質疑は終局したものと認めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(渡辺四郎君) 全会一致と認めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(渡辺四郎君) 全会一致と認めます。

保に努めること。

三 南極地域活動に係る環境影響評価の十分な実施に努めるとともに、締約国間における同制度の運用方針の確立を急ぐこと。

四 昭和基地に集積・保管された雪上車、ドラム缶等の廃棄物の適切な処理を行うなど、同基地の環境保全体制の確立に努めること。

五 増加する観光客に対し、「基本的な配慮事項」の周知徹底を図るとともに、旅行業者に對する適切な指導を行うこと。

なお、指導に当たつては、一九九四年の南極条約協議国会議で合意された「南極観光及び非政府活動に関する勧告」に基づく「南極の観光及び非政府活動に関する手引き」を配慮すること。

六 ベンギン、アザラシ等から、重金属、有機塩素系化合物などの有害な物質が検出されていること等にかんがみ、南極を含む地球環境保全対策に努めること。

七 ベンギン、アザラシ等から、重金属、有機塩素系化合物などの有害な物質が検出されていること等にかんがみ、南極を含む地球環境保全対策に努めること。

八 ベンギン、アザラシ等から、重金属、有機塩素系化合物などの有害な物質が検出されていること等にかんがみ、南極を含む地球環境保全対策に努めること。

九 ベンギン、アザラシ等から、重金属、有機塩素系化合物などの有害な物質が検出されていること等にかんがみ、南極を含む地球環境保全対策に努めること。

十 ベンギン、アザラシ等から、重金属、有機塩素系化合物などの有害な物質が検出されていること等にかんがみ、南極を含む地球環境保全対策に努めること。

十一 ベンギン、アザラシ等から、重金属、有機塩素系化合物などの有害な物質が検出されていること等にかんがみ、南極を含む地球環境保全対策に努めること。

十二 ベンギン、アザラシ等から、重金属、有機塩素系化合物などの有害な物質が検出されていること等にかんがみ、南極を含む地球環境保全対策に努めること。

十三 ベンギン、アザラシ等から、重金属、有機塩素系化合物などの有害な物質が検出されていること等にかんがみ、南極を含む地球環境保全対策に努めること。

十四 ベンギン、アザラシ等から、重金属、有機塩素系化合物などの有害な物質が検出されていること等にかんがみ、南極を含む地球環境保全対策に努めること。

十五 ベンギン、アザラシ等から、重金属、有機塩素系化合物などの有害な物質が検出されていること等にかんがみ、南極を含む地球環境保全対策に努めること。

十六 ベンギン、アザラシ等から、重金属、有機塩素系化合物などの有害な物質が検出されていること等にかんがみ、南極を含む地球環境保全対策に努めること。

○委員長(渡辺四郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(渡辺四郎君) 御異議ないと認め、さよう決意いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十二分散会

○委員長(渡辺四郎君) 御異議ないと認め、さよう決意いたしました。

○委員長(渡辺四郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(渡辺四郎君) 御異議ないと認め、さよう決意いたしました。

○委員長(渡辺四郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

平成九年四月二十一日印刷

平成九年四月二十二日発行

参議院事務局

印刷者

大蔵省印刷局